

第21回札幌市感染症対策本部会議

1 日 時： 令和2年12月24日（木） 午後5時～

2 場 所： 本庁12階「1号～3号会議室」

3 会議次第

- (1) 現時点の発生状況と対応状況について
- (2) 北海道における取組について
- (3) 札幌市における感染拡大防止対策について

4 資 料

- ・札幌市の新型コロナウイルスに係る対応（概要）
- ・第30回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料
- ・各局区における取組状況等の報告資料

札幌市の新型コロナウイルスに係る対応（概要）

※下線更新箇所

1 市内感染状況（12/23 現在）

(1) 陽性者状態別内訳

（単位：人）

陽性者(累計)	現在患者		死亡者 (累計)	陰性確認者 (累計)
	軽症・中等症	重症		
7,916	886	869	209	6,821

(2) 男女別・年代別内訳

（単位：人）

年代	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上	非公表	計
男性	7	296	781	568	506	423	322	292	193	76	54	3,518
女性	2	228	847	503	464	429	317	296	339	216	82	3,723
非公表	12	9	13	6	5	5	4	2			619	675
計	21	533	1,641	1,077	975	857	643	590	532	292	755	7,916
現在患者		33	86	66	88	93	81	124	174	99	42	886
陰性確認者	21	500	1,555	1,011	886	760	543	420	283	137	705	6,821
死亡者					1	4	19	46	75	56	8	209

2 対応状況

(1) 対策本部等

○12月16日 第2回札幌市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

<議題>

- ・10月28日以降の感染防止対策の取組
- ・市内感染状況
- ・医療提供体制

○12月10日 第20回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・医療機関・福祉施設において、集団感染が多数発生している状況にある。これを踏まえ、陽性者の早期発見や早期介入など対応を強化し、引き続き、まん延防止に取り組むこと。
- また、医療機関や関係団体などに情報提供し、その協力のもと、受入病床や医療従事者の確保など、医療提供体制の更なる整備に努めること。
- ・すすきの地区は、これまでも営業時間短縮等の要請をしてきたが、継続についての要請をすること。なお、長期に渡り、多大な負担をかけていることも踏まえ、事業者に必要な支援が行き渡るよう、北海道とも連携して対応するとともに、事業者や関係団体との対話などを通じ、すすきの地区を安心・安全に利用してもらうための仕組みづくりについても迅速に進めること。
- ・市内全域の感染拡大防止のため、感染対策の更なる徹底を広報するとともに、医療・

- 福祉施設で働く方の健康管理を徹底するために、対策の検討を早急に進めること。
- ・感染拡大の影響によって、退職や休業などを余儀なくされた方への支援に取り組むこと。また、閣議決定される見込みの「ひとり親世帯を対象とした臨時給付金」について、必要な方々へ、年内に行き渡るよう迅速な対応をすること。
 - ・大晦日の地下鉄の延長運転については中止とするが、例年と異なる取り扱いとなることから、周知を徹底し、市民に混乱を招くことがないように努めること。
 - ・年末年始に開催予定のイベントなどについては、現下の感染状況を踏まえ、改めて主催者の方々に対し、その開催を慎重に判断するよう依頼すること。
- また、施設管理者に対しても、これらを踏まえ、更なる感染防止対策の徹底を依頼すること。

○11月26日 第19回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・高齢者や基礎疾患を有する方など重症化リスクの高い感染者の拡大を防ぐため、医療機関や福祉施設における感染者の早期発見や、クラスター疑い事例に対する早期介入など引き続き取り組み、病床の拡充と適切な医療提供に努めること。
- ・市内の接待を伴う飲食店への休業要請、すすきの地区における酒類提供を行う施設への営業時間等の短縮要請に係る取組を進めること。
また、引き続き、事業者や関係団体との対話などを通じて、実効性の高い感染拡大防止対策に取り組むこと。
- ・感染拡大防止の取組や、離職を余儀なくされた方、ひとり親世帯など、感染症による生活への影響が大きい方への支援について、補正予算を提案する予定であることから、迅速な実施ができるよう、スピード感を持って進めること。
- ・国のG o T oトラベル事業の一時停止、集中対策期間の延長とより強い協力要請によって影響を受ける事業者に対して、必要な支援が行き渡るように、北海道と連携しながら迅速に対応を進めること。

○11月17日 第18回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・医療提供体制のひっ迫度が増していることから、市内の医療機関に正確な情報を速やかに提供し、協力いただきながら病床の確保に努めること。
- ・療養者数が急増していることから、宿泊療養施設での円滑な運営や自宅療養者に対する健康管理の徹底に努めるなど、適切な医療提供体制を確保すること。
- ・すすきの地区の接待を伴う飲食店等に対しては、引き続き、様々な方法でアプローチを行い、感染防止対策の周知・徹底に努めること。
- ・多くの方が利用する市有施設などにおいては、これまでも感染予防策を講じてきたところではあるが、今一度、感染予防対策を徹底すること。
- ・これまでも保健所に応援職員を配置するなど、対策強化に努めてきたが、感染者の急増を受けて、業務量が急増している現状を踏まえ、さらに各局区における一部の業務を中止や先送りなどにより人員を生み出し、感染症対策の業務を最優先に取り組むこと。

○11月7日 第17回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・北海道の警戒ステージが3に引き上げられた状況から、感染拡大による医療提供体制への負担を緩和するため、感染拡大防止に向け、より強い対応が必要となっている。まず、市民に行動変容を呼びかけ、感染リスクを下げる行動の徹底を促すことが重要である。
- ・疫学的観点による現状分析を踏まえ、すすきの地区の感染状況をより詳しく分析したところ、長時間におよぶ飲酒を伴う会合などはリスクの高い場面であることから、改めてこれらを広報していくとともに、若年層に向けたSNSによる情報発信をするなど、市民の行動変容につながる啓発にさらに取り組むこと。
- ・すすきの地区におけるPCR検査の受検勧奨や検査体制の拡充を進めるとともに、店舗経営者への研修会などを通じて、感染予防策の徹底を促進していくこと。また、感染者が発生した店舗などへのアフターフォローも含めて、感染防止策の徹底を促すために、日ごとのコミュニケーションを強めること。
- ・10月以降、新たなクラスターの発生やその連鎖が確認されていることから、営業時間短縮等の強い措置を実施することはやむを得ない状況であるが、実施に当たっては、経済的影響に十分に配慮する必要があることから、店舗への時短要請に伴う協力支援金を速やかに支出するよう、事務処理を進めること。また、その財源については、北海道に対し、応分の負担協力の依頼を行っているところであるから、北海道と調整しながら取組を進めること。

○10月28日 第16回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・今後、季節性インフルエンザの流行により、発熱者の増加が想定されることから、発熱外来等の体制強化を進めるとともに、多くの市民に利用してもらうための周知徹底に取り組むこと。
- ・ここにきて感染者が増え、保健所の業務が非常に増えている状況であるが、この難局を乗り越えるため、今後も感染状況に応じて、保健所の応援職員の増員など、感染症対策業務を最優先とし、全庁一丸となって取り組むこと。
- ・若年層や繁華街に向けた感染拡大防止策のほか、家庭や職場などの場面においても感染するケースが増えていることから、北海道と連携しながら、感染拡大防止対策の徹底を図ること。
- ・10月末のハロウィンを始めとした、クリスマスや大晦日などの多数の人が集まる季節のイベントに対しては、必要なタイミングで繰り返し注意喚起を実施し、イベントの安全性を担保するための必要な感染防止対策を講じること。また、すすきの対策については、国の専門家のアドバイスをいただきながら、国や道との連携を強化し、取組や検討を進めること。

○10月26日 第1回札幌市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

<議題>

- ・新型コロナウイルス感染症に係る対応の点検及び市内感染状況

- ・インフルエンザ流行期に向けた対応
- ・感染拡大防止策の今後の取組

○9月16日 第15回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・9月19日からのイベント開催制限の緩和については、イベントの種類により収容率や人数上限が異なることから主催者や施設管理者にわかりやすく周知を行うとともに、いま一度、感染予防対策の徹底をお願いすること。
- ・「Go To Travel」事業については、東京から旅行で来られる方が増えると予想されることから、ホテルや観光施設などの事業者に対し、改めて、業種別のガイドラインを遵守し、感染予防対策を講じていただくよう周知徹底すること。
- ・第3回定例市議会において、新型コロナウイルス感染症対策第5弾となる全会計470億円規模の補正予算案を提案する。インフルエンザの流行期に備えた医療提供体制と感染拡大防止の強化や、さらなる社会経済活動の回復に向けた事業者等の事業継続・活動再開に対する支援、落ち込みが懸念される冬期の観光需要の喚起に向けた取組を中心に編成したところであり、補正予算の議決を得られた際に、必要な方に必要な支援が速やかに届くよう、スピード感をもって事務を進めること。

○8月27日 第14回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・予算要求や定数機構要求など来年度の実施事業検討の際は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することを前提とした事業構築を進めること。
- ・感染症対策業務への各局区からの応援体制はしばらく継続しなければならず、限られた人員の中で対応していく必要があることから、保健所所管の感染症対策業務のほか、各局区の所管業務についても、民間委託や省力化を積極的に進めること。
- ・感染者や医療・介護従事者、その家族に対する偏見・差別が全国的に問題となっていることなどから、市民に正しい知識を持っていただくよう、各局区において正確な情報発信を続け、偏見・差別の根絶に向けた周知・啓発に徹底して取り組むこと。

○7月28日 第13回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・接待を伴う飲食店における感染拡大防止の取組としてススキノ地区においては、北海道との合同対策チームを中心に、既に、臨時PCR検査センターの設置や、従業員への受診勧奨などの取組を進めている。店舗単位での出前型検査等の積極的なPCR検査の実施や、事業者及び利用者双方への感染予防意識の更なる啓発の推進など、あらゆる手段を講じて、感染拡大防止に努めること。
- ・感染拡大時には、速やかに保健所などへの職員応援を増強するなど、全市一丸となって対応する準備を進めておくこと。
- ・イベントの開催については、8月1日以降も、5,000人以下の制限を継続されることとなった。イベントの主催者や施設管理者に対し、業種別のガイドラインを遵守し、感染予防対策をしっかりと講じていただくことを含め、周知徹底を図ること。

○7月9日 第12回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・新型コロナウイルス感染症の再流行に備え、これまでの札幌市の対応などについて、北海道とも連携しながら、鋭意、検証作業を進めること。また、例年、秋から冬にかけて発生する、季節性インフルエンザなど、発熱を伴う疾病の流行が想定されることから、適切な医療を提供できる体制の構築を進めること。
- ・災害発生時の避難所に係る運営マニュアルについて、感染症対策を強化した改訂を行ったところであり、各局が所管する各種災害対応マニュアルについても、感染症対策を強化した見直しの検討に着手し、近年、甚大化する自然災害に備えること。
- ・7月3日に議決をいただいた緊急対策第4弾の補正予算を踏まえて、感染防止対策に引き続き取り組むとともに、市内経済の回復に向けた取組について、スピード感をもって進めること。

○6月18日 第11回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・6月19日から、北海道におけるロードマップの「ステップ2」に移行することに伴い、経済の活性化と感染拡大防止の両立を目指すこととなる。そのため、あらためて市民一人ひとりに、感染予防対策の徹底を求めていくことが重要になる。「新北海道スタイル」の実践など、感染予防対策と日常生活を両立できるよう、より効果的に市民へ周知する取組を実施すること。
- ・6月10日に議決をいただいた緊急対策第3弾の補正予算の内容について、必要な方に必要な支援が速やかに届くよう事務を進めること。更に、12日に国の2次補正予算が成立したことを踏まえ、札幌市としても緊急対策第4弾となる補正予算を提出したいと考えており、7月上旬に臨時の市議会を招集する予定である。この補正予算の編成に向け、市外や道外との往来が可能なフェーズに移行することを踏まえ、感染拡大防止対策には引き続き取り組みながら、観光需要の回復策など市内経済の回復に向けた取組について検討すること。

○5月30日 第10回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・市有施設の再開にあたっては、感染予防対策を徹底したうえで、各施設の入り口などの分りやすい位置に「新北海道スタイル安心宣言」を掲示するなど、市民が安心して利用できる環境を提供すること。なお、施設の利用にあたり感染リスクが高くなる行為については、引き続き、自粛いただく又は感染対策を徹底していただくことについて、利用する市民の皆さんの協力を求めること。また、感染リスクが比較的高い施設については、6月1日以降も当面休止することとなるが、再開時期は、今後の感染状況や感染対策などを踏まえ、慎重に判断すること。
- ・市が主催する事業、イベントについては、北海道における開催制限基準に準じて、段階的に再開することとし、感染リスクが高くなってしまふ行為は、引き続き、自粛又は感染対策の徹底を図ること。

○5月26日 第9回感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・新型コロナウイルスの再流行の防止や、再流行の影響を最小限に抑えるためには、感染拡大の兆候をいち早く捉え、市民に発信することが大切であるため、その手法等について、北海道と連携して検討すること。
- ・第2回定例会市議会に提案している、緊急対策第3弾の取組については、議会の議決を得られた際に、速やかに対策を進められるよう、スピード感をもって事務を進めること。
- ・6月1日以降の外出自粛や休業要請等の取扱いについては、北海道において整理・検討を進めているため、当該内容が決まり次第、市有施設の再開などについて速やかに対応できるよう準備を進めること。
- ・緊急事態宣言は解除されたものの、新型コロナウイルスの脅威は去っておらず、感染症対策を緩和する段階にはないことから、保健所等への職員応援体制を含め、引き続き、市政の重点課題として対応すること。

○5月22日 第9回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・市立幼稚園、学校については、しっかりと感染症対策を行ったうえで、6月1日から再開できるよう、準備を進めることを教育委員会に要請する。また、臨時休業が長期間に及んでいることから、再開にあたっては、段階的に教育活動を行うとともに、子ども達の学習面や健康面に対して全力で取り組むこと。
- ・本日、北海道の緊急事態措置の見直しが行われ、石狩振興局管内における休業要請等が一部解除されることになった。このことを踏まえ、解除対象施設と同種の市有施設については、道の措置が解除される5月25日以降、感染予防対策などの準備が整い次第、再開すること。また、今回は休業が継続して再開を見送った施設についても、今後、国において緊急事態措置が解除される可能性もあることから、再開に向けた準備を進めておくこと。
- ・現在、直面しているクラスター対策などの課題解決に全力を挙げることは言うまでもないが、新型コロナウイルスの再流行による第3波、第4波に備え、第2波の発生を経験した札幌における、その経緯や、その時の取組について、しっかりと分析・検証したうえで、北海道と連携して今後に向けた対応を検討すること。

○5月15日 第8回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・医療機関や福祉施設などでクラスターの発生が相次いでいるため、国や道と連携を図りながら、改めて、施設内の感染防止策などの周知徹底を図るとともに、クラスターが発生した場合における支援体制の強化を図ること。
- ・国の専門家会議において、「社会経済活動と感染拡大防止の両立にあたっての基本的考え方」が示され、また、北海道からも、「新北海道スタイル」が提示されるなど、感染終息後の速やかな活動再開を見据えた方針が出された。そのため、緊急事態措置解除後の各種企業や施設の再開を見据え、国が示している業種別ガイドラインなどをもとに、感染予防策をよりわかりやすくまとめたガイドラインの作成について検討すること。また、市立学校や市有施設の感染予防策についても、

同様に検討すること。

- ・感染拡大防止や医療機関の負担軽減を図るため、PCR 検査体制の拡充を図るとともに、国や北海道と連携し、陽性を早期に確認できる抗原検査など、新たな検査方法の導入を検討すること。また、クラスターの早期把握や感染拡大防止のため、スマートフォン等を用いて陽性者との接触可能性を把握できる手法など、新たな技術の導入を検討すること。

○5月5日 第7回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・市立幼稚園、学校については、子ども達の健康を守る観点から、5月31日まで臨時休業とするよう教育委員会に要請する。なお、休業中の子ども達の学習面や健康面について、家庭と連携して十分なケアを行うこと。また、不特定多数が利用する市有施設においても、5月31日までの休止を検討すること。
- ・医療機関及び高齢者施設等でクラスター発生が続いているため、国や北海道と連携を図りながら、施設内感染の防止策などについて、より一層の周知を図ること。
- ・医療機関におけるクラスターの発生などにより、残された特定の医療機関に過度な負担が掛かることのないよう、市内の各医療機関や医師会などと連携し、情報共有体制の強化などに取り組むこと。
- ・札幌市における感染症対策については、これまでも大規模な応援体制により全市一丸となって取り組んでいるが、緊急事態宣言の延長に伴い、対応は長期間に及ぶことが想定されるため、職員ローテーションなどを含めた持続可能な体制を構築すること。

○5月1日 第6回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・政府は緊急事態宣言の延長を検討しているため、その動向に注視し、北海道と連携しながら次の行動に速やかに移行できる体制を整えること。
- ・札幌市の感染拡大状況に鑑み、市立幼稚園、学校について、まずは5月10日まで休業するよう教育委員会に要請する。各学校においては、子ども達の学習や心のケアに関して、各家庭と連携しながら取り組むこと。併せて、不特定多数が利用する市有施設についても、5月10日までの休止を検討すること。
- ・宿泊療養施設については、北海道と協力し、感染防護対策を徹底しながら適切に運営すること。また、陽性患者の早期確認のため、民間検査機関などに協力していただき、PCR 検査体制の強化を図ること。
- ・各部局において、困りごとを抱える市民への支援策を検討すること。また、各種給付金などの支援については、必要な支援を必要な方に一刻も早く届けられるよう事務を進めること。
- ・この難局を乗り越えるためには、札幌市職員が一丸となって感染症対策に取り組む必要がある。そのため、各部局においては、市民生活に著しく支障が生じる業務や遅延が許されない業務以外の業務について、一旦、手を止めてでも、感染症対策の業務を最優先にして取り組むこと。

○4月24日 第5回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・食料品等販売店舗における買い物客の密集による感染リスクを抑えるため、入場制限や消毒、清掃等について、市内の業界団体への協力要請を行うこと。
- ・検査体制の強化と帰国者・接触者外来設置病院の負担軽減を目的に、PCR検査の検体採取に特化したPCR検査センターを早急に設置し、迅速な検査体制の整備を図ること。また、入院患者受入体制の強化として、北海道と連携して軽症者等の患者を受け入れる新たな宿泊療養施設の確保を早急に行うこと。
- ・職員の感染防止を徹底するため、在宅勤務や時差出勤、ゴールデンウィークにあたっての休暇取得を促すなど、あらゆる措置を講ずること。また、会話時はマスクの着用を徹底し、「うつさない」、「かからない」という意識を強く持つこと。
- ・緊急事態宣言が終了する5月6日以降の国の動向等を見据え、北海道と連携し、次の行動に速やかに移せる体制を整えること。
- ・「新型コロナウイルス感染症対策」を最優先に取り組む事項として位置付け、全庁を挙げて集中的に取り組むことが早期収束を果たすためには重要となる。そのため、緊急性の低い業務は当面実施を見合わせるなどの検討を行うこと。

○4月18日 第4回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・人と人との接触機会を減らすなど、感染拡大の影響を低減させる取組について、より一層の検討を進めること。
- ・医療機関の協力を得て、急増する入院患者の病床や医療体制の確保に努めること。また、市内に設置した軽症者の宿泊療養施設について、北海道と協力して更なる確保に努め、運営にあたっては感染防護対策を徹底し、適切に実施すること。
- ・不安を抱える市民に寄り添い、困りごとや不安を解消する取組を進めること。
- ・生活維持に必要な場合を除き、市民に外出自粛を求めることとなるが、混乱を生じさせないよう、生活維持に必要な外出例を具体的に示すなど、分かりやすく周知すること。

○4月13日 第3回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・市立学校については、子ども達の健康を守る観点から、臨時休業するよう教育委員会に要請する。なお、休業期間は、北海道の新型コロナウイルス感染症集中対策期間の終了日である5月6日までとしたい。各学校においては、臨時休業期間が長期になるため、引き続き、子ども達の学びや育ち、心のケアなどに全力で取り組むこと。
また、不特定多数が利用する市有施設についても、5月6日まで休止とすること。やむを得ない理由により運営を継続する施設については、これまで以上に感染を予防する手立てを徹底すること。
- ・深刻な被害を受けている観光業をはじめとした市内経済に対し、事業継続や雇用維持、さらには感染収束後のV字回復に必要な取組について、国や北海道と連携

して進めること。

- ・将来の入院患者数の大幅な増加を見据え、先手を打って医療提供体制の充実・強化を図る必要がある。重症者の入院医療の提供に支障をきたす場合には、軽症者については北海道が指定する宿泊施設において療養することとなるが、その枠組みについて、北海道と早急に整理すること
- ・外出自粛による心身の健康を維持するため、家庭でできる健康管理の取組や、感染リスクの低い屋外での活動などについて取りまとめのうえ、周知すること

○4月10日 第2回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・4月からリスクの低い施設で開館しているが、感染リスクを一層低くする観点から、休館や一時閉鎖を検討すること。
- ・感染拡大の兆しがある場合、北海道と連携して分散登校・一時閉鎖などについて、検討すること。

○4月8日 第1回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

<指示事項>

- ・緊急事態措置の対象区域を含む、市外からの来札者に対して、2週間の体調管理と不要不急の外出の自粛を要請。周知は、国や北海道と連携し、公共施設や宿泊施設などの協力を得て実施すること。
- ・基礎疾患のある方の重症化リスクや陰性確認まで一定の期間がかかることを踏まえ、医療機関の協力を得て、病床と医療体制の確保に努めること。
- ・市立学校については、引き続き、学校再開のガイドラインに従って、各学校で感染症対策をしっかりと行ったうえで、教育活動を行うこと。また、各学校において、再開に不安を持つ児童生徒や保護者の方には、その気持ちに寄り添い、丁寧に対応すること。改めて、国の動向等を確認しつつ、北海道と連携し、「感染拡大の兆しが見られる」と判断した場合には、速やかに分散登校や、臨時休業することができるよう準備を進めること。
- ・第1弾の緊急経済対策に係る経費を、4月3日に成立した補正予算に計上したところであるが、必要な支援を必要な方に対して一刻も早く届けられるよう、国の緊急経済対策を踏まえた、第2弾の緊急対策を補正予算案として5月中に議会に提案できるよう、スピード感を持って準備を進めること。

○4月2日 第8回対策本部会議

<指示事項>

- ・感染拡大の防止や、医療提供体制の強化を最優先で取り組みつつ、雇用の維持や、生活に困っている方への支援などセーフティネットの更なる充実を図ること。
- ・今後、感染状況や社会・経済情勢を見極めながら、国や道とも歩調を合わせ、追加の補正予算の編成も含め、機動的に取り組むこと。
- ・市有施設の開館については、リスク回避のための感染予防対策の徹底を図り、慎重に対応していくこと。
- ・市立学校については、札幌市教育委員会の学校再開ガイドラインに従って、各学

校で感染予防の対策をしっかりと行ったうえで、再開すること。不安を持つ児童生徒や保護者の方にはその気持ちに寄り添い、丁寧に対応すること。

- ・なお、再開後にあっても、感染拡大の兆しが見られた場合には、速やかに分散登校や臨時休業することができるよう準備を進めること。

○3月27日 第7回対策本部会議

<指示事項>

- ・市有施設や学校の再開について、各局から報告のあった方向で、4/1以降の再開に向け、適切に準備を進めること。その際には、改めて国の専門家会議の提言や国からの通知等を踏まえ、感染リスクを下げる手立てをしっかりと徹底し、慎重に対応していくこと。
- ・なお、北海道や札幌市において、一定程度感染は抑えられている状況だが、再び感染拡大の兆しが見られた場合は、感染リスクの低い活動も含めて停止することを考えなくてはならない。関係者と情報共有、意思疎通を図り、市民の皆様へ混乱が生じないように、徹底した対策を行うこと。
- ・経済観光局が実施した調査について、2月の調査ではあったが、3月まで推計した影響額は非常に大きいものである。経済のセーフティネットの充実、また、相談体制、医療体制の強化など更なる感染症対策や、喫緊の対応での補正予算の編成を早急に行い対応すること。
- ・引き続き経済活動の把握に努めるとともに、今後、感染の終息が見受けられる場合に備え、速やかな経済活動の回復に努めた取組が実施できるよう検討を進めること。
- ・医療従事者・感染者とその家族などに対する偏見や差別について、先ほど、医師会の松家会長からも要望をいただいたとおり、感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族、そして感染者、濃厚接触者などに対する偏見や差別に繋がる行為が見受けられるところである。これは大変、残念なことであり、決して許されるものではない。
- ・医療従事者は休暇もなく働いていることから、その皆様には感謝をしなければならず、多くの市民の皆様にはご理解を頂きたい。
- ・関係部局において、医療従事者や患者等に寄り添ったきめ細やかな周知を、学校や保育園を通じて徹底して行うこと。
- ・市民と事業者の皆様には、引き続き、「換気の悪い密閉空間」での行動、「人が密集している」ところでの行動、「近距離での会話や発声が行われる場所」での行動、この3つの条件が同時に重なった場における活動の自粛をお願いする。
- ・「かからない、うつさない、なやまない」の3つを念頭に、感染予防に努めていただきたい。
- ・特に、ここ最近では海外渡航歴がある方の感染が確認されていることから、渡航歴のある方は、帰国後2週間はできるだけ人との接触を避け、症状が出るなど何らかの状況変化がある方は、札幌市の相談窓口まで連絡するようお願いする。

- ・加えて、4月は道外・道内を含めて転出入の多い時期である。区役所において、転入した方々へ感染予防に関するパンフレットを配布しているところであるが、市民の皆様一人一人が予防に留意し、何か不安を感じる方は、札幌市の相談窓口までご連絡をお願いしたい。

○3月23日 第6回対策本部会議

<指示事項>

- ・現在、市有施設の休館等について、当面、3/31までとしているが、国の専門家会議の提言等を踏まえ、感染リスクを下げる手立てを徹底したうえで、リスクの低い活動や施設の4月以降の再開に向けた検討を行うこと。なお、検討にあたっては、提言にある対策例などを参考にするとともに、市民生活に混乱が生じないよう、準備をすること。
- ・本市の感染状況について、感染者の拡大は一定程度持ちこたえているものの、新たな感染者が確認されている状況であることから、なお予断を許さない状況が継続している。また、飲食業や観光業などの経済活動に深刻な影響が発生している。このような状況を踏まえ、関連部局における感染症対策の体制強化を引き続き行うことや、経済への影響に対するセーフティネットの充実について、補正予算の編成を含めて対応の一層の強化を検討すること。
- ・市民生活や経済に影響が出始めている状況を踏まえ、市税や各種保険料、公共料金等の徴収や納付、支払いの猶予等について柔軟な対応を検討するとともに、市民への周知を図ること。

○3月20日 北海道知事と札幌市長の意見交換

- ・感染対策・医療体制、経済支援策など協議。今後の連携を確認。

○3月17日 第5回対策本部会議

<指示事項>

- ・市有施設の休館、不特定多数の方が参加される市主催のイベントの自粛期間について、当面、3/31まで延長する方向で検討すること。また、札幌市以外が主催するイベント等については、参加者や運営者等関係者の安全を最大限に配慮して開催の検討を主催者に依頼してきたが、引き続き、依頼することを検討すること。
- ・3/19頃に国の専門家会議の見解、またこれを受けた北海道の対応が出てくること想定され、状況を踏まえて歩調を合わせていく必要があることから、北海道と十分に情報共有をして柔軟対応をすること。
- ・経済の関連で、様々な影響が想定されることから引き続きセーフティネットの充実などを検討すること。
- ・市民がとるべき行動について正しい理解を促すため、より分かりやすく情報を提供すること。
- ・感染ルートはほぼ把握できているものの、感染者が増加している状況を踏まえて、疫学調査、検査、医療体制について医療機関の協力を得ながら一層の強化に取り組むこと。

- ・市民には、かからない、うつさない、なやまない、この3点について願います。
- ・職員にも、引き続き毎日の検温の実施など健康管理に十分留意し、石けん等による手洗いや換気など、今一度感染防止に向けた対応の徹底を願います。
- ・感染症による市民生活への影響も大きく出ている。これを一日も早く終息させ、日常を取り戻せるように全庁を挙げて取り組んでいくよう願います。

○3月6日 道対策チームヘリエゾン派遣（保健所・危機管理対策室（3/11～））

○3月3日 札幌市感染症対策室設置

○3月1日 国立感染症研究所の職員派遣受入

○2月29日 第4回対策本部会議

<指示事項>

- ・区役所など窓口がある職場については、来庁せずに手続きができるよう検討。申請期限があるものは、期限延長も検討。
- ・不特定多数の者が集まる市有施設は、さらに一部利用制限、又は休館を検討。
- ・北海道とも連携し、市内企業への経済的な影響についてきめ細かに把握した上で、セーフティネットの充実等、国への必要な要請・要望について検討する。
- ・全職員が毎朝及び毎晩に検温を実施すること。
- ・管理監督者は、今まで以上に職員の健康管理に留意すること。体調が悪い職員が出た場合には、遅滞なく職員を休ませるなど事務体制を整え、市民生活に影響がないようにすること。
- ・救急体制、清掃事業、上下水道などライフライン事業など、市民生活に直結するものが中断することがないよう、特に注意すること。

○2月22日 第3回対策本部会議

<指示事項>

- ・市主催の不特定多数の者が集まるイベントについて、当面3週間程度（2/23～3/15）、原則中止または延期とする。

○2月18日 第2回対策本部会議

<指示事項>

- ・感染症防止対策の徹底、医療体制及び検査体制の充実、BCPに基づいた対応構築

○1月30日 第1回対策本部会議

(2) 相談・検査・医療提供体制等

①相談件数（12/22現在）

- ・救急安心センター【#7119】（累計）：108,869件【前週比+3,814】
- ・一般相談【011-632-4567】（累計）：98,233件【前週比+2,278】

②検査件数（12/22現在）

- ・総検査数 125,371検体【前週比+8,800】

③検査体制

- ・11月19日 検査体制の更なる強化のため第2PCR検査センターを設置
- ・7月23日 すすきの地区を対象とした臨時PCR検査センターを設置
- ・5月1日 PCR検査の検体採取に特化したPCR検査センターを設置

④ 医療提供体制等

- ・ 11月20日 宿泊療養施設「ホテルフォルツァ札幌駅前」の患者受け入れ開始
- ・ 11月13日 宿泊療養施設「東横INNすすきの交差点」の患者受け入れ開始
- ・ 11月2日 インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症への感染疑い事例に対応するため発熱外来を開始
- ・ 7月31日 宿泊療養施設「リッチモンドホテル札幌駅前」を閉鎖
- ・ 6月30日 宿泊療養施設「東横INN札幌すすきの南」を閉鎖
- ・ 5月1日 宿泊療養施設「アパホテル&リゾート〈札幌〉」の患者受け入れ開始
- ・ 4月29日 宿泊療養施設「リッチモンドホテル札幌駅前」の患者受け入れ開始
- ・ 4月20日 宿泊療養施設「東横INN札幌すすきの南」の患者受け入れ開始

(3) 産業振興

①市内中小企業（相談状況）（12/22現在）

- ・ 既存の相談（経営相談・融資対象認定等）【1/29～】
相談件数（累計）※：25,098件【前週比+281】（来所 6,724件、電話 18,374件）
※札幌中小企業支援センター内の相談窓口
- ・ 機能拡充部分（融資申請サポート、税・感染予防相談）【4/20～】
相談件数（累計）：5,343件【前週比+158】（来所 5,204件、電話 139件）
- ・ 機能拡充部分（雇用調整助成金等申請サポート、テレワーク導入等）【5/11～】
相談件数（累計）：5,101件【前週比+155】（来所 1,821件、電話 3,280件）

	既存の相談 （経営相談・融資対象認定等）		機能拡充部分 （融資申請サポート、 税、感染予防相談）		機能拡充部分 （雇用調整助成金等 申請サポート、テレ ワーク導入等）		合計
	来所	電話	来所	電話	来所	電話	
2月	38	82	0	0	0	0	120
3月	1,347	1,991	0	0	0	0	3,338
4月	2,372	3,051	30	22	0	0	5,475
5月	1,969	3,801	855	5	400	713	7,743
6月	584	1,860	890	7	345	511	4,197
7月	206	1,346	699	11	168	278	2,708
8月	57	1,233	547	9	134	266	2,246
9月	34	1,403	629	5	163	367	2,601
10月	26	1,369	531	13	249	431	2,619
11月	63	1,351	506	50	259	405	2,634
合計	6,696	17,487	4,687	122	1,718	2,971	33,681

②融資制度（12/22現在）

- 認定件数（累計）：19,850件【前週比+275】
【業種】飲食業 2,370件、小売業 2,659件、建設業 4,526件、運輸業 571件、

製造業 698 件、電気・ガス・熱供給・水道業 238 件、保険業 95 件、
卸売業 973 件、不動産業 1,373 件、宿泊業 163 件、医療・福祉 1,124 件、
情報通信業 375 件、教育・学習支援業 111 件、サービス業 4,569 件、
林業・鉱業 5 件

※その他

- ・ 5/12 から 5/26 まで、札幌商工会議所及び関係団体の周知協力の下、市内事業者等に対し、実態調査を実施。(結果は 6 月に公表済み)
- ・ (5/11) 事業者向けワンストップ相談窓口サテライトオフィスを開設
- ・ (5/1) 新型コロナウイルス感染症に関する市内事業者向け国・道・市の主な支援策まとめサイトを市公式 HP に公開
- ・ (4/20) 事業者向けワンストップ相談窓口を開設
- ・ (4/15) 経済団体等 9 団体と市長・3 副市長による緊急懇談を実施。
- ・ (3/31) 札幌商工会議所、岩田会頭から市長へ要望書の提出がなされた。
- ・ (3/16) 民主商工会 札幌市内各支部から経済観光局に要望書の提出がなされた。
- ・ 3/9 から 3/17 まで、札幌商工会議所及び関係団体の周知協力の下、市内事業者等に対し、緊急調査を実施し、3/27 の感染症対策本部会議にて結果公表。
- ・ 3/6 より、市内宿泊事業者への影響について、北海道と連携してアンケート調査を実施し、3/16 に結果公表。

	延べ宿泊者数の減少数	影響額(観光消費の減少額)
北海道	約 900 万人泊	約 3,000 億円
うち札幌市	約 350 万人泊	約 1,200 億円

※3/1 時点と同程度の影響が 6 月まで継続した場合の試算

- ・ (3/4) 自宅でも利用可能なサービス提供等を提供する市内事業者等を案内する市公式 HP を公開

(4) 教育関連施設

- ・ 6 月 12 日で、少人数短時間登校(園)日設定期間終了。
- ・ 6 月 1 日から、園・学校を再開。6 月 12 日までは少人数短時間登校(園)日を設定。
- ・ 特定警戒都道府県指定(緊急事態宣言)の期間延長を受け、市立幼稚園及び学校における臨時休業期間の延長を実施(～5/31)。
 - ※園・学校を再開した場合に少人数短時間登校(園)日を設定(6/1～12)することについて、市立幼稚園及び学校に実施要領を通知。
- ・ 特定警戒都道府県指定(緊急事態宣言)を受け、市立幼稚園における一斉臨時休業を実施(4/22～5/6)
 - ※各市立幼稚園・学校において、電話等により児童生徒の学習状況及び幼児児童生徒の心身の状況把握を実施(4/27～5/1)。
- ・ 北海道・札幌市緊急共同宣言を受け、市立学校における一斉臨時休業を実施(4/14～5/6)。

※新琴似緑小学校において、給食調理員の感染が確認され、当該校の臨時休業を実施（4/13～22）。新琴似緑小に在籍し、他校へ通級する児童については、4/13 から指導休止。

※臨時休業中の学習支援として、教育委員会が作成する学習課題及び学習課題サポート動画を札幌市公式ホームページに掲載するなどして、全児童生徒に提供（毎週木曜日更新）。

○市立学校における臨時休業等措置状況

別紙1「市立学校における臨時休業等措置状況」のとおり

(5) 地下鉄・市電

・4/15～ 市立学校等の一斉休業を受け、通学定期券払い戻しの特例措置を再度実施（手数料免除、定期券の内容により最終登校日まで遡及して払い戻し、受付期間は当面の間とする。）

・地下鉄の車内混雑状況を交通局HPにて公表（3/18～、毎週水曜日更新）

・2/29 通学定期券の払い戻し（手数料免除、定期券の内容により休業開始日の前日まで遡及して払い戻し、3/31 受付終了）

・地下鉄・市電の全車両の消毒・換気を実施（消毒：3/2～、換気：3/3～）

※当分の間継続実施

(6) 市有施設

別紙2「市有施設の状況」のとおり

3 市民・企業への呼びかけ

○市長

・市民の皆さまへのビデオメッセージを发出（4/24、4/28、5/5、6/1）

・市民の皆さまへのメッセージを发出（2/22、3/1、3/18、3/30、4/3、4/9、4/14、4/18、5/6、5/15、5/22、5/26、5/30、6/18、7/9、7/28、8/6、8/27、9/16、10/23、10/29、11/7、11/17、11/26、12/4、12/11）

○総務局

・（11/13）各地下鉄駅ホーム柵及び地下鉄中吊り広告に、感染症予防啓発のポスターを掲出したほか、すすきの駅構内において、会食時の注意を呼び掛ける広報物を掲出。あわせて、WEB広告において予防啓発を実施

・（11/12）ススキノラフィラ解体工事における仮囲いに、会食時の注意を呼び掛ける広報物を掲出

・（3/9）来庁せずにできる手続き、期限と延長する手続きについて市公式HPのトップページに掲載

・（2/25）札幌市菊水分庁舎に出入りする業者（21社）に対して、マスク着用や体調管理徹底などの協力を依頼

○まちづくり政策局

・（11/19）市内大学及び短期大学に対し、市公式ツイッターの学生への周知と、ツイッターへのフォローを依頼。

・（8/20、10/16）市内大学及び短期大学、各専修学校及び各種学校に対し、新型コロナ

ウイルス感染症の拡大防止に向けた対策について、学生へ周知するよう依頼（道・市連名）

- ・(5/8) 市内関係大学（8 大学）に対し、PCR 検査実施体制強化に関する協力・調査依頼文を送付、このうち 2 大学より検査協力可能との回答あり（5/18）。
- ・(3/3、3/27、4/8) 市内各大学及び短期大学（17 大学）に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対策について、学生へ周知するよう依頼（道・市連名）
※このほか、道庁より各大学・短期大学・各専修・各種学校あてに通知（4/20、5/6、5/15、5/22、5/25、5/29、8/7、10/7、11/9、11/18、11/27、12/11）

○財政局

- ・(5/12) 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う納税の猶予について」（市公式 HP に徴収猶予の特例制度に関するページを掲載）
- ・(4/28) 「新型コロナウイルス感染症に伴う市税の取り扱い」（市公式 HP に市税の取り扱いについて特設ページを掲載）
- ・(4/22) 「新型コロナウイルス感染症の影響による法人市民税等の申告・納付等の期限延長について」（市公式 HP に法人市民税等の期限延長手続き等について掲載）
- ・(4/20) 「新型コロナウイルス感染症拡大の影響による固定資産価格等の縦覧期間延長について」（市公式 HP に縦覧期間延長について掲載）
- ・(4/17) 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止における工事及び業務に係る契約上の対応について」（市公式 HP に契約上の対応に関するお知らせを掲載）
- ・(4/10) 「夜間電話納税相談と市民税・道民税（個人住民税）申告書に係る提出期限の取扱いについて（新型コロナウイルス感染症の影響関係）」（報道発表、市公式 HP 掲載）
- ・(4/9) 「軽自動車税（種別割）の減免申請について」（市税 HP に郵送での申請受付を掲載）
- ・(3/24) 「令和 2 年度の固定資産評価証明の郵送による請求手続きの活用について」（不動産業界団体へ向けた市税証明（評価証明）の郵送請求活用依頼）
- ・(3/10) 「新型コロナウイルスの感染拡大防止について」（市税 HP での感染予防の呼びかけ、郵送や電話による手続きや相談の推奨）
- ・(3/5) 「新型コロナウイルス感染の拡大防止に向けた物品・役務契約の取扱いについて」（市公式 HP に入札方法に関するお知らせを掲載）
- ・(2/25) 「個人住民税の申告における新型コロナウイルスの感染防止について」（市公式 HP での感染予防の呼びかけ及び郵送申告の推奨）

○市民文化局

- ・(7/5) 「札幌市の地域活動ガイドライン」を市公式 HP に掲載し、町内会・自治会長へ周知
- ・(4/21) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた町内会・自治会行事等の実施に係る留意点について市公式 HP に掲載
- ・(3/10) 新型コロナウイルスに乗じた詐欺の手口と対策について市公式 HP に掲載
- ・(2/21 以降) 新型コロナウイルスに便乗した悪質商法に関する相談（90 件（11/24 時

点))を受けているため、市公式 HP で注意喚起を掲載

○保健福祉局

- ・(6/19) 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料及び後期高齢者医療保険料の減免について、一定基準の加入者に対し、制度周知の案内文兼減免申請書を約 124,000 通発送した。
- ・(6/12) 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減免について、一定基準の加入者に対し、制度周知の案内文兼減免申請書を約 63,000 通発送した。
- ・(6/11) 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険、後期高齢者医療制度の保険料の減免について、専用のコールセンターを設置するとともに、市公式 HP に掲載。
- ・(6/4 以降) 各おとしより憩の家…運営自粛要請を 6/19 に解除するが、「憩の家運営ガイドライン」により、運営の再開に当たって整えていただきたい感染対策の具体例を周知するとともに、感染リスクの高い活動の自粛を要請（各区保健福祉課から通知）
- ・(6/1 以降) 各単位老人クラブ…感染リスクの高い活動について、当面の間の自粛を要請（各区保健福祉課から通知）
- ・(5/1) 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関して定める改正国民健康保険条例を施行。同日、傷病手当金制度について市公式 HP に掲載。
- ・(5/1) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料の免除の臨時特例措置について、同日、市公式 HP に掲載。
- ・(4/20) 住居確保給付金の対象者が拡大されたことを市公式 HP に掲載。
新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により離職または廃業と同程度の状況に至っている方も対象となる。
- ・(3/12) 国民年金保険料の免除申請について郵送対応可能である旨を市公式 HP に掲載。
- ・(3/11) 子ども医療費助成、重度心身障がい者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成の申請・届出の一部について郵送対応可能である旨を市公式 HP に掲載。
- ・(3/9) 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等の請求・届出について郵送対応可とした。
- ・(2/26 以降) 各おとしより憩いの家…開館可否の検討を依頼（各区保健福祉課から通知）
- ・(2/25 以降) 各単位老人クラブ…イベント開催可否の検討を依頼（各区保健福祉課経由により、上記札老連あて通知を参考送付）
- ・(2/25) (一社) 札幌市老人クラブ連合会…イベント開催可否の検討を依頼
- ・(1/29) 局内各部所管社会福祉施設…社会福祉施設等における感染症対策について
(※このほか、国の通知に合わせ、各社会福祉施設へ随時注意喚起を実施。)

○子ども未来局

- ・(11/27) 児童会館における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について、指定管理

者へ通知

- ・(11/18) 児童会館及び認可保育施設等における新型コロナウイルス感染症対策の強化（感染リスク回避の徹底）について、指定管理者及び施設へ通知
- ・(11/9) 新型コロナウイルス感染症に係る北海道の警戒ステージ変更に伴う感染防止対策への協力について、児童会館・認可保育施設等の指定管理者や施設を通じて保護者へ周知
- ・(11/2) 保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にあたり、改めて保護者に協力いただきたい事項等を整理の上、施設を通じて保護者へ周知
- ・(10/28) 新型コロナウイルス感染症に係る北海道の警戒ステージ変更に伴う児童会館・認可保育施設等の対応等について、指定管理者・施設を通じて保護者へ周知
- ・(9/14) 新型コロナウイルス感染症発生時の児童会館等の取扱いの変更内容について、保護者へ周知
- ・(7/14) 新型コロナウイルス感染症発生時の児童会館等の取扱いについて、保護者へ周知
- ・(6/10) 市内学校の通常授業再開に合わせた児童会館・ミニ児童会館での事業の取扱いについて、指定管理者を通じて保護者へ周知
- ・(5/27) 小学校の少人数短時間登校日の児童会館・ミニ児童会館（児童クラブ）の運営について、指定管理者を通じて保護者へ周知
- ・(5/1) 小学校の臨時休校延長時の児童会館・ミニ児童会館（児童クラブ）の運営について、4/14以降の取り扱い継続及び利用児童不在日時での閉館等について、指定管理者を通じて保護者へ周知
- ・(4/22) 認可保育施設等へ、北海道の緊急事態措置を受け、4/23からの仕事を休んで家にいることが可能な保護者の登園自粛の要請と感染拡大防止への協力について、保護者への周知を依頼
- ・(4/13) 市内小学校の4/14からの全校休校に伴い、児童会館・ミニ児童会館の児童クラブ運営時間変更の連絡と併せ、可能な限りの家庭保育の協力依頼について、指定管理者を通じて保護者へ周知
- ・(4/13) 認可保育施設等へ、北海道・札幌市緊急共同宣言を踏まえ、引き続き可能な限りの家庭保育と感染拡大防止への協力について、保護者への周知を依頼
- ・(3/27) 認可保育施設、放課後児童クラブ運営事業者等へ、札幌市医師会からの要望を踏まえ、医療従事者の家族等に対する偏見や差別防止にかかる配慮を依頼。
- ・(3/9) 児童手当・児童扶養手当・災害遺児手当の請求・届出及び認可保育所等の入所申請等について郵送対応可としたほか、ひとり親家庭自立支援給付金等の手続き期限を5/29まで一部延長
- ・(3/5) 一時預かり事業の実施施設へ、事業の継続的な実施を依頼

○経済観光局

- ・(12/11) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う「集中対策期間」再延長に係るお知らせについて
- ・(11/27) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う「集中対策期間」延長に係るお知らせ

について

- (11/18) 北海道警戒ステージ「ステージ4」相当の感染状況について、関係団体への周知の協力要請
- (11/9) 北海道警戒ステージ「ステージ3」への移行及びすすきの地区における営業時間短縮等について、関係団体への周知の協力要請
- (10/29) 北海道警戒ステージ「ステージ2」への移行について、関係団体への周知の協力要請
- (8/7) 北海道スタイル集中対策期間の感染拡大防止の実施について、関係団体への周知の協力要請
- (6/19) 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの定着等について、関係団体への周知の協力要請
- (6/4) 新型コロナウイルス感染防止対策に取り組むコールセンター企業への補助金を創設
- (6/1) 新型コロナウイルス感染症対策に対する基本方針について、関係団体への周知の協力要請
- (5/7) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休業等の要請期間の延長等について、関係団体への周知の協力要請
- (5/7) コールセンター関連企業へ新型コロナウイルス感染防止の取組徹底等について協力要請
- (5/7) ホームセンター事業者へ、新型コロナウイルス感染拡大防止のための取組実施について協力要請
- (4/24) 商店街及びスーパー関係団体へ新型コロナウイルス感染症対策に伴う配慮について配慮要請
- (4/23) 北海道による緊急事態措置及び「(仮称) 休業協力・感染リスク低減支援金」について、関係団体へ周知の協力要請
- (4/20) 緊急事態宣言対象区域に北海道が含まれたことを踏まえ、関係団体へ感染防止等について協力要請
- (4/9) 国の緊急事態宣言及び本部長指示を踏まえ、関係団体へ感染防止等について協力要請
- (3/27) 人事異動等の時期を迎えたことを考慮し、関係団体へ感染防止について協力要請
- (3/9) ライブバー従業員の感染確認に伴う関係団体へ感染拡大につながる活動自粛等の配慮要請
- (3/3) 各経済団体及び業界団体へ感染拡大につながる活動自粛等の配慮要請（札幌商工会議所には秋元市長から会頭へ要請書手交）
- (2/27) 各経済団体及び業界団体へ従業員の休暇取得環境の整備について配慮の要請（札幌商工会議所には専務理事に対し、村山局長から要請書手交）
- (1/30以降適宜) 中央卸売市場場内事業者に新型コロナウイルス感染症への対応について通知を発送

○環境局

- ・ (11/12) 新型コロナウイルス感染症により自宅療養される方や、感染の疑いのある方等がいる場合のごみの排出方法（「容器包装プラスチック」「ペットボトル」「雑がみ」は燃やせるごみ、「びん・缶」「スプレー缶・カセットボンベ」「ライター」「筒型乾電池」は念のため家庭で1週間程度保管のうえ排出、唾液等のついたペットボトル等は2重袋で排出、大型ごみは自宅療養終了後に排出）を市公式HPに記載。
- ・ (7/9) 大型ごみ収集センター受付時間を、7月10日より通常時間（9:00～16:30）に変更することを市公式HPに掲載。
- ・ (5/19) 大型ごみ収集センター受付時間の短縮（5月21日開始、9:00～16:30を10:00～16:30に変更）について、市公式HPに掲載
- ・ (5/13) 「事業所におけるごみ、廃棄物の取扱い等について」、「廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン」を市公式HPに掲載
- ・ (5/8) 新型コロナウイルスの感染疑いのある方またはその家族がいる場合の「容器包装プラスチック」「ペットボトル」「雑がみ」については、燃やせるごみとして排出すること、また「びん・缶」「スプレー缶・カセットボンベ」「ライター」「筒型乾電池」については、念のため家庭で1週間程度保管のうえ排出するよう市公式HPに記載
- ・ (5/8) 家庭ごみ収集について、直営収集の作業員用マスクを配備。委託収集の受託者に、マスク着用に係る協力を要請して、各社が着用を開始。新型コロナウイルス感染症に係る作業中のマスクの着用について周知
- ・ (4/30、5/1、11/11) 使用済みマスクなどの廃棄について（2重袋での排出及びごみ捨て後の手洗いの徹底）市公式HP等に掲載
- ・ (3/9) 使用済みマスクなどの廃棄について（飛散防止のためごみ袋の封の徹底）市公式HPに掲載

○建設局

- ・ (11/18) 新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて、占用期間を延長する旨を市公式HPに掲載
- ・ (7/7) 新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて市公式HPに掲載
- ・ (5/30) ていねプールの営業中止について市公式HPに掲載
- ・ (5/15) 新型コロナウイルス感染症の対応に伴う道路占用料等の取扱いについて市公式HPに掲載
- ・ (4/16) 円山公園、平岡公園における花見期間の一部立入制限について市公式HPに掲載
- ・ (4/8) 中島公園におけるイベント利用受付の一時中止について市公式HPに掲載
- ・ (3/27) 円山公園、平岡公園の花見期間について宴会利用の自粛要請を市公式HPに掲載
- ・ (3/5) 道路維持除雪共同企業体等に「新型コロナウイルス感染症の拡大防止等について」の依頼文により適切な措置を講じるよう依頼

○都市局

- ・(4/23) 解雇等により社員寮・社宅等の住宅から退去を余儀なくされた方へ、市営住宅を提供することとし、本件について市都市局 HP に掲載
- ・(3/11) 来庁せずにできる手続き（郵送等により申請等が可能な手続き）がある旨を市都市局HPに掲載

○水道局

- ・(3/24) 市民に対し市水道局 HP にて、新型コロナウイルス感染症の影響による上下水道料金のお支払いの相談窓口について周知
- ・(3/2) 市民に対し市水道局 HP にて、感染症に関連した水道水の安全性について呼びかけ

○交通局

- ・(3/7～) ポラリス車内での啓発に食事会等の自粛要請（広報課作成）を追加
- ・(3/4～) 路面電車停留場での啓発に食事会等の自粛要請（広報課作成）を追加
- ・(2/27～) 新型コロナウイルス Q&A ポスター掲示
- ・(2/8～) 予防啓発ポスターの掲示
- ・(2/3～) 外国人旅行者向けコールセンター設置チラシ掲示（英中韓）
- ・(1/31～) 大通駅地下1階柱・デジタルサイネージ（スノービジョン）での啓発
- ・(1/30～) 駅構内放送、ホーム天井設置・旅客案内表示器（LED）によるテロップ表示
- ・(1/30～) 路面電車停留場とポラリス車内での啓発

○消防局

- ・(3/6) 来庁せずにできる手続きについて市消防局 HP に掲載

○病院局

- ・(3/23) 新型コロナウイルス等、院内感染防止の更なる対策強化のため、市立札幌病院における面会を、原則禁止から全面的に禁止に変更する旨同院 HP に掲載
- ・(3/13) 市立札幌病院における新型コロナウイルス感染症への対応について、市立札幌病院 HP に掲載

市立学校における臨時休業等措置状況（2020.12.22 現在）

学校	感染者	措置内容	措置期間
手稲山口小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	12/22～1/1
幌東中学校	生徒 1 名	濃厚接触者を出席停止	12/21～12/31
東栄中学校	教職員 1 名	濃厚接触者を出席停止	12/21～12/29
拓北小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	12/20～12/30
信濃中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/20～12/29
北小学校	教職員 1 名	担当学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/12～12/23
平岸中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	12/9～12/16
藻岩高校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	12/8～12/18
あいの里西小	児童 2 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/7～12/18
あいの里東中	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	12/7～12/18
新川高校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	12/7～12/16
太平中学校	生徒 2 名	在籍学年を臨時休業	12/5～12/16
太平中学校	-	感染者の増加により 1 学年を臨時休業	12/4～12/14
向陵中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	12/5～12/18
中の島小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/4～12/10
月寒中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/4～12/15
円山小学校	児童 2 名	在籍学級を臨時休業	12/4～12/15
平岸小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	12/4～12/9
啓北商業高校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/3～12/15
太平中学校	生徒 2 名	在籍学級を臨時休業	12/3～12/14
太平中学校	生徒 1 名	濃厚接触者を出席停止	12/3～12/7
平岸高校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/2～12/11
琴似中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/1～12/11
啓明中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	12/1～12/11
もみじの丘小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	12/1～12/11
太平中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	11/30～12/11
開成中等教育学校	生徒 1 名	濃厚接触者を出席停止	11/28～12/4
太平中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	11/28～12/9
琴似中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/28～12/6
和光小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/27～12/2
太平中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/27～12/4
平岡中央中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/26～12/5
二十四軒小学校	教職員 1 名	濃厚接触者を出席停止	11/26～12/2

学校	感染者	措置内容	措置期間
光陽小学校	教職員 1 名	担当学級を臨時休業	11/24～12/4
羊丘中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/24～12/4
新川高校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	11/23～12/1
東光小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/24～11/30
真駒内桜山小学校	児童 2 名	在籍学級を臨時休業	11/23～12/2
東光小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	11/22～11/27
伏見中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	11/22～11/26
南が丘中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	11/22～11/30
東光小学校	児童 3 名	在籍学級を臨時休業 (2 学級)	①11/21～12/1 ②11/22～11/27
篠路西中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/21～12/2
光陽中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/20～12/1
北都小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	11/19～12/2
常盤中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/17～11/25
北都中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/17～11/27
中の島小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/16～11/20
栄南中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/15～11/27
大谷地小学校	教職員 1 名	担当学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/14～11/24
平和小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/13～11/20
栄中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	11/12～11/23
東白石小学校	教職員 1 名	濃厚接触者を出席停止	11/12～11/19
栄中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	11/12～11/20
札幌小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/11～11/16
小野幌小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	11/10～11/20
藻岩小学校	教職員 1 名	担当学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/10～11/20
拓北小学校	教職員 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/9～11/19
栄中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業	11/9～11/16
藤野中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/9～11/18
北小学校	児童 1 名	在籍学級を臨時休業	11/9～11/20
平岡小学校	児童 2 名	在籍学級を臨時休業 (2 学級) 濃厚接触者を出席停止	11/7～11/18
栄中学校	生徒 1 名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/7～11/16
百合が原小学校	教職員 1 名	在籍学級を臨時休業	11/7～11/18

学校	感染者	措置内容	措置期間
		濃厚接触者を出席停止	
中央小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/7～11/16
栄中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/5～11/13
手稲山口小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/1～11/12
豊明高等支援学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	11/1～11/10
藻岩高校	生徒1名	在籍学級を臨時休業 濃厚接触者を出席停止	10/31～11/11
北野台中学校	教職員1名	濃厚接触者を出席停止	10/30～11/6
豊平小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	10/26～11/6
開成小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	10/25～11/5
平岡南小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	10/24～11/4
中の島中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	10/12～10/22
新琴似南小学校	児童2名	在籍学級を臨時休業 (2学級) 濃厚接触者を出席停止	10/7～10/15
手稲西小学校	教職員1名	担当学級を臨時休業	9/29～10/9
明園中学校	生徒1名	在籍学級を臨時休業	9/19～9/24
明園小学校	児童1名	在籍学級を臨時休業	9/14～9/23
伏見小学校	児童1名	濃厚接触者を出席停止	9/12～9/23
伏見小学校	児童1名	在籍学年を臨時休業	7/13～7/23

市有施設の状況(2020.12.23時点)

施設種別	区	施設名	開館状況	備考欄	施設所管課(連絡先)
文教施設	中央	札幌市公文書館	開館	閲覧室の利用時間は当面の間午前9時30分から午後4時30分まで(資料の利用請求等の受付は午後4時まで) ※閲覧室利用者は来館日時について要事前連絡	総)公文書館(521-0205)
スポーツ施設	白石	札幌国際交流館	開館	プール採暖室は利用休止 その他、利用人数や利用目的に応じて制限あり	総)国際部交流課(211-2032)
その他	中央	大通情報ステーション	開館		政)都心まちづくり課(211-2692)
その他	白石	札幌市共同利用館	開館		市)アイヌ施策課(211-2277)
その他	南	アイヌ文化交流センター	開館		市)アイヌ施策課 (連絡先:札幌市アイヌ文化交流センター 596-5961)
その他	全区	区民センター(計10施設)	開館	利用人数など一部制限あり	市)区政課(211-2252)
その他	全区	地区センター(計24施設)	開館	利用人数など一部制限あり	市)区政課(211-2252)
その他	北	地区集会所(篠路)	開館	利用人数など一部制限あり	市)区政課(211-2252)
その他	北	篠路コミュニティセンター	開館	利用人数など一部制限あり	市)区政課(211-2252)
その他	厚別	札幌市厚別中央市民交流広場	開館	利用人数など一部制限あり	市)区政課(211-2252)
その他	清田	札幌市清田市民交流広場	開館	利用人数など一部制限あり	市)区政課(211-2252)
その他	南	地区集会所(定山溪)	開館	利用人数など一部制限あり	市)区政課(211-2252)
その他	手稲	手稲コミュニティセンター	開館	利用人数など一部制限あり	市)区政課(211-2252)
その他	白石	札幌市計量検査所(定期検査センター)	開館		市)札幌市計量検査所(846-6681)
その他	中央	市民活動プラザ星園(貸室)	開館	利用人数など一部制限あり	市)市民活動促進担当課(211-2964)
その他	北	札幌市市民活動サポートセンター(札幌エルプラザ 2階)	開館	機器などの利用に一部制限あり	市)市民活動促進担当課(211-2964)
その他	北	札幌市消費者センター(札幌エルプラザ 2階)	開館		市)消費生活課(211-2245)
文教施設	北	札幌市男女共同参画センター(札幌エルプラザ1、3、4階)	開館	貸室収容人数に一部制限あり 物品等について一部貸出制限あり	市)男女共同参画課(211-2962)
文教施設	中央	旧札幌農学校演武場(時計台)	開館	展示、利用人数に一部制限あり	市)文化財課(211-2312)
文教施設	中央	豊平館	開館	展示、利用人数に一部制限あり	市)文化財課(211-2312)
文教施設	中央	旧永山武四郎邸及び旧三菱鉱業寮	開館	展示、利用人数に一部制限あり	市)文化財課(211-2312)
文教施設	北	清華亭	開館		市)文化財課(211-2312)
文教施設	北	新琴似屯田兵中隊本部	休館	12月1日より冬期休館中(～3/31まで)	市)文化財課(211-2312)
文教施設	北	屯田郷土資料館	開館		市)文化財課(211-2312)

施設種別	区	施設名	開館状況	備考欄	施設所管課(連絡先)
文教施設	東	札幌村郷土記念館	開館		市)文化財課(211-2312)
文教施設	豊平	つきさつぶ郷土資料館	休館	11月11日より冬期休館中(3月末まで)	市)文化財課(211-2312)
文教施設	豊平	福住開拓記念館	開館		市)文化財課(211-2312)
文教施設	南	旧黒岩家住宅(旧簾舞通行屋)	開館		市)文化財課(211-2312)
文教施設	西	琴似屯田兵村兵屋跡	開館		市)文化財課(211-2312)
文教施設	西	手稲記念館	開館	利用人数・利用目的など一部制限あり	市)文化財課(211-2312)
文教施設	東	丘珠縄文遺跡	開館	体験学習館は11月4日より冬期休館中(～4/28まで) おかだま縄文展示室は開館中(展示に一部制限あり、団体利用休止)	市)文化財課埋蔵文化財係(512-5430)
文教施設	中央	埋蔵文化財センター	開館	展示に一部制限あり 団体利用休止	市)文化財課埋蔵文化財係(512-5430)
文教施設	中央	旧札幌控訴院(札幌市資料館) ※ おおば比呂司記念室、SIAFラウンジを含む	開館	利用人数に一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
文教施設	中央	札幌市民交流プラザ	開館	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
文教施設	中央	札幌コンサートホール	休館	改修工事のため2021年6月30日まで休館	市)文化振興課(211-2261)
文教施設	中央	札幌市教育文化会館	開館	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
文教施設	中央	札幌市民ギャラリー	開館	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
文教施設	中央	あけぼのアート&コミュニティセンター	開館	利用人数に一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
文教施設	豊平	さっぽろ天神山アートスタジオ	開館	利用人数に一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
レジャー・観光施設	南	札幌芸術の森(子どもアトリエ)	開館	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
レジャー・観光施設	南	札幌芸術の森(工芸館)	開館	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
レジャー・観光施設	南	札幌芸術の森(有島武郎旧邸)	開館	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
レジャー・観光施設	南	札幌芸術の森(アートホール)	開館	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
レジャー・観光施設	南	札幌芸術の森(野外ステージ)	開館	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
レジャー・観光施設	南	札幌芸術の森(アトリエ、ロッジ)	開館	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
文教施設	北	情報センター(札幌エルプラザ 1階)	開館		市)男女共同参画課(211-2962)
レジャー・観光施設	南	札幌芸術の森(工芸研修室等)	開館	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)
その他	西	ターミナルプラザことにバトス	休館	再開に向けて調整中	市)文化振興課(211-2261)
レジャー・観光施設	中央	本郷新記念札幌彫刻美術館	開館	利用人数など一部制限あり	市)文化振興課(211-2261)

施設種別	区	施設名	開館状況	備考欄	施設所管課(連絡先)
レジャー・観光施設	南	札幌芸術の森(屋内美術館)	開館		市)文化振興課(211-2261)
レジャー・観光施設	南	札幌芸術の森(屋外美術館)	休館	11月4日より冬期休館中(～4/28まで)	市)文化振興課(211-2261)
文教施設	豊平	博物館活動センター	開館	展示等に一部制限あり	市)文化振興課博物館担当係(374-5002)
スポーツ施設	中央	北ガスアリーナ札幌46	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	中央	中島体育センター	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	中央	円山総合運動場 (陸上競技場、補助競技場、球場、庭球場)	休館	利用人数など一部制限あり 陸上競技場、補助競技場、庭球場は11月1日から通常の閉場 球場は10月16日から通常の閉場	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	中央	大倉山ジャンプ競技場	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	中央	宮の森ジャンプ競技場	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	中央	荒井山ジャンツェ	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	中央	中島公園庭球場	休館	利用人数など一部制限あり 11月1日から通常の閉場	ス)施設課(211-3045)
文教施設	中央	札幌オリンピックミュージアム	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	北	北区体育館	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	北	麻生球場 (庭球場含む)	休館	利用人数など一部制限あり 庭球場は11月1日から通常の閉場 球場は10月16日から通常の閉場	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	東	東区体育館	休館	改修工事のため12月28日まで休館	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	東	東温水プール	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	東	美香保体育館 (公園野球場含む)	開館	利用人数など一部制限あり 公園野球場は、10月16日から通常の閉場	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	東	スポーツ交流施設(つどーむ) (庭球場、パークゴルフ場、球技場等含む)	休館	改修工事のため令和3年1月31日まで屋内施設は利用休止。 屋外施設は、11月4日から通常の閉場。	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	東	東雁来公園サッカー場	休館	利用人数など一部制限あり 11月21日から通常の閉場	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	白石	白石区体育館	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	白石	白石温水プール	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	厚別	厚別区体育館	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	厚別	厚別温水プール	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	厚別	厚別公園競技場 (補助競技場含む)	開館	利用人数など一部制限あり 主競技場、補助競技場のみ11月1日から通常の閉場	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	豊平	豊平区体育館 (付属野球場含む)	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)

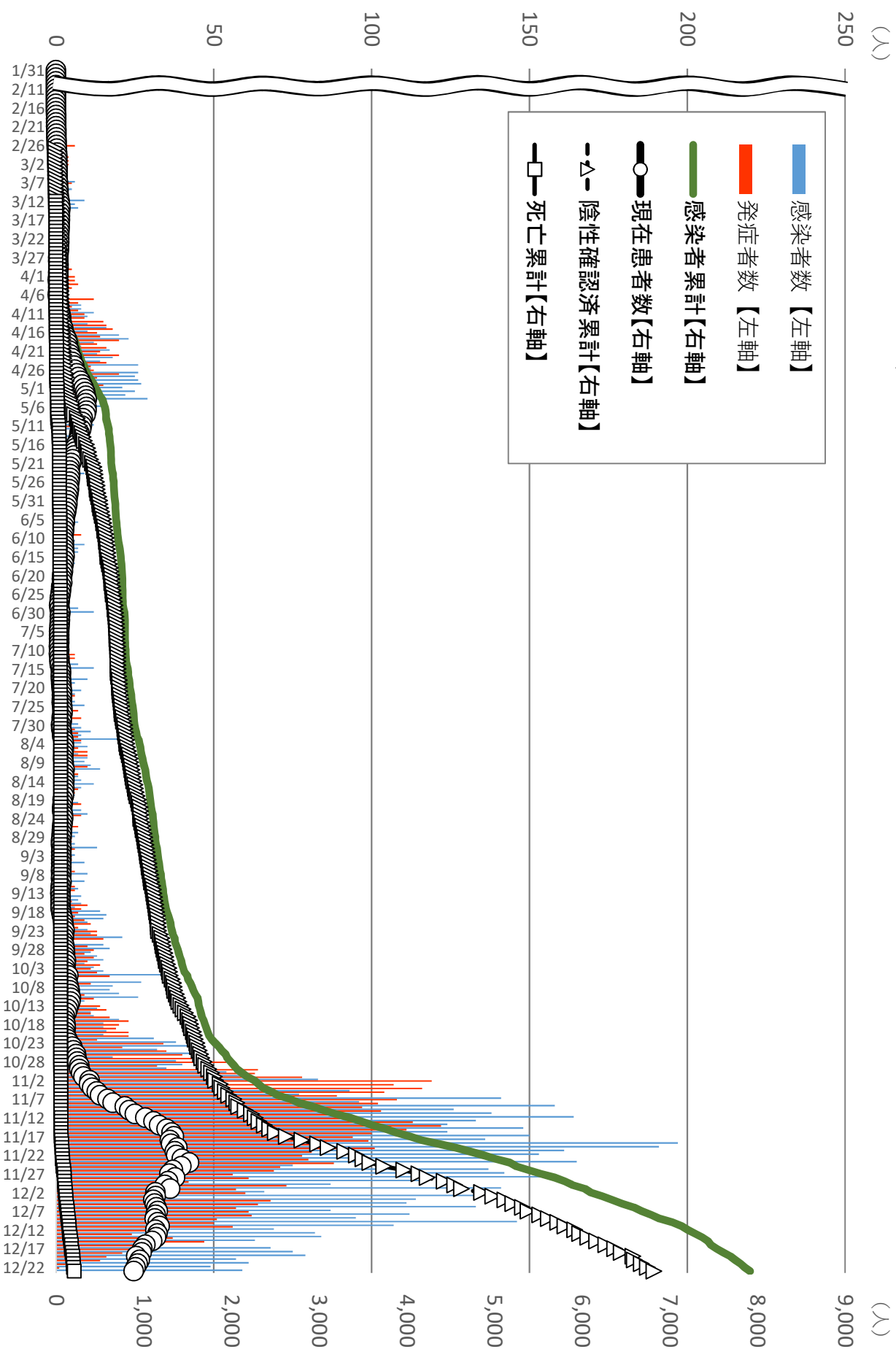
施設種別	区	施設名	開館状況	備考欄	施設所管課(連絡先)
スポーツ施設	豊平	豊平公園温水プール	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	豊平	平岸プール	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	豊平	月寒体育館	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	豊平	月寒屋外競技場 (ラグビー場、庭球場、弓道場)	休館	利用人数など一部制限あり ラグビー場は10月16日から、庭球場及び弓道場は11月1日 から通常の閉場	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	豊平	どうぎんカーリングスタジアム	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	豊平	平岸庭球場	休館	利用人数など一部制限あり 11月1日から通常の閉場	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	豊平	札幌ドーム	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	清田	清田区体育館・温水プール	休館	改修工事のため6月15日～令和3年3月末は休館	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	清田	白旗山競技場	休館	利用人数など一部制限あり 9月30日から通常の閉場 歩くスキーコースは1月4日オープンを予定	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	南	南区体育館	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	南	藤野野外スポーツ交流施設 (フッス)	開館	利用人数など一部制限あり BBQコーナーは利用休止 12月20日から冬季営業開始	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	西	西区体育館・温水プール	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	西	宮の沢屋内競技場	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	手稲	手稲区体育館	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	手稲	手稲曙温水プール	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	手稲	星置スケート場	開館	利用人数など一部制限あり	ス)施設課(211-3045)
スポーツ施設	中央	中央健康づくりセンター	開館		保)保健所健康企画課(622-5153)
福祉施設	中央	社会福祉総合センター	開館	貸会議室については利用人数など一部制限あり	保)地域福祉推進担当課(211-2932)
福祉施設	中央	中央老人福祉センター	開館	3密を回避できない教養講座、行事等は引き続き休止 R2.11.18～R3.1.31の間、囲碁、卓球、機能回復訓練室を休 止	保)高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	北	北老人福祉センター	開館	3密を回避できない教養講座、行事等は引き続き休止 R2.11.18～R3.1.31の間、囲碁、卓球、機能回復訓練室を休 止	保)高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	東	東老人福祉センター	開館	3密を回避できない教養講座、行事等は引き続き休止 R2.11.18～R3.1.31の間、囲碁、卓球、機能回復訓練室を休 止	保)高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	白石	白石老人福祉センター	開館	3密を回避できない教養講座、行事等は引き続き休止 R2.11.18～R3.1.31の間、囲碁、卓球、機能回復訓練室を休 止	保)高齢福祉課(211-2976)

施設種別	区	施設名	開館状況	備考欄	施設所管課(連絡先)
福祉施設	厚別	厚別老人福祉センター	開館	3密を回避できない教養講座、行事等は引き続き休止 R2.11.18～R3.1.31の間、囲碁、卓球、機能回復訓練室を休止	保) 高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	豊平	豊平老人福祉センター	開館	3密を回避できない教養講座、行事等は引き続き休止 R2.11.18～R3.1.31の間、囲碁、卓球、機能回復訓練室を休止	保) 高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	清田	清田老人福祉センター	開館	3密を回避できない教養講座、行事等は引き続き休止 R2.11.18～R3.1.31の間、囲碁、卓球、機能回復訓練室を休止	保) 高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	南	南老人福祉センター	開館	3密を回避できない教養講座、行事等は引き続き休止 R2.11.18～R3.1.31の間、囲碁、卓球、機能回復訓練室を休止	保) 高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	南	保養センター駒岡	開館	教養講座(発声)、囲碁、カラオケ等は引き続き休止。	保) 高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	西	西老人福祉センター	開館	3密を回避できない教養講座、行事等は引き続き休止 R2.11.18～R3.1.31の間、囲碁、卓球、機能回復訓練室を休止	保) 高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	手稲	手稲老人福祉センター	開館	3密を回避できない教養講座、行事等は引き続き休止 R2.11.18～R3.1.31の間、囲碁、卓球、機能回復訓練室を休止	保) 高齢福祉課(211-2976)
福祉施設	中央	視聴覚障がい者情報センター	開館	・点字図書・録音図書の郵送貸出は従前より短縮対応 (貸出受付時間短縮対応:火・水・木・金 8時45分～16時15分) ・一部の事業を11月18日より当面の間、休止 ・会議室の貸出を11月18日より当面の間、休止	保) 身体障害者更生相談所(631-6747)
福祉施設	西	身体障害者福祉センター	開館	利用人数など一部制限あり ※詳細については、施設HPでご確認いただくか、指定管理者札幌市身体障害者福祉協会(641-8850)にお問い合わせください。	保) 身体障害者更生相談所(641-8852)
スポーツ施設	東	東健康づくりセンター	開館		保) 保健所健康企画課(622-5153)
スポーツ施設	西	西健康づくりセンター	開館		保) 保健所健康企画課(622-5153)
文教施設	中央	札幌市こども人形劇場こぐま座	休館	利用人数など一部制限あり。 11月16日～12月27日まで舞台音響等改修工事のため、休館。	子) 子どもの権利推進課(211-2942)
福祉施設	中央	若者支援総合センター	開館	貸室は利用人数上限を設定	子) 子どもの権利推進課(211-2942)
文教施設	東	札幌市こどもの劇場やまびこ座	開館	利用人数など一部制限あり	子) 子どもの権利推進課(211-2942)
福祉施設	東	アカシア若者活動センター	開館	貸室は利用人数上限を設定	子) 子どもの権利推進課(211-2942)
福祉施設	白石	ポプラ若者活動センター	開館	貸室は利用人数上限を設定	子) 子どもの権利推進課(211-2942)
福祉施設	豊平	豊平若者活動センター	開館	貸室は利用人数上限を設定	子) 子どもの権利推進課(211-2942)
福祉施設	西	宮の沢若者活動センター	開館	貸室は利用人数上限を設定	子) 子どもの権利推進課(211-2942)
福祉施設	中央	まちなかキッズサロンおおどりんこ	開館	利用に一部制限あり	子) 子育て支援課(211-2988)
福祉施設	全区	児童会館・ミニ児童会館(計200施設)	開館		子) 放課後児童担当課(211-2989)

施設種別	区	施設名	開館状況	備考欄	施設所管課(連絡先)
その他	厚別	札幌市エレクトロニクスセンター	開館	講堂のスポーツ利用は休止 利用人数など一部制限あり	経)IT・イノベーション課(211-2379)
レジャー・観光施設	中央	さっぽろテレビ塔	開館	※関係団体の所管する施設 展望台は営業時間を短縮(10時00分～20時00分)	経)観光・MICE推進課(211-2376)
レジャー・観光施設	中央	札幌もいわ山ロープウェイ	開館	※関係団体の所管する施設	経)観光・MICE推進課(211-2376)
レジャー・観光施設	北	北海道さっぽろ観光案内所	開館	10時00分～17時30分(通常8時30分～20時00分までのところ、時間を短縮)	経)観光・MICE推進課(211-2376)
その他	白石	札幌コンベンションセンター	開館	利用人数など一部制限あり	経)観光・MICE推進課(211-2376)
レジャー・観光施設	豊平	さっぽろ羊ヶ丘展望台	開館	※関係団体の所管する施設	経)観光・MICE推進課(211-2376)
その他	白石	札幌市産業振興センター	開館	利用人数・利用目的など一部制限あり	経)経済企画課(211-2352)
レジャー・観光施設	東	サッポロさとらんど	開館	炊事広場は令和2年度の利用中止	経)農政課(211-2406)
レジャー・観光施設	南	藻岩山登山者休憩所	開館		経)観光・MICE推進課(211-2376)
その他	中央	札幌市中央卸売市場 (市場見学、調理実習室のみ)	開館	市場見学、調理実習室(貸室)の休止	経)中央卸売市場管理課(611-3111)
スポーツ施設	北	札幌サンプラザ温水プール	開館		札幌サンプラザ(717-2711)
レジャー・観光施設	北	札幌市環境プラザ	開館	見学ツアーは、申込者と感染症予防対策を協議のうえ実施	環)環境政策課(211-2877)
レジャー・観光施設	中央	円山動物園	開館		環)経営管理課(621-1426)
その他	西	札幌市リサイクルプラザ	開館	一部資源物(古着・古布)の受入は当面の間、停止する	環)循環型社会推進課(211-2928)
その他	厚別	札幌市リユースプラザ (厚別地区リサイクルセンター含む)	開館	一部資源物(古着・古布)の受入は当面の間、停止する	環)循環型社会推進課(211-2928)
その他	各区	各地区リサイクルセンター	開館	中央・北・西地区リサイクルセンター 一部資源物(古着・古布)の受入は当面の間、停止する	環)循環型社会推進課(211-2928)
スポーツ施設	全区	公園内の運動施設(野球場、テニスコート、パークゴルフ場等)	冬期閉鎖	冬期閉鎖	建)みどりの管理課(211-2536)
レジャー・観光施設	中央	旭山記念公園(森の家・レストハウス)	一部冬期閉鎖	11月4日よりレストハウスの冬期閉鎖	建)みどりの管理課(211-2536)
レジャー・観光施設	北	百合が原公園 (緑のセンター、リゾートレイン駅舎、世界の庭園)	一部冬期閉鎖	11月1日よりリゾートレイン、11月4日より世界の庭園の冬期閉鎖	建)みどりの管理課(211-2536)
レジャー・観光施設	東	モエレ沼公園 (ガラスのピラミッド、フィールドハウス)	一部冬期閉鎖	11月21日よりフィールドハウスの冬期閉鎖	建)みどりの管理課(211-2536)
レジャー・観光施設	豊平	豊平公園緑のセンター	開館		建)みどりの管理課(211-2536)
その他	清田	平岡樹芸センター管理事務所(講義室、休憩所)	冬期閉鎖	11月9日より冬期閉鎖	建)みどりの管理課(211-2536)
文教施設	南	札幌市豊平川さけ科学館	開館	さかな館は天候に応じて休館の場合あり。	建)みどりの管理課(211-2536)
レジャー・観光施設	南	エドウィン・ダン記念館	開館	説明案内業務休止中(自由観覧可)	建)みどりの管理課(211-2536)
スポーツ施設	西	農試公園ツインキャップ	開館		建)みどりの管理課(211-2536)
スポーツ施設	白石	川下公園リラックスプラザ	開館		建)みどりの管理課(211-2536)

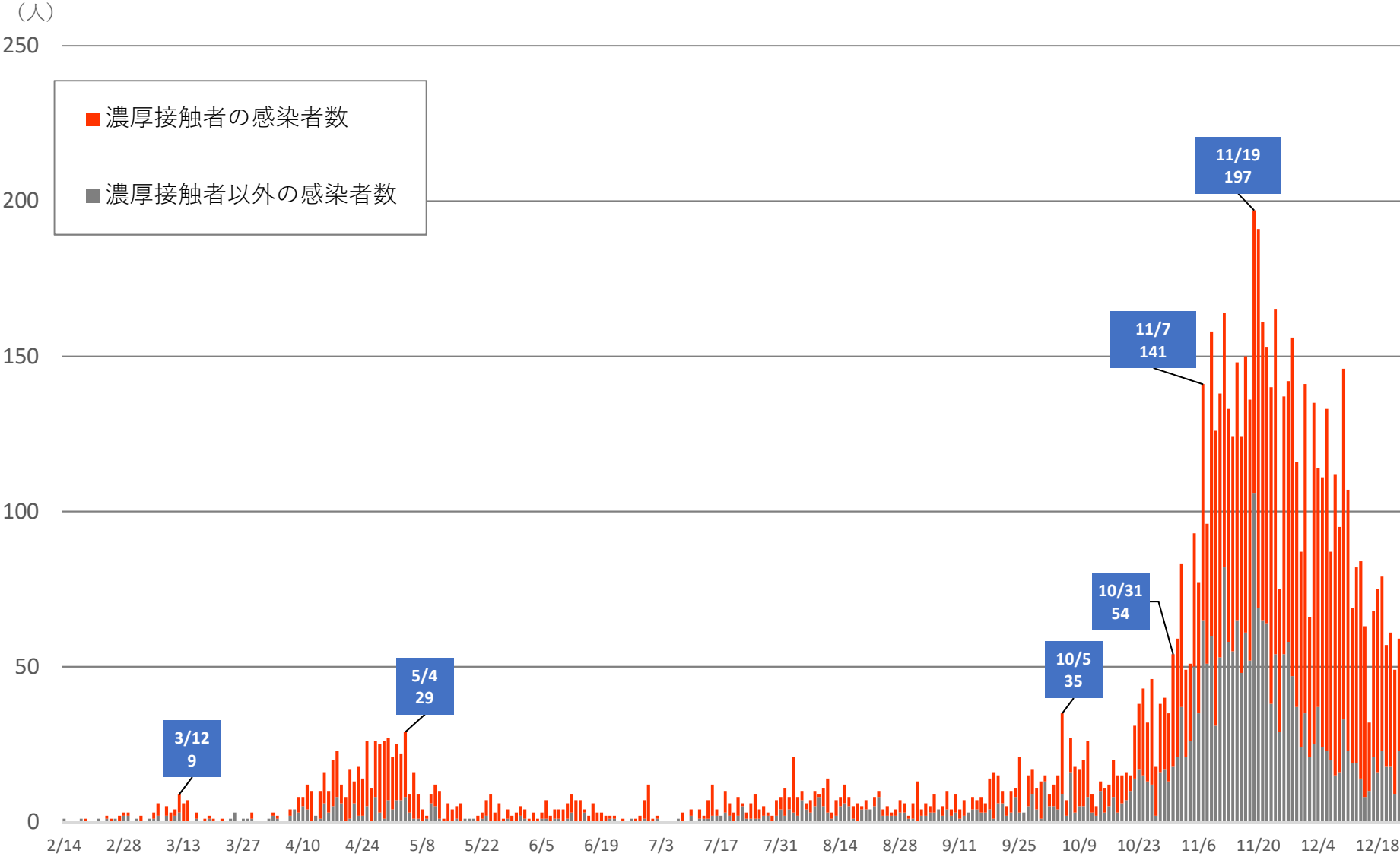
施設種別	区	施設名	開館状況	備考欄	施設所管課(連絡先)
レジャー・観光施設	手稲	ていねプール	冬期閉鎖	令和2年度は営業中止	建)みどりの管理課(211-2536)
レジャー・観光施設	全区	各公園内の水遊び場	冬期閉鎖	令和2年度は利用中止	建)みどりの管理課(211-2536)
レジャー・観光施設	全区	各公園内の炊事広場	冬期閉鎖	令和2年度は利用中止	建)みどりの管理課(211-2536)
レジャー・観光施設	全区	公園内の駐車場(計18施設)	一部冬期閉鎖	冬期間により一部駐車場の利用中止	建)みどりの管理課(211-2536)
文教施設	北	札幌市下水道科学館	開館	一部展示は利用休止	下)経営企画課(818-3452)
スポーツ施設	東	伏古川水再生プラザ内運動施設 (テニスコート)	冬期閉鎖	11月4日より冬期閉鎖	下)創成川水処理センター(736-6390)
スポーツ施設	市外	茨戸水再生プラザ内運動施設 (野球場)	冬期閉鎖	11月4日より冬期閉鎖	下)創成川水処理センター(736-6390)
スポーツ施設	手稲	手稲水再生プラザ内運動施設 (野球場、テニスコート、パークゴルフ場)	冬期閉鎖	11月4日より冬期閉鎖	野球場、テニスコート:下)新川水処理センター(611-5314) パークゴルフ場:手)地域振興課(681-2445)
スポーツ施設	西	新川水再生プラザ内運動施設 (野球場、テニスコート、パークゴルフ場)	冬期閉鎖	11月4日より冬期閉鎖	野球場、テニスコート:下)新川水処理センター(611-5314) パークゴルフ場:西)維持管理課(667-3201)
その他	全区	直営集会所(計34施設)	開館	当面の間、利用人数は定員の50%に制限	都)住宅課(211-2806)
文教施設	中央	札幌市水道記念館	休館	令和2年11月16日から通常の休館	水)企画課(211-7014)
文教施設	白石	札幌市民防災センター	開館	各コーナーで同時利用人数などに制限あり	消)総務部総務課(215-2010)
レジャー・観光施設	清田	清田中央・みどりパークゴルフ場	休館	11月11日より冬期休館中	清)総務企画課(889-2006)
文教施設	西	視聴覚センター	開館		教)学校教育部教育相談担当課(671-3249)
文教施設	南	北方自然教育園	開館	利用人数など一部制限あり	教)学校教育部教職員育成担当課(211-3802)
文教施設	中央	カナモトホール(札幌市民ホール)	開館	利用人数など一部制限あり	教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3871)
文教施設	中央	札幌市天文台	開館	入場制限あり	教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3871)
文教施設	厚別	札幌市青少年科学館	開館	展示を一部休止 プラネタリウムは入場制限あり	教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3871)
文教施設	豊平	札幌市月寒公民館	開館	利用人数など一部制限あり	教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3871)
文教施設	西	札幌市生涯学習センター	開館	貸室の利用人数など一部制限あり	教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3871)
文教施設	南	札幌市定山溪自然の村	開館	コテージやテントの一部利用制限あり	教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3872)
文教施設	南	札幌市青少年山の家	休館	改修工事のため令和2年11月1日～令和3年3月末は休館	教)生涯学習部生涯学習推進課(211-3872)
文教施設	全区	図書館(計47施設)	開館	施設により一部利用制限あり	教)中央図書館運営企画課(512-7330)

札幌市における発症状況（12月23日現在）

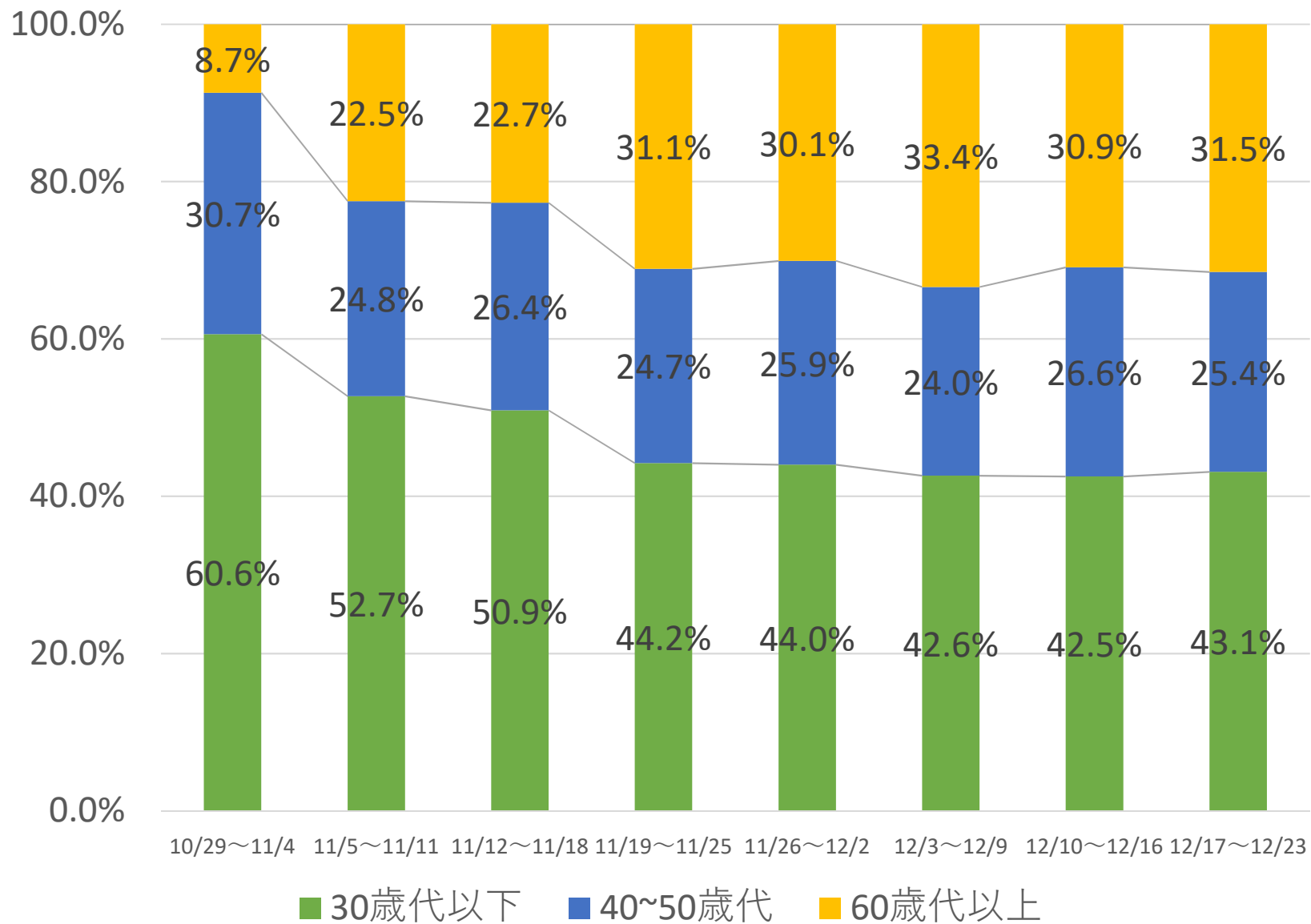


※発症者数には調査中等のため未計上分あり

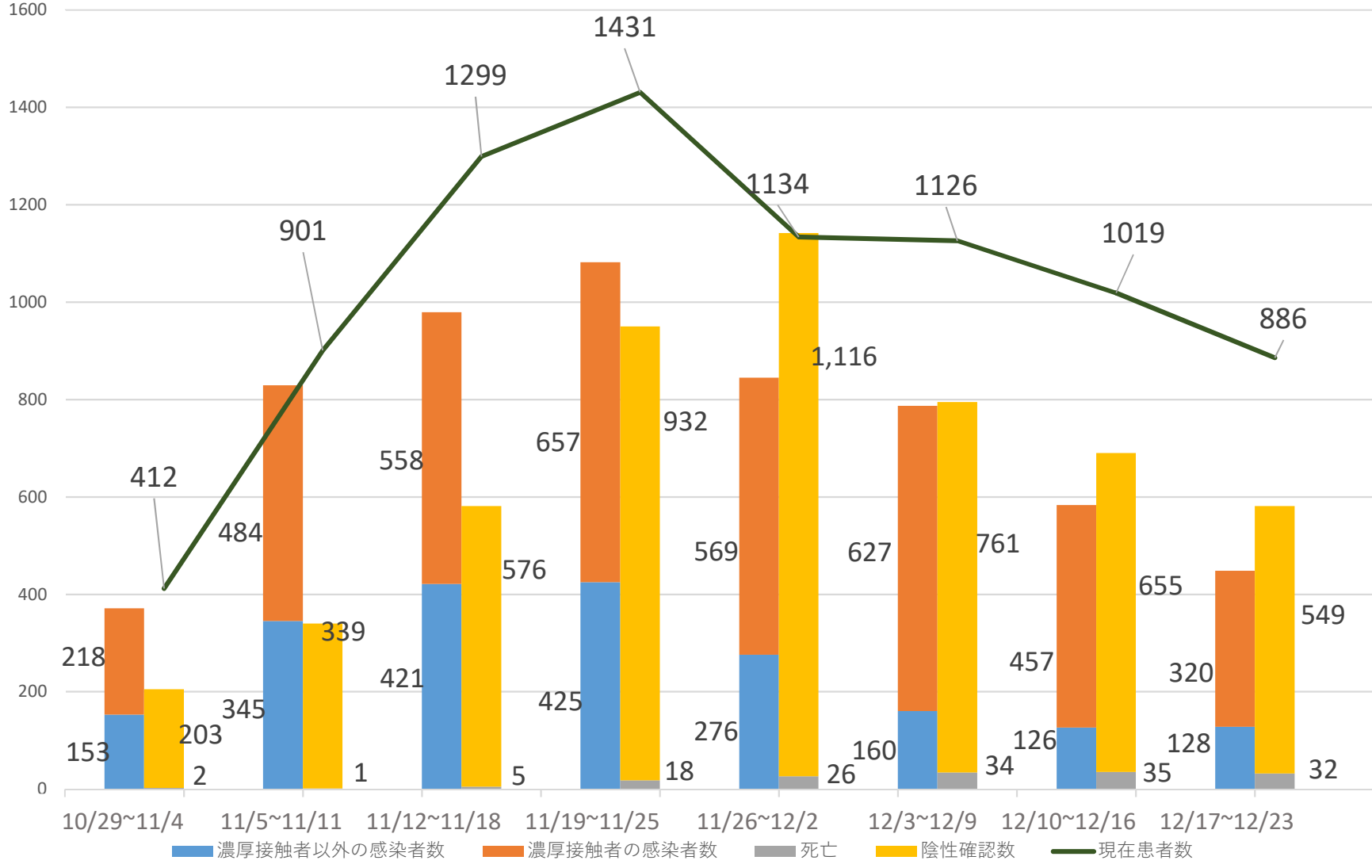
札幌市における感染者状況（濃厚接触の有無別）（12月23日現在）



感染者の割合（年代別）（12月23日現在）



市内感染者数推移



直近一週間ごとの患者等の状況

資料 5

<12/3~12/9>

新規感染者数					新規検査人数	陽性率
	リンクあり	リンクあり		リンクなし		%
		クラスター	クラスター以外			
787	627	292	335	160	10,437	7.5

<12/10~12/16>

新規感染者数					新規検査人数	陽性率
	リンクあり	リンクあり		リンクなし		%
		クラスター	クラスター以外			
583	457	240	217	126	10,466	5.6

<12/17~12/23>

新規感染者数					新規検査人数	陽性率
	リンクあり	リンクあり		リンクなし		%
		クラスター	クラスター以外			
448	320	154	166	128	8,538	5.2

北海道が定める警戒ステージの指標の状況

		北海道				札幌市
		12/23現在	ステージ2 移行の目安	ステージ3 移行の目安	ステージ4 移行の目安	12/23現在
病床全体		集計中	150床	250床	350床	集計中
うち重症者用病床		33床	15床	25床	35床	17床
療養者数		1666人/減少	増加	増加	796人	886人/減少
PCR検査陽性率		4.7%/減少	増加	増加	10%	5.2%/減少
直近 1 週間	新規感染者数	845人	107人	133人	796人	448人
	10万人当たりの新規感染者数	15.93人	2.0人	2.5人	15人	22.91人
	感染経路不明割合	25.1%	50%	50%	50%	28.6%

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

第 3 0 回 本 部 会 議

日時：令和2年12月24日（木）16：00～

場所：本庁3階テレビ会議室等

1 開 会

2 議 事

（1）今後のステージの運用（案）等について（協議事項）

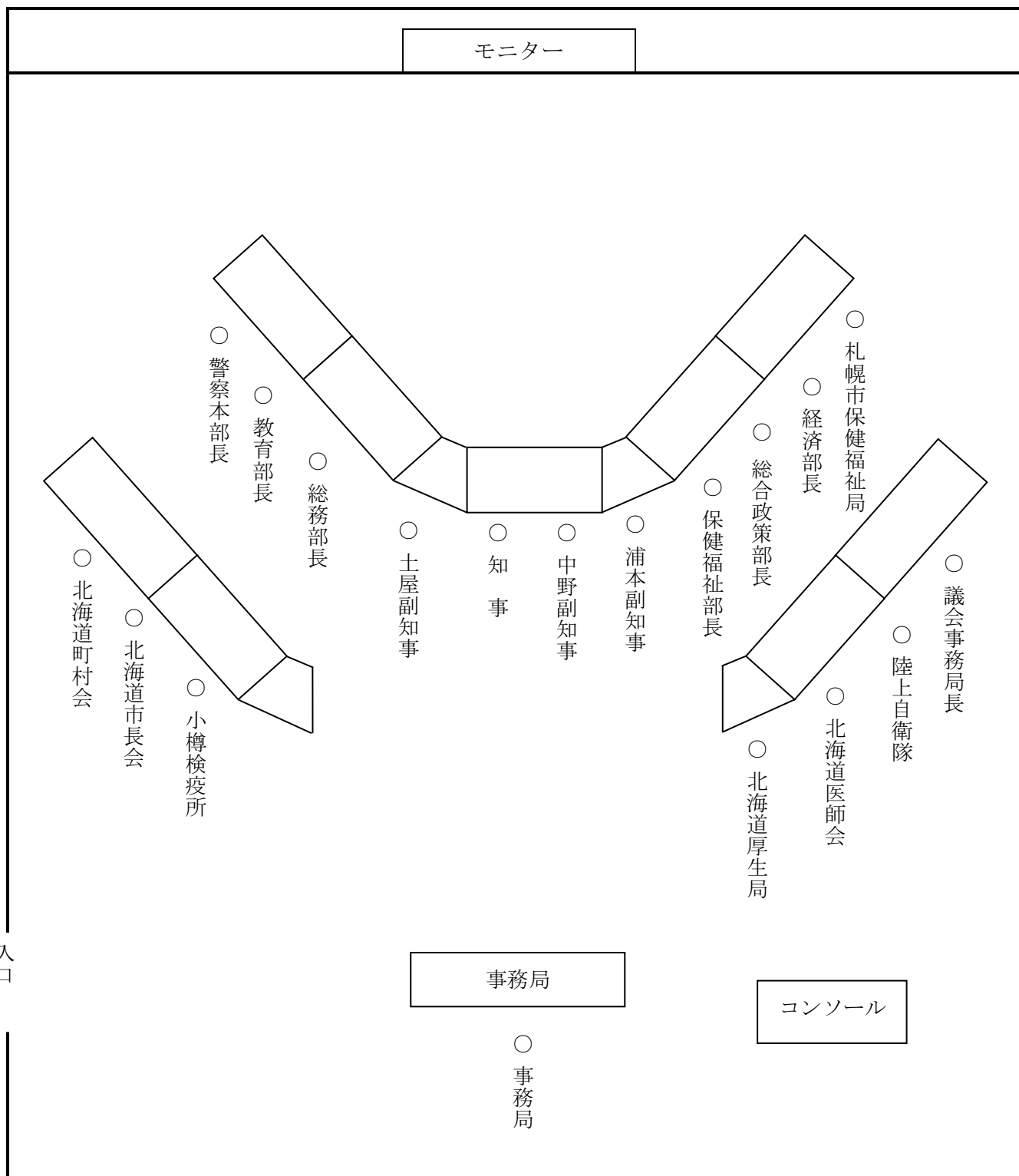
（2）北海道新型コロナウイルス感染症対策要綱について（報告事項）

3 閉 会

資料1-1	今後のステージの運用について（案）
資料1-2	札幌市の感染状況について
資料2	感染拡大防止に向けた施策について（案）
資料3	年末年始に向けた共同メッセージ
資料4	今後のステージの運用（道案）等に対する主な意見
資料5-1	北海道新型コロナウイルス感染症対策要綱
資料5-2	北海道新型コロナウイルス感染症対策要綱（参考資料）
参考資料	新型コロナウイルス感染症について

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 配席図

〔本庁3階テレビ会議室
令和2年(2020年)12月24日(木)〕



第30回 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議出席者名簿

日時:令和2年12月24日(木)

場所:本庁3階 テレビ会議室

(本部員)

所 属	職 名	氏 名
北海道(本部長) (副本部長) (副本部長) (副本部長)	知 事	鈴木 直道
	副 知 事	浦 本 元人
	副 知 事	土 屋 俊亮
	副 知 事	中 野 祐介
総務部	部 長	平 野 正明
	職 員 監 理	松 浦 英則
総合政策部	危 機 管 理 監 理	野 村 聡
	部 長	倉 本 博史
	知 事 室 長	濱 坂 真一
	地 域 振 興 監 理	佐 々 木 徹彦
環境生活部	交 通 企 画 監 理	柏 木 文彦
	部 長	築 地 原 康志
	東 京 オ リ ン ピ ッ ク 連 携 推 進 監 理	阪 正 寛
保健福祉部(総合調整員)	ア イ ヌ 政 策 監 理	長 橋 聡
	部 長	三 瓶 徹
経済部	少 子 高 齢 化 対 策 監 理	京 谷 栄一
	部 長	山 岡 庸邦
	観 光 振 興 監 理	大 内 隆寛
農政部	食 関 連 産 業 室 長	新 津 健次
	部 長	小 田 原 輝和
水産林務部	食 の 安 全 推 進 監 理	宮 田 大也
	部 長	佐 藤 卓也
建設部	部 長	小 林 敏光
	建 築 企 画 監 理	長 浜 光弘
出納局	会 計 管 理 者	三 井 真
企業局	北 海 道 公 営 企 業 管 理 者	佐 々 木 誠也
道立病院局	病 院 事 業 管 理 者	鈴 木 信寛
議会事務局	局 長	近 藤 晃司
北海道教育委員会	教 育 部 長	志 田 篤俊
北海道警察本部	本 部 長	小 島 裕史

(地方本部)

所 属	職 名	氏 名
空知総合振興局	局 長	高 野 瑞洋
石狩振興局	局 長	佐 藤 則子
後志総合振興局	局 長	北 谷 啓幸
胆振総合振興局	局 長	花 岡 祐志
日高振興局	局 長	北 村 英則
渡島総合振興局	局 長	鳴 海 拓史
檜山振興局	局 長	永 山 秀明
上川総合振興局	局 長	中 島 俊明
留萌振興局	副 局 長	沖 野 洋
宗谷総合振興局	局 長	竹 花 賢一
オホーツク総合振興局	局 長	橋 本 智史
十勝総合振興局	局 長	水 戸 部 裕
釧路総合振興局	局 長	山 口 修司
根室振興局	局 長	遠 藤 俊充
東京事務所	所 長	森 隆司

(オブザーバー)

所 属	職 名	氏 名
厚生労働省北海道厚生局	総 務 課 長	櫻 庭 孝行
陸上自衛隊北部方面總監部	防 衛 課 長	田 村 秀樹
小樽検疫所	次 長	伊 高 浩和
札幌市保健福祉局 保健所	感 染 症 対 策 部 長	山 口 亮
一般社団法人北海道医師会	事 業 第 三 課 長	小 林 淳子
北海道市長会	事 務 局 長	吉 澤 政昭
北海道町村会	事 務 局 長	山 内 康弘

今後のステージの運用について (案)

【令和2年12月24日】

区分	医療提供体制等の負荷			監視体制	感染状況		
	病床全体	うち重症者 用病床	療養者数	検査 陽性率	新規 感染者数	先週1週間と の比較	感染経路 不明割合
全道(12/23)	885床	33床	減少 1,666人	減少 4.7%	845人/週	減少	25.1%
うち札幌市	416床	19床	886人	5.3%	450人/週	減少	30.7%
ステージ4基準	350床	35床	796人	10%	796人/週	増加	50%
ステージ3基準	250床	25床	増加	増加	133人/週	増加	50%

年末年始における医療崩壊を防ぐため、強い措置を講じる

【判断の根拠】

別添のとおり

【基本的考え方】

全道の新規感染者数は減少傾向にあるものの、医療・福祉施設等における集団感染が発生するなど、引き続き、医療提供体制へのひっ迫の度合いは厳しい状況が続いており、特に通常の医療提供が難しくなる年末年始における医療崩壊を防ぐため、警戒ステージは3を維持した中で、引き続き、全道において行動変容を要請する。

札幌市内においては、本道の人口の3分の1を占め、都市機能が集積し、人の移動の中核となるなど、社会経済活動の中心的な地域という特殊性に鑑み、感染状況に改善の兆しが現れているものの、年末年始の医療提供体制を見据えて、ステージ4相当の特措法に基づく措置を継続する。

また、道北圏域の中心都市であり3次医療圏の中核を担っている旭川市において、集団感染を中心とした厳しい感染状況が続いていることから、これ以上の医療提供体制の負荷を高めないため、特措法に基づく措置を継続する。

最近の感染状況について

【国の新型コロナウイルス感染症対策分科会の見解】

北海道の新規感染者数は減少傾向が見られる。新規感染の多くは病院・施設内の感染。旭川市の医療機関および福祉施設内の感染状況は引き続き注意が必要。

北海道では、飲食店の時短要請が早かった札幌では11月中旬から人流の減少がみられ、実効再生産数が1以下を継続している。北海道全体でも新規感染者数の減少が続いている。しかし、直近では実効再生産数が1に近づきつつあり、注意が必要。

【全道の状況】

新規感染者数は減少しつつあり、リンクなしの感染者数の割合も大きく低下しているものの、引き続き、医療・福祉施設や学校、事業所といった施設における集団感染発生が新規感染者数を押し上げている。

特に医療機関や高齢者施設において大規模な集団感染の発生が続いており、患者数の増加と相まって病床の負荷を増加させている。また、年代別割合も、引き続き、高齢者が高い割合を占め、重症者の増加の懸念が増している状況。

引き続き、全道各地での感染者の確認が続いていること、医療提供体制のひっ迫度合いが増している地域があること、特に通常の医療の提供が難しくなる年末年始を控え、感染拡大への対応はもとより、急病や怪我など、緊急時の入院患者の増加などによるこれ以上の負荷の増加を防ぐ必要があること、さらには、大人数での飲食の機会が多くなる時期におけるリスク回避の行動の徹底を図る必要がある。

なお、旭川市内では、新規感染者は減少し、これまでの集団感染の拡大傾向に一定の歯止めがかかった状況。また、引き続きリンクなしや陽性率の割合は低く、現時点で市中における感染の広がりが確認されている状況にはない。

しかしながら、人口当たりの感染者数は高い水準にあることや、医療機関等での集団感染の発生により、引き続き医療提供体制のひっ迫状況が続いており、感染症への対応はもとより、交通事故や急病など緊急時の医療提供ができなくなる恐れが継続している。

今後、さらに負荷が高まると危機的な状況になることも踏まえ、行動変容のさらなる徹底と、大規模な集団感染へのより迅速な対応を継続していく必要がある。

【札幌市の状況】

急激に増加してきた札幌市の新規感染者数は、11月24日をピークに減少傾向が続き、リンクなしの感染者数の割合も大きく低下しているが、人口当たりの感染者数は、依然として高い水準であり、入院患者数及び重症患者数の減少も見られていない。

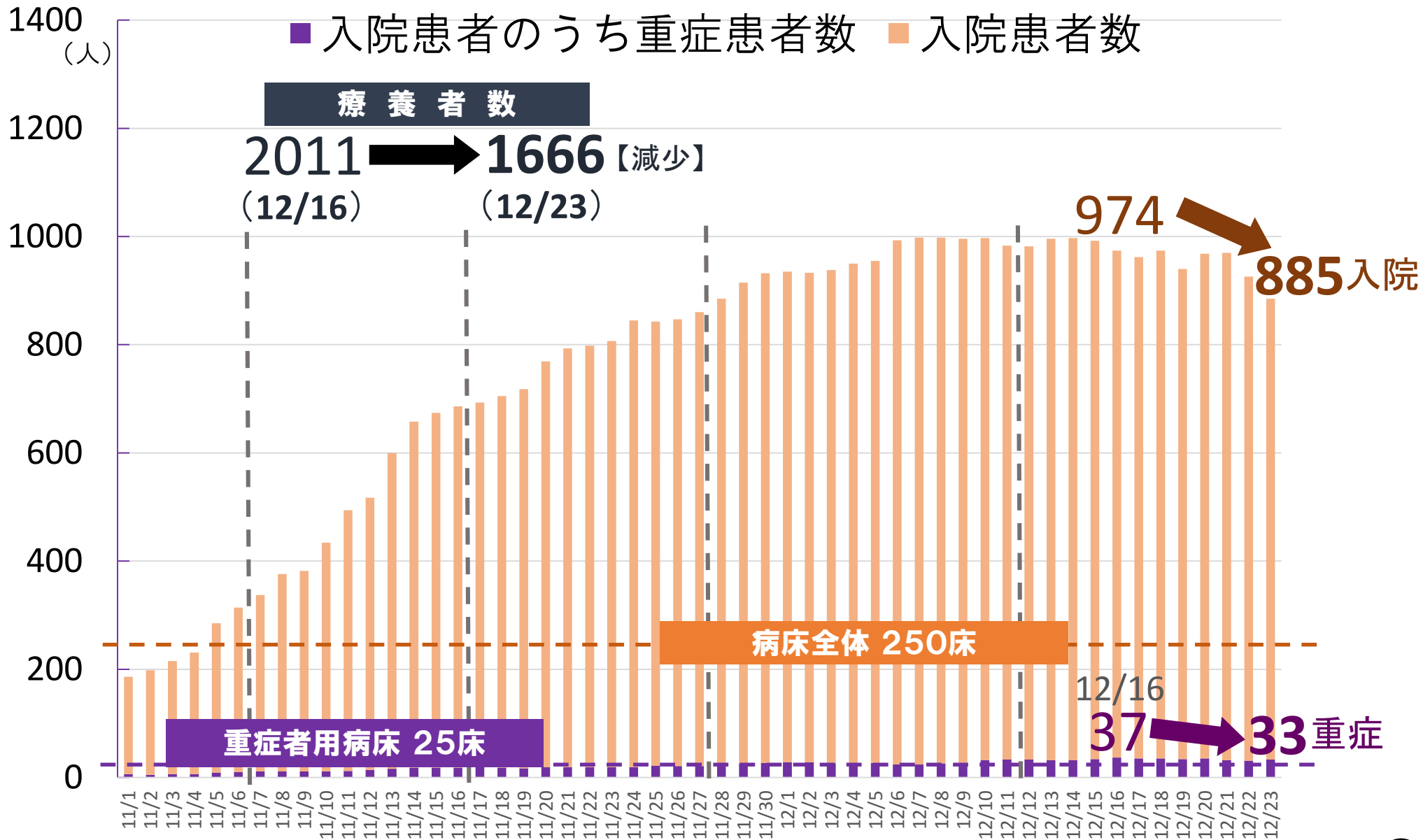
営業時間短縮等の要請を行った施設においては、11月後半から発生店舗数及び新規感染者数ともに減少しているものの、接待を伴う飲食店では、引き続き、一定数の感染確認が続いている。

また、医療・福祉施設に加え、学校や事業所といった施設において集団感染が発生し、医療に対する高い負荷がかかっている状態が継続しており、交通事故や急病などの緊急時の医療提供への影響も続いているほか、重症化リスクの高い高齢者の感染者の割合が高い状態も続いている。

こうした中、通常の医療の提供が難しくなる年末年始において、感染拡大への対応はもとより、急病や怪我など、緊急時の入院患者の増加などが生じると医療崩壊といった危機的な事態に至ることも懸念されることから、年末年始を控え、人と人との接触機会の低減や飲食の場面におけるリスク回避の行動の徹底を図るため、引き続き、札幌市を対象とした強い措置を継続する。

なお、営業時間短縮等の要請を行った施設においては、感染確認が減少傾向にあるものの、一定数の発生が続いていることから、引き続き、高い警戒が必要であり、対象範囲を見直した上で、要請を継続する。

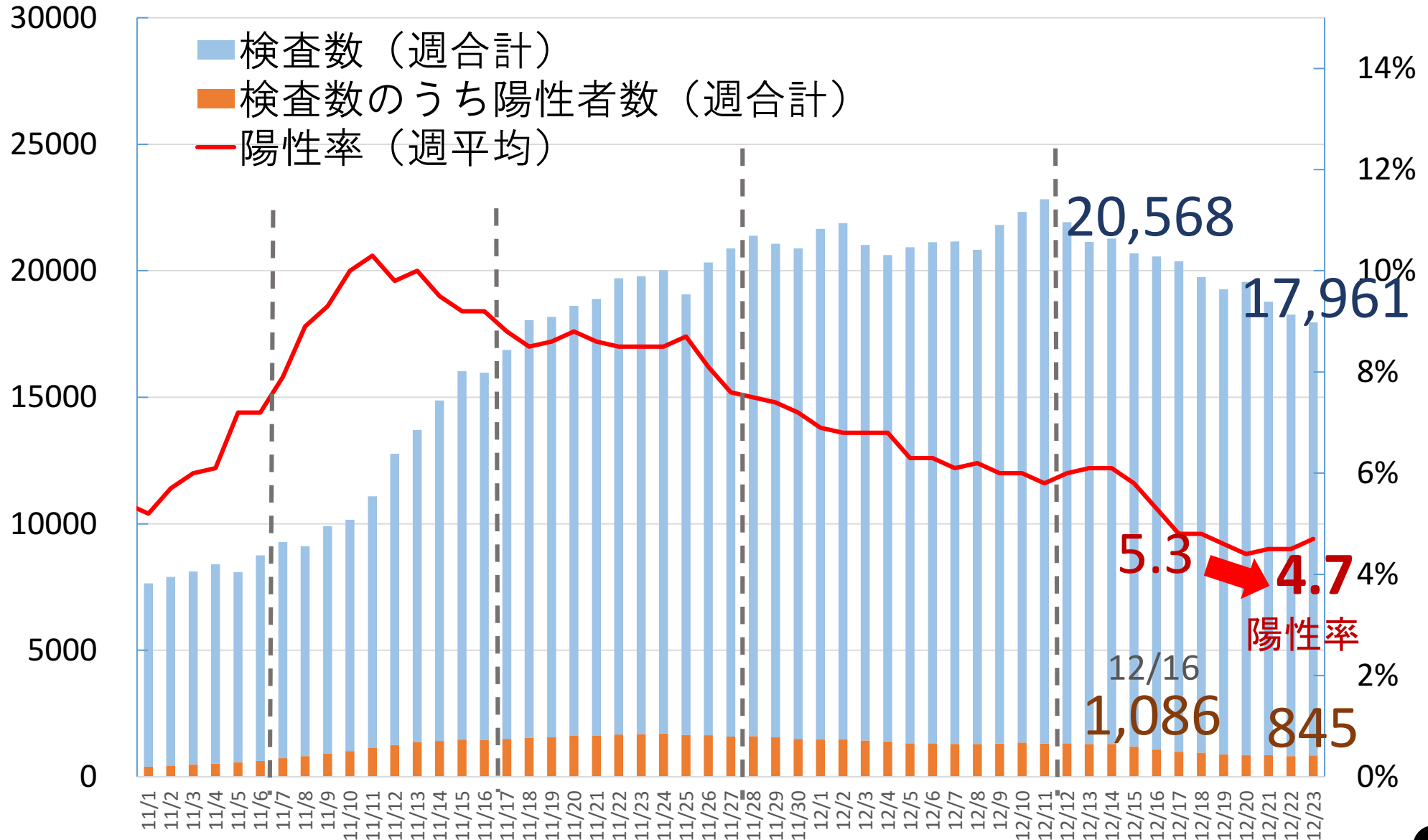
医療提供体制等の負荷(指標①)



監視体制(指標②)

検査数 (人)

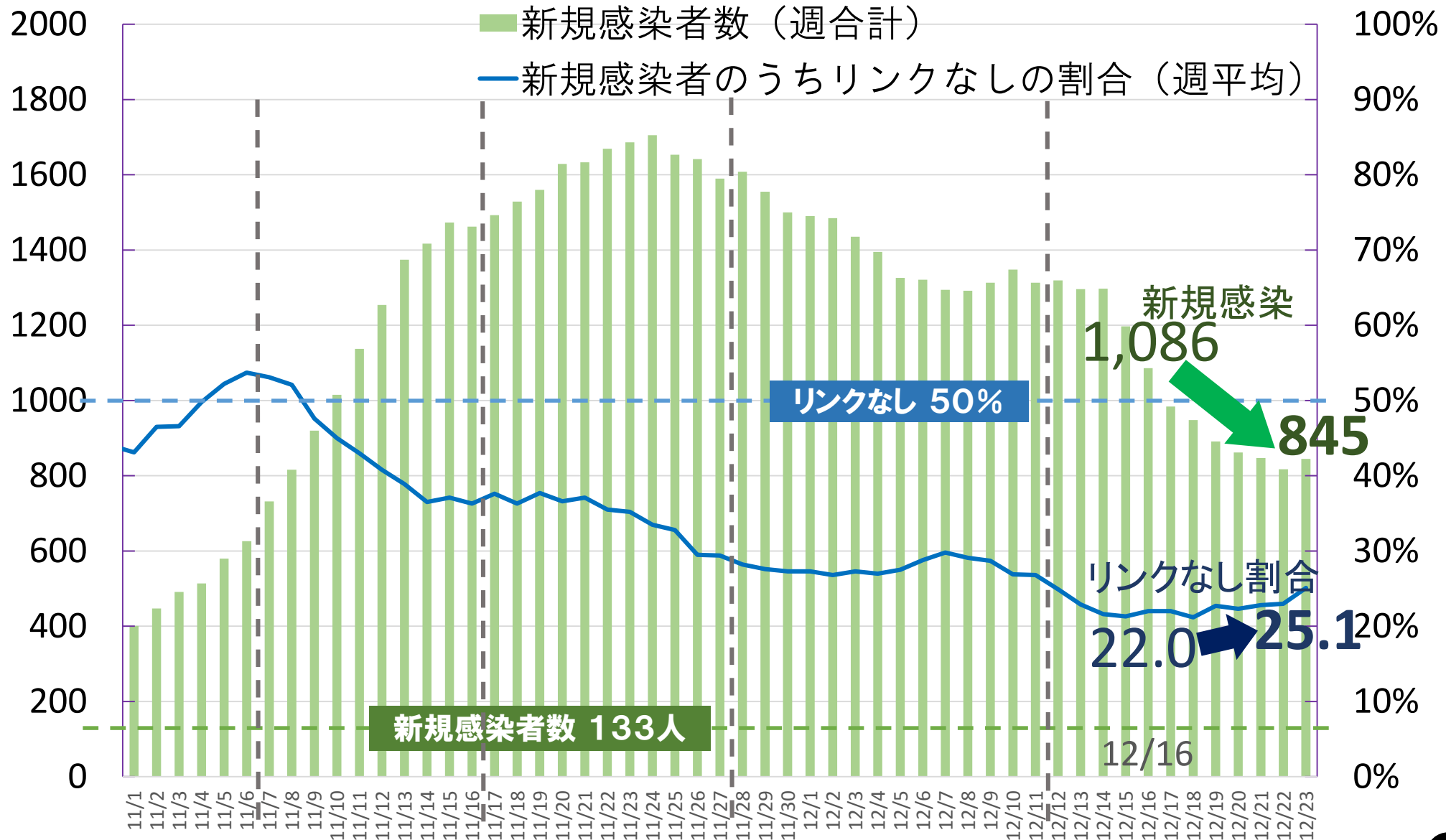
陽性率



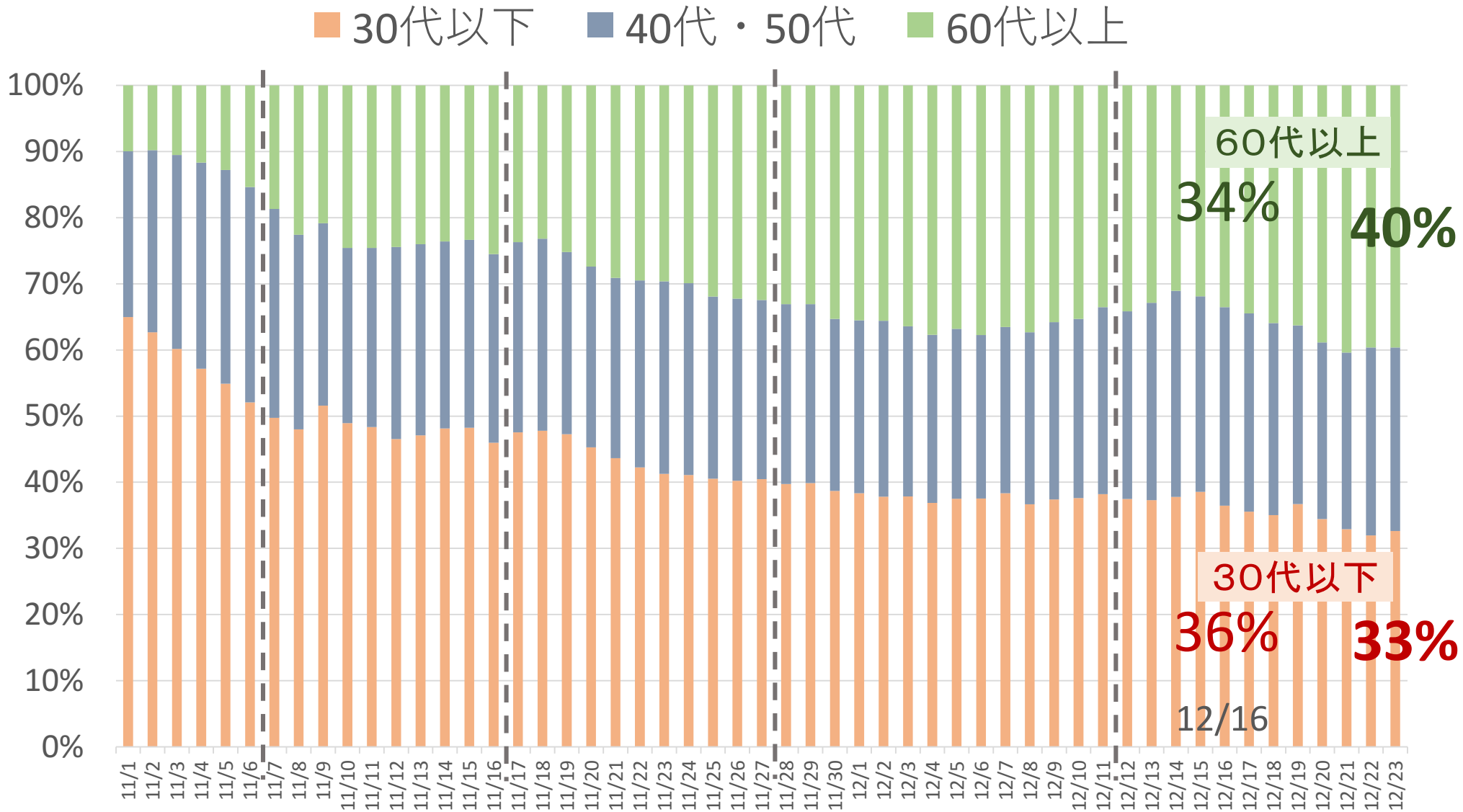
感染状況(指標③)

新規感染数(人)

リンクなしの割合

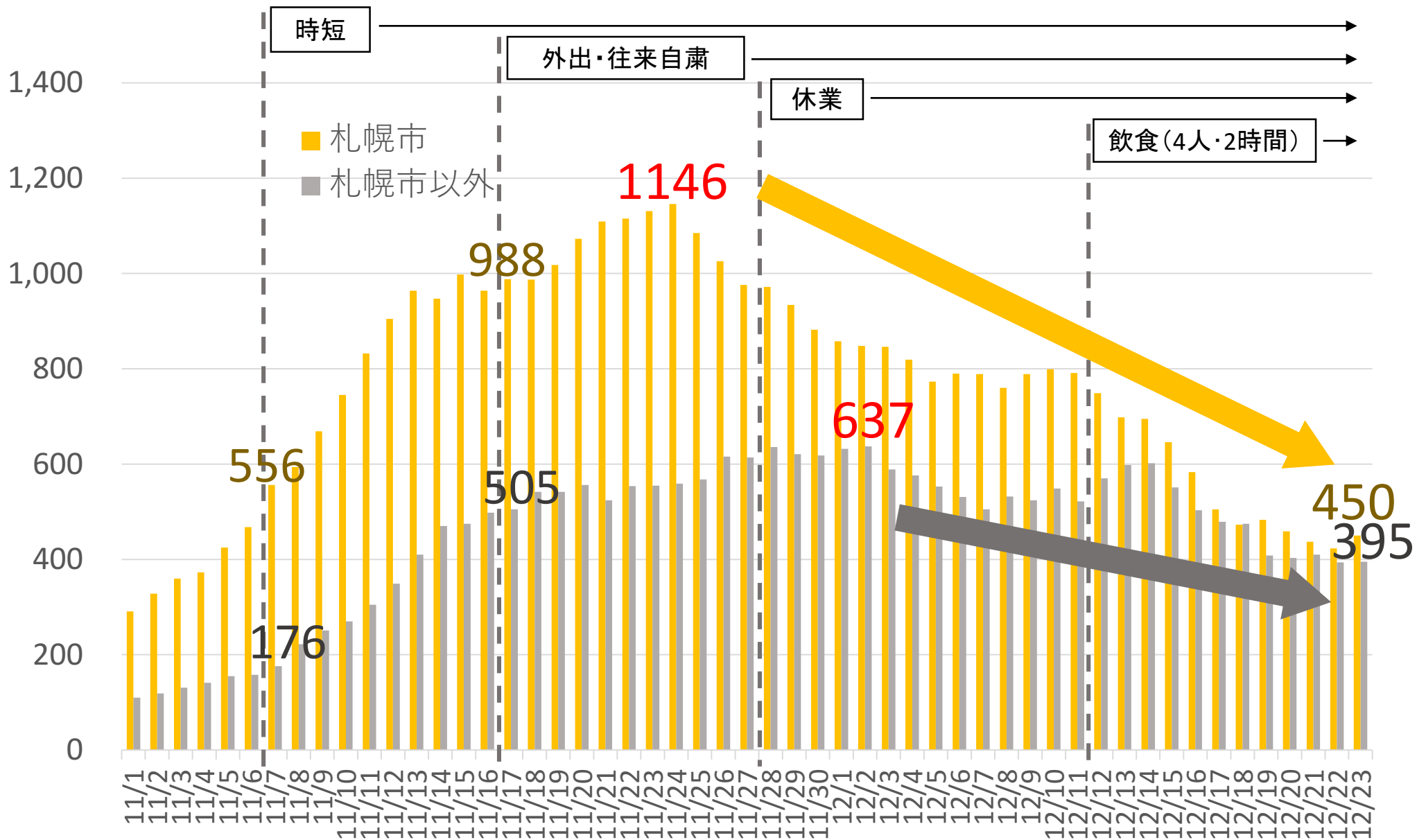


新規感染者の年代別割合(全道)



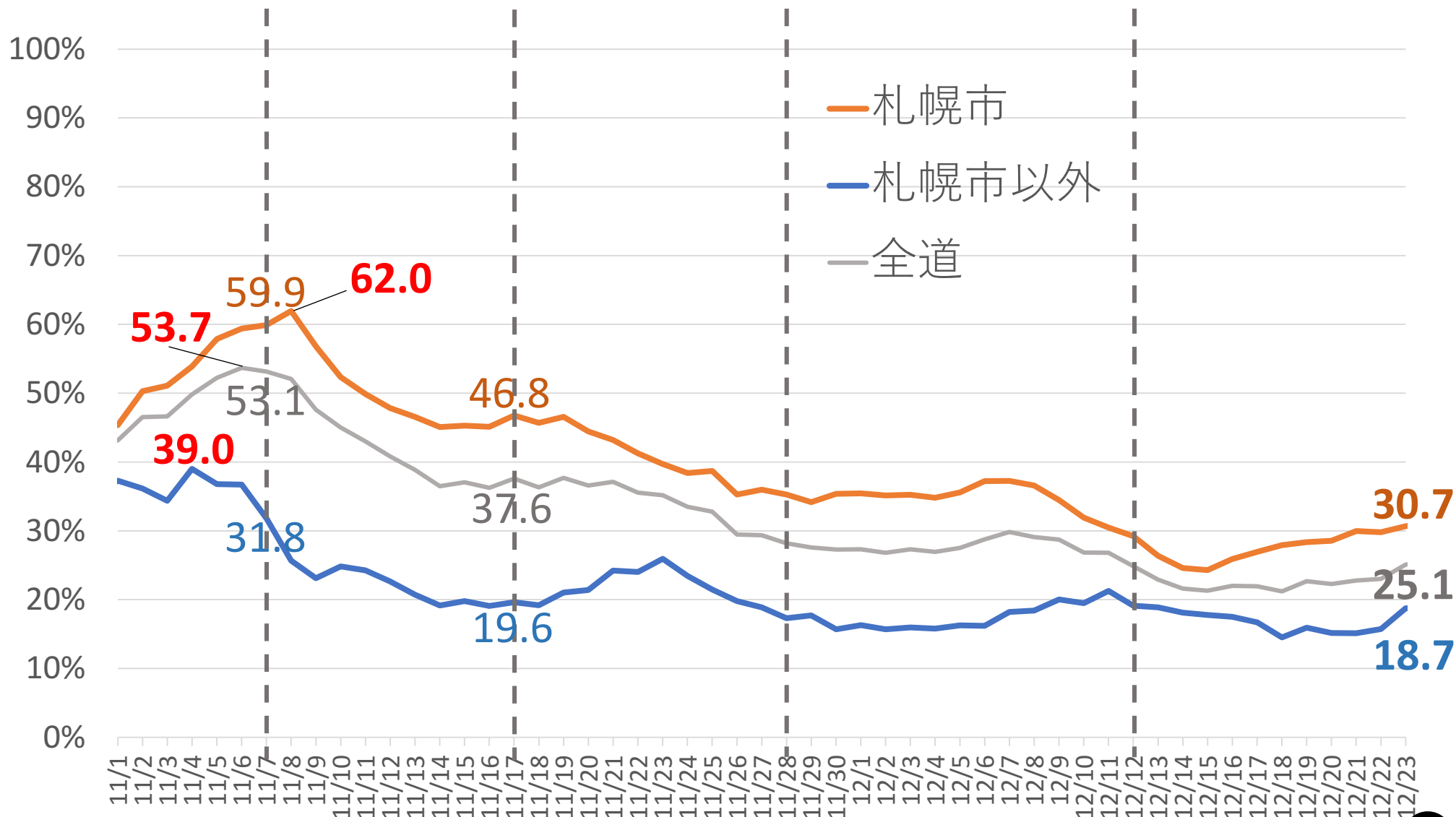
(新規感染者のうち年齢公表分を7日間平均で集計)

地域別新規感染者数(札幌市／札幌市以外)



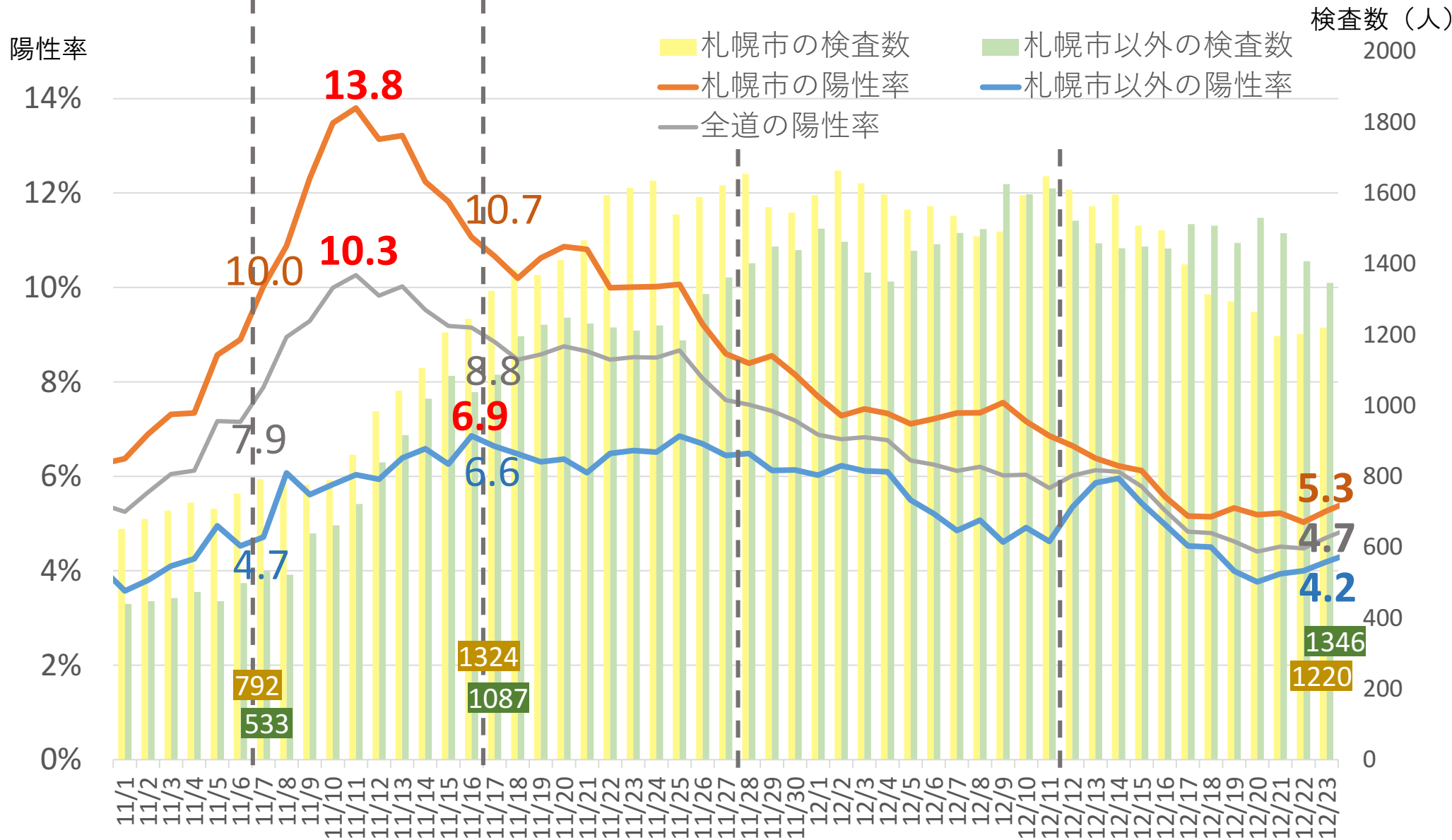
(7日間合計で集計。「札幌市」には、札幌市が居住地非公表として発表した者及び札幌市以外が札幌市居住として発表した者を含む。)

地域別リンクなし割合(札幌市／札幌市以外)



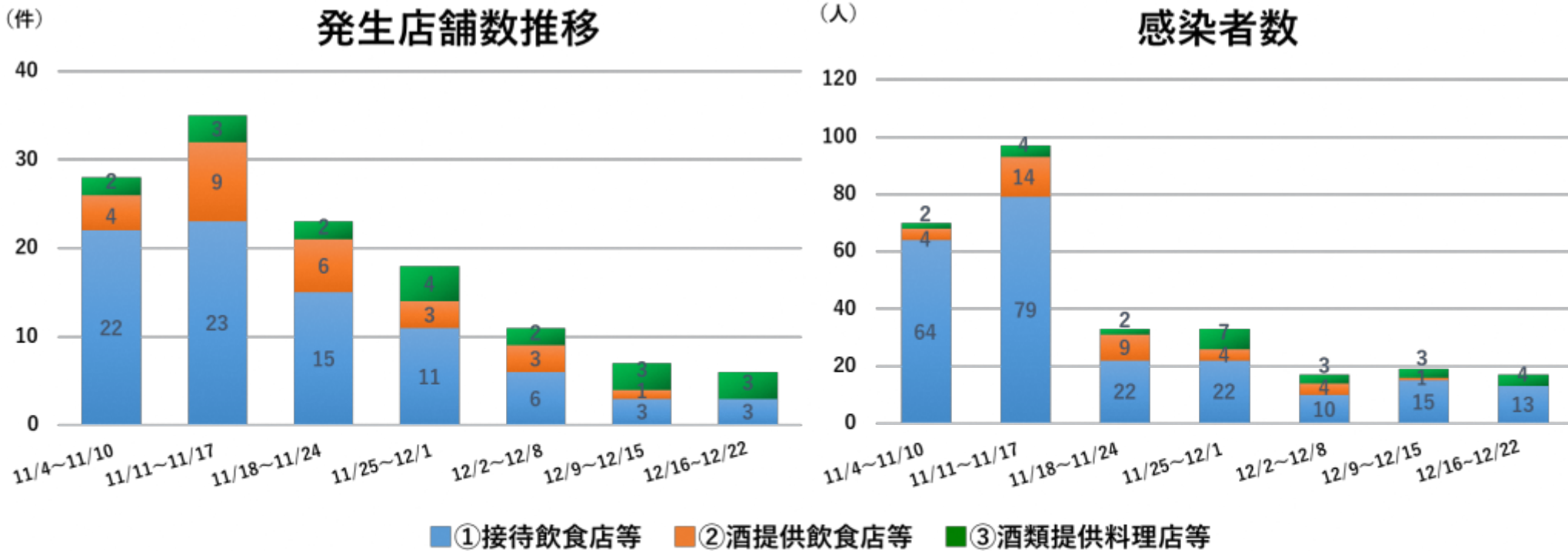
(7日間移動平均)

地域別検査数・陽性率(札幌市／札幌市以外)



(7日間移動平均)

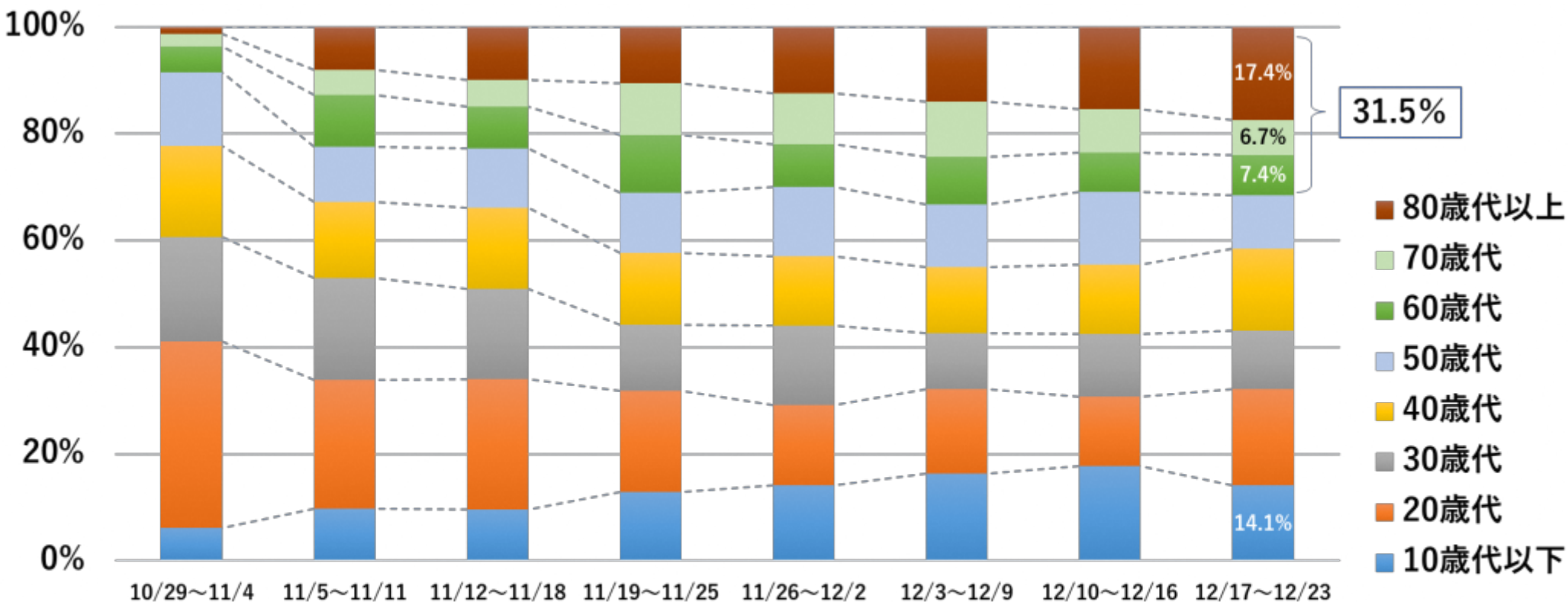
時短要請等による感染状況の推移(札幌市)



※ ①ニュークラブ、ホストクラブ等 ②バー、ナイトクラブ等 ③居酒屋、ラーメン店、そば屋等

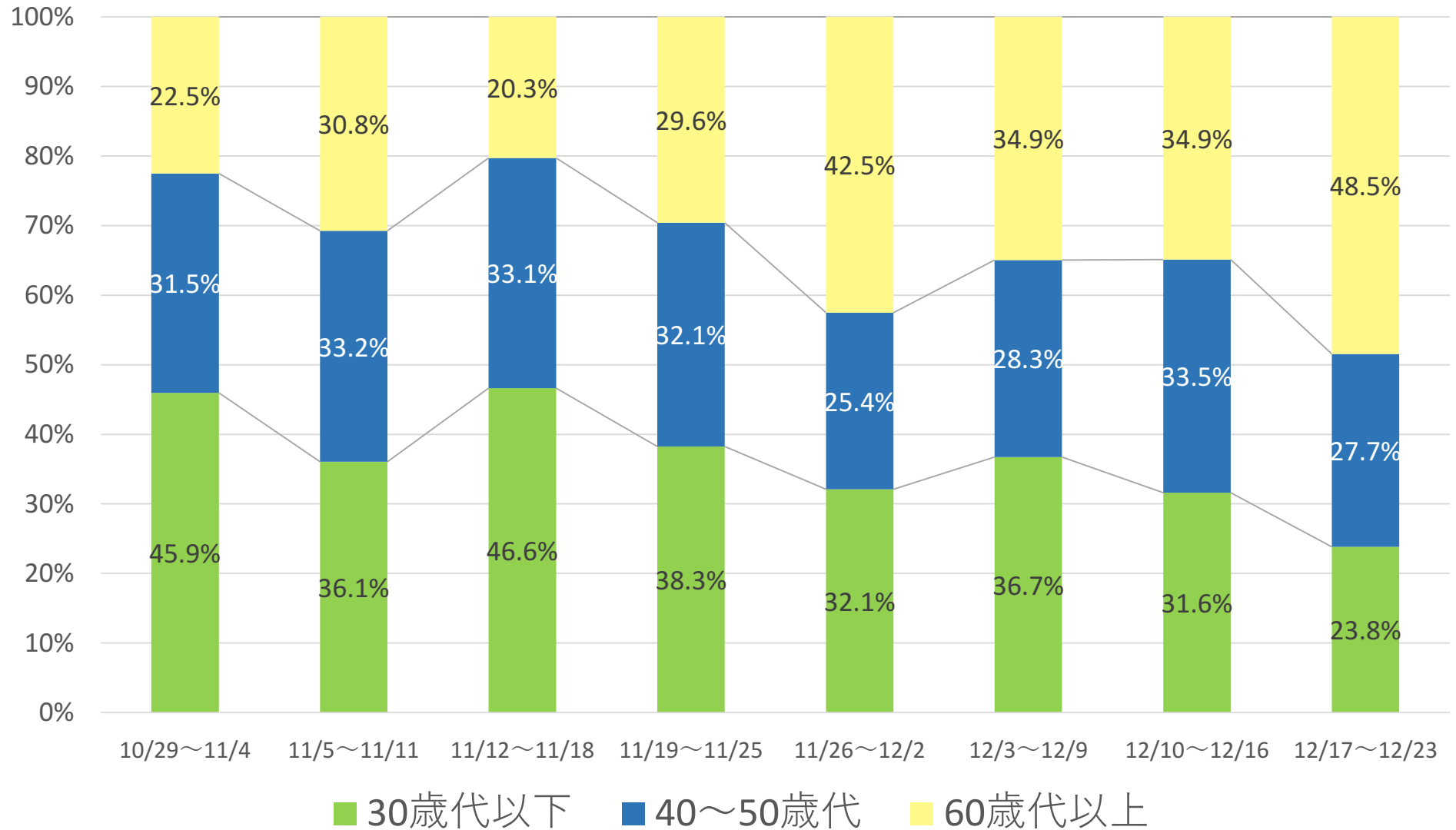
➤ 11月後半に減少したが、感染事例の発生は続いており、再び増加に転じることを防がなければならない

年代別割合(札幌市)



▶ 重症化リスクの高い高齢者の感染者数の割合が3割を超えているほか、世代を問わず、感染の広がりが見られる状況

年代別割合(札幌市以外)



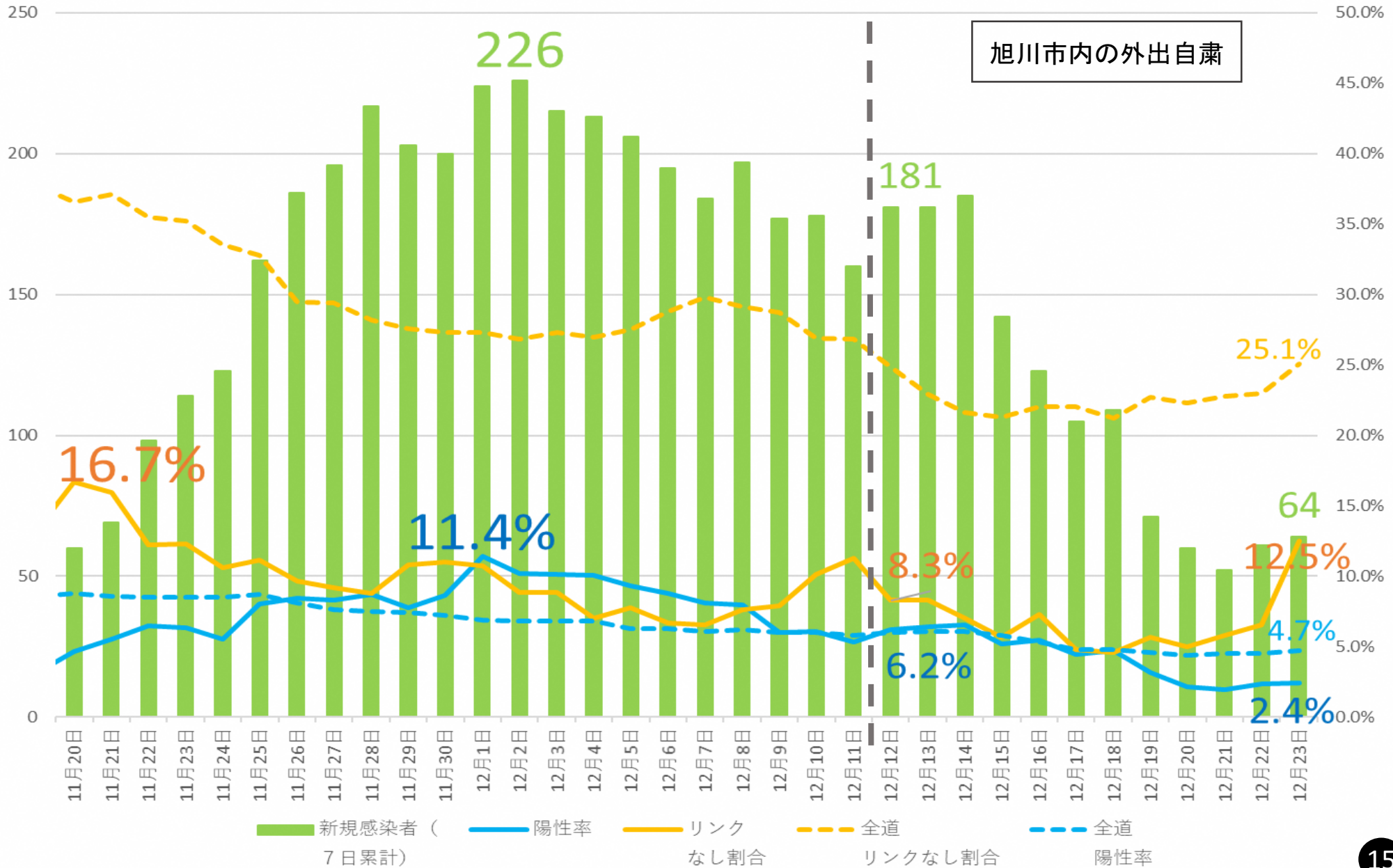
集団感染の発生状況

(12/22現在)

	札幌市		札幌市以外		合計	
	11/7~ 11/27 (3週間)	11/28~ 12/18 (3週間)	11/7~ 11/27 (3週間)	11/28~ 12/18 (3週間)	11/7~ 11/27 (3週間)	11/28~ 12/18 (3週間)
医療施設 福祉施設	20件 (836人)	24件 (404人)	16件 (830人)	14件 (468人)	36件 (1666人)	38件 (872人)
学校	6件 (129人)	4件 (131人)	4件 (41人)	3件 (42人)	10件 (170人)	7件 (173人)
事業所等	9件 (106人)	2件 (32人)	5件 (87人)	4件 (47人)	14件 (193人)	6件 (79人)
飲食店等 (※)	7件 (96人)	1件 (17人)	7件 (86人)	4件 (20人)	14件 (182人)	5件 (37人)
合 計	42件 (1167人)	31件 (584人)	32件 (1044人)	25件 (577人)	74件 (2211人)	56件 (1161人)

※接待を伴うものを含む

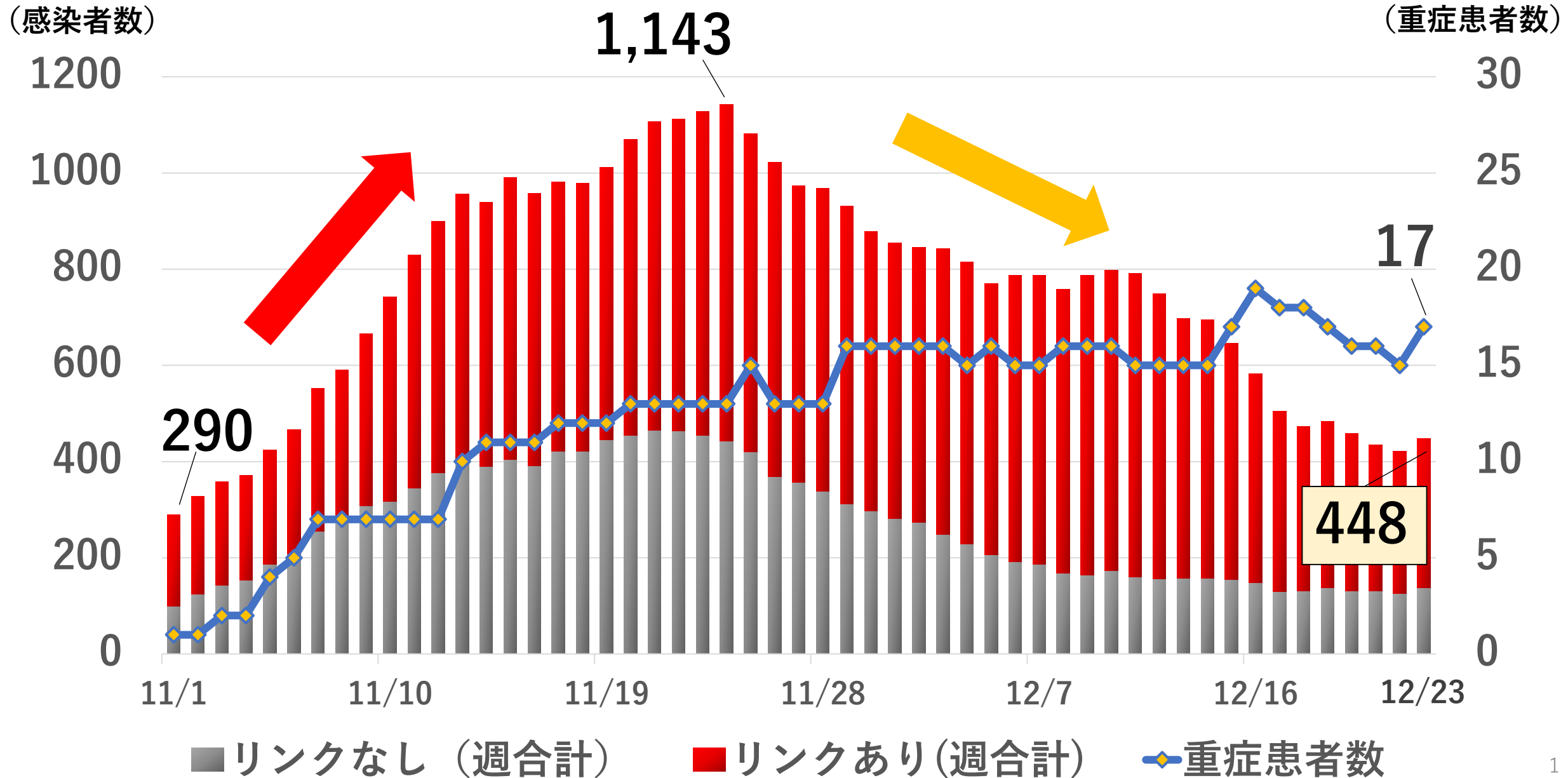
旭川市の感染状況



札幌市の感染状況について

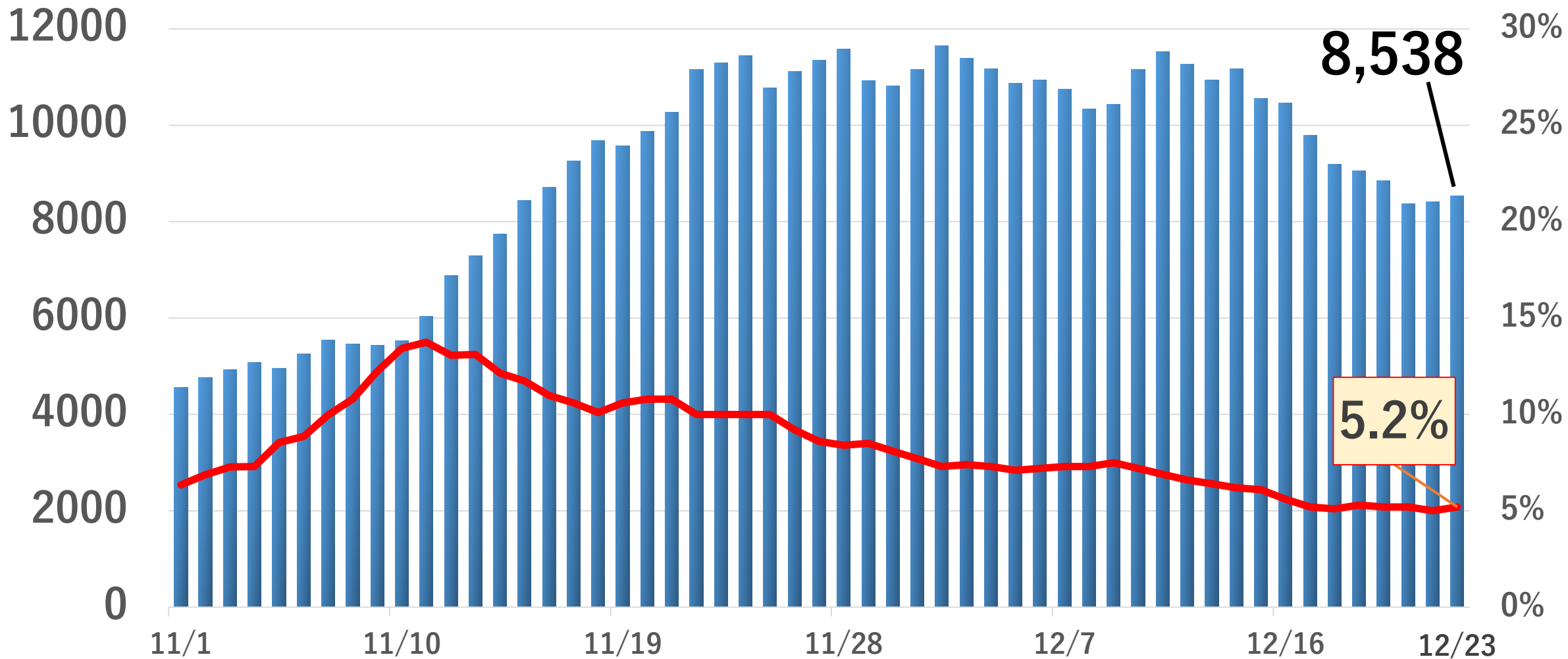
令和2年12月24日
札幌市保健所

新規感染者数と重症患者数の推移



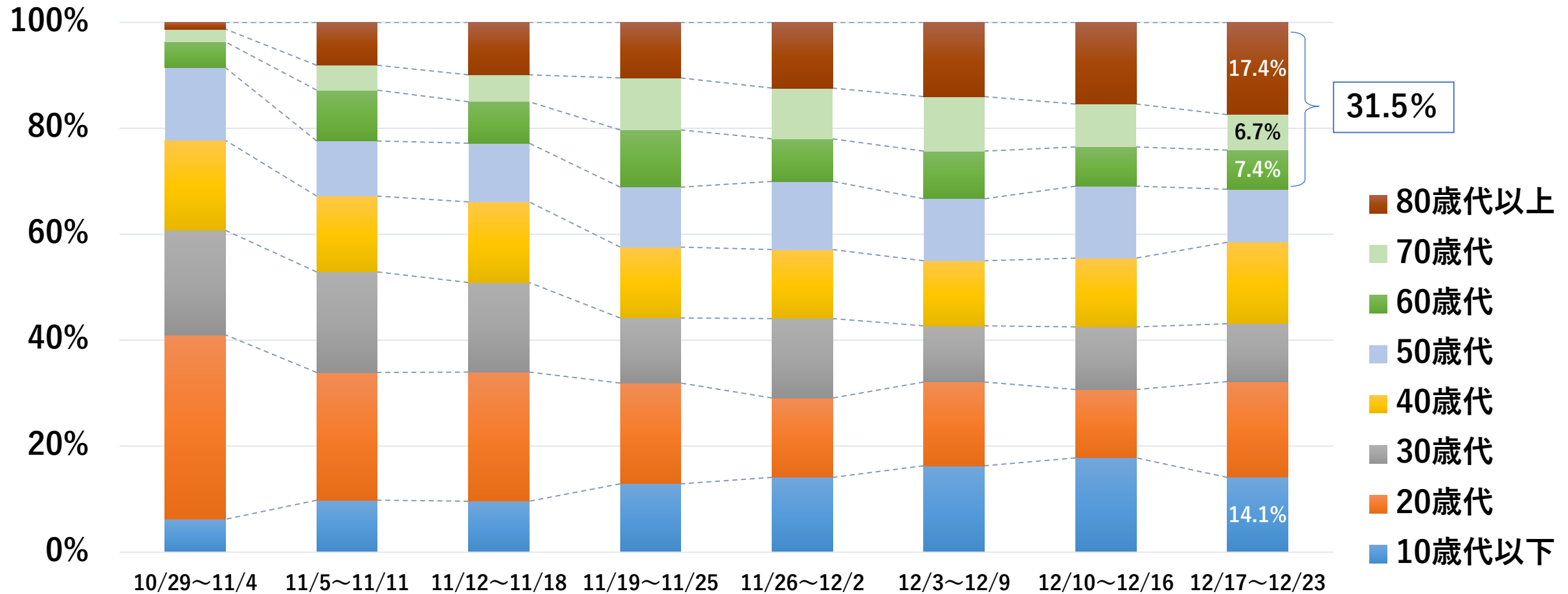
市内検査数と陽性率の推移

検査数（人）



■検査数(週合計) —陽性率(週平均)

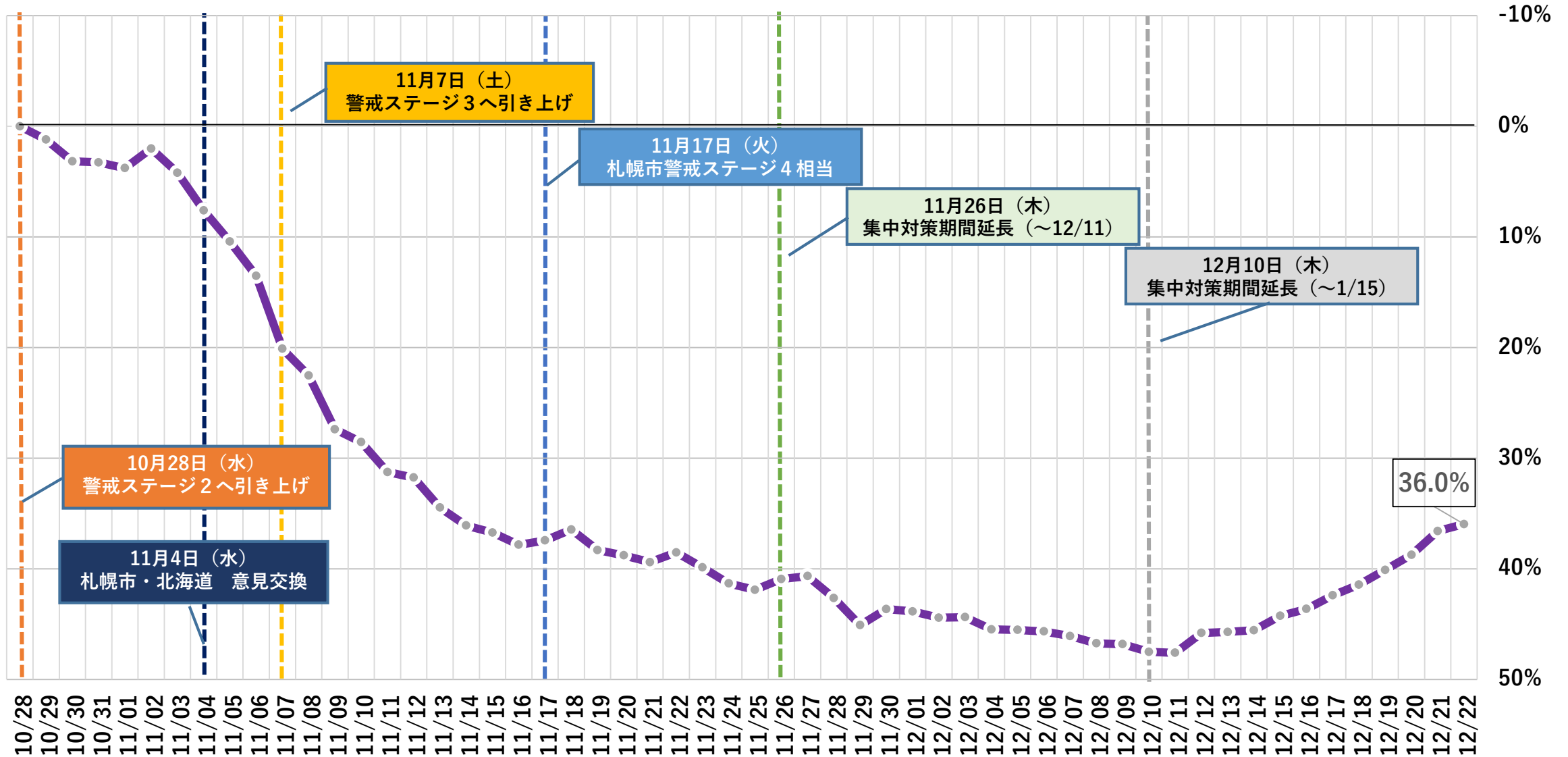
市内年齢別感染者数の割合



➤ 重症化リスクの高い高齢者の感染者数の割合が3割を超えているほか、世代を問わず、感染の広がりが見られる状況

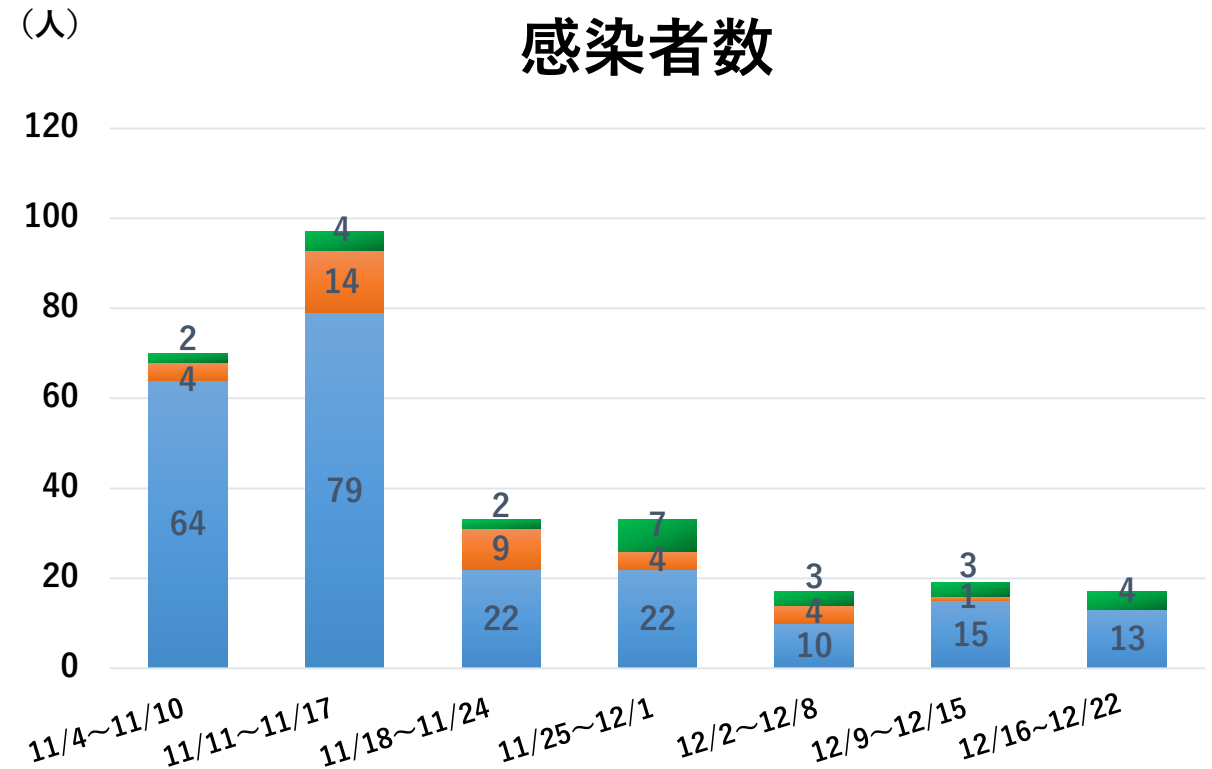
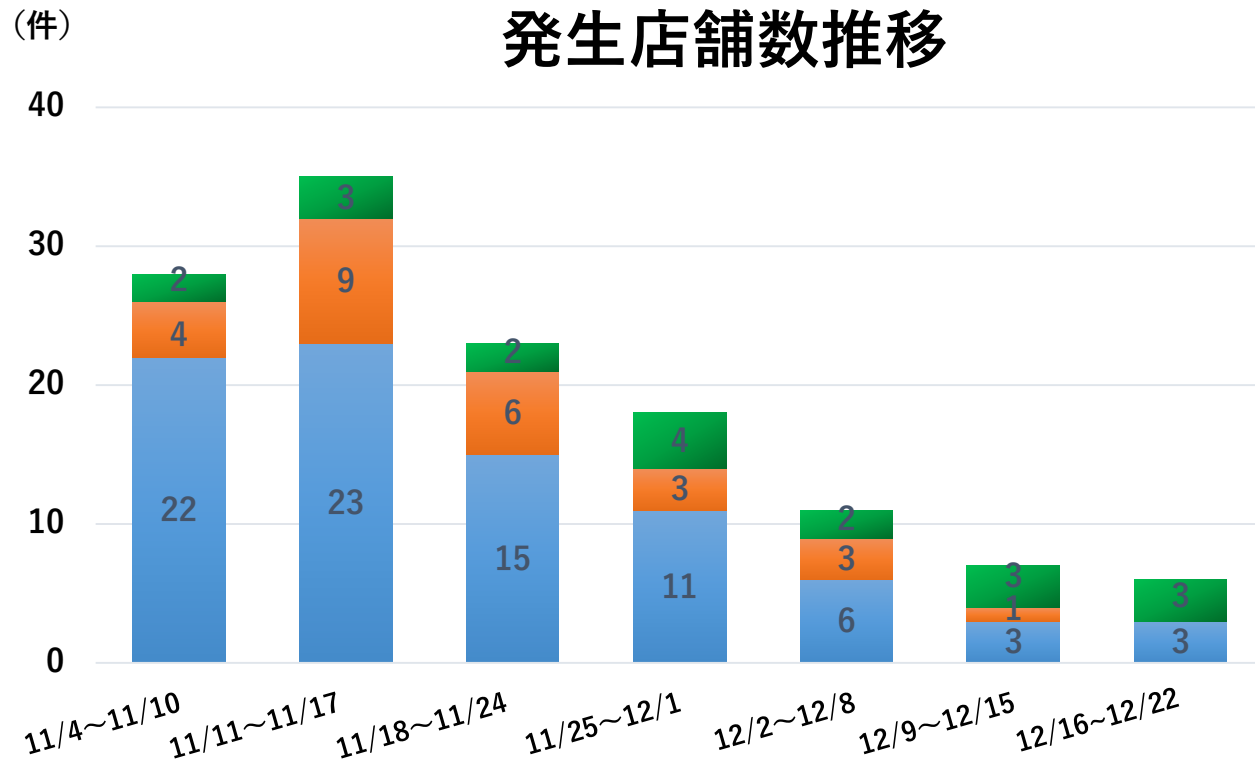
警戒ステージ2以降の人流の削減率（すすきの）

午後10時時点（7日間平均）10/28比較



※Agoop社提供データを元で作成

営業時間短縮等要請施設における感染状況



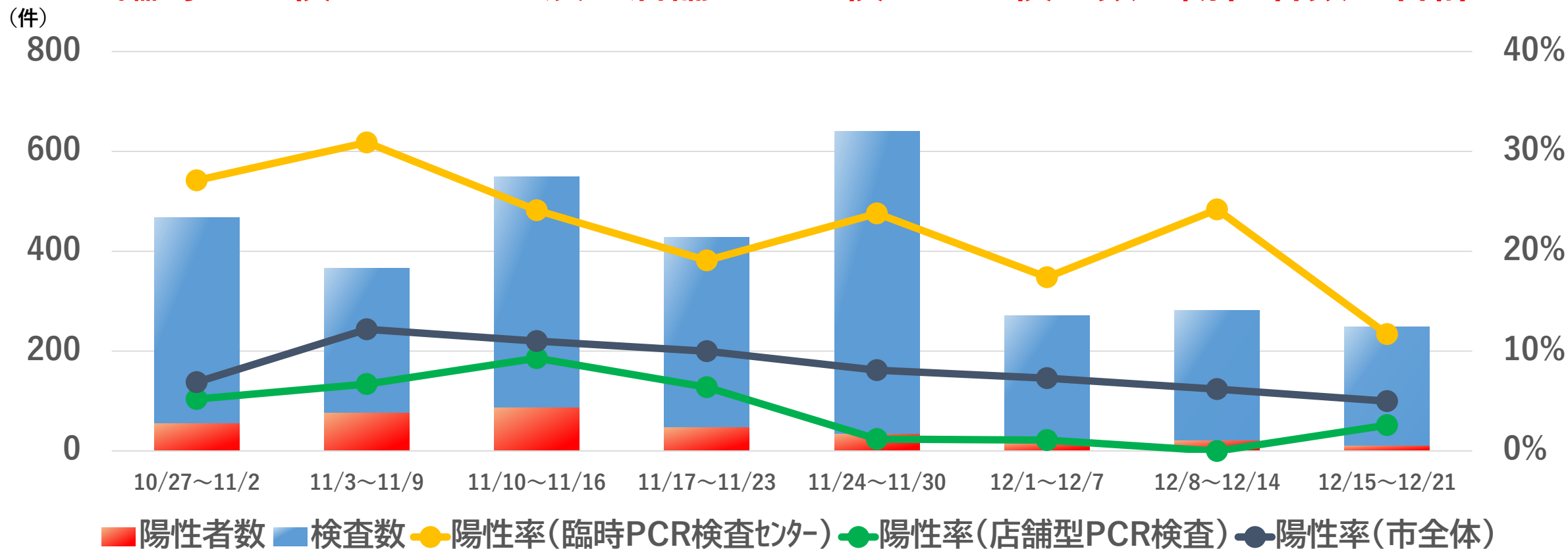
■ ①接待飲食店等 ■ ②酒提供飲食店等 ■ ③酒類提供料理店等

※ ①ニュークラブ、ホストクラブ等 ②バー、ナイトクラブ等 ③居酒屋、ラーメン店、そば屋等

➤ 11月後半に減少したが、感染事例の発生は続いており、再び増加に転じることを防がなければならない

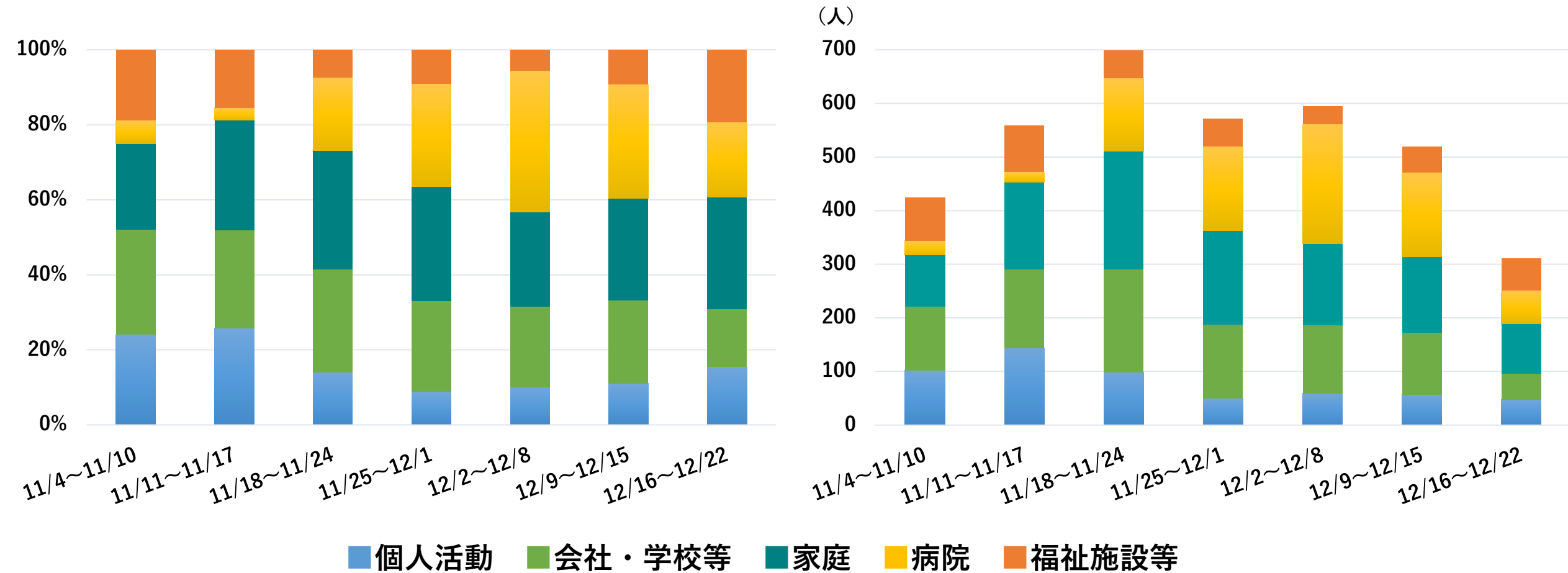
すすきの地区の重点的検査の状況

※臨時PCR検査センター及び店舗型PCR検査での検査数・陽性者数の合計



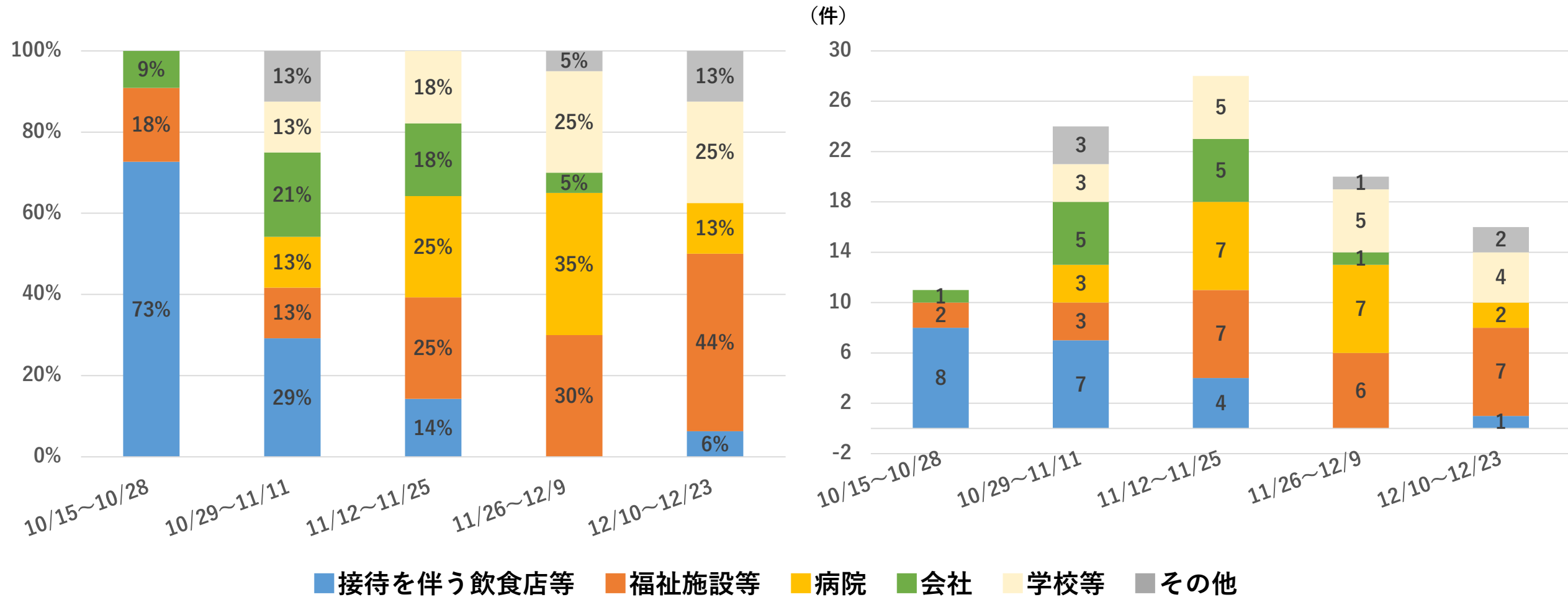
➤ 陽性者数は減少しているが、臨時PCR検査センターの陽性率はやや高い傾向であり、重点的検査により、引き続き感染状況を警戒していく必要がある状況

市内新規感染者（リンクあり）の感染経路



➤ 個人活動は減少するも、市中感染が広がり、12月には、特に病院や福祉施設等を経路とする感染が増加

市内集団感染事例



➤ 接待を伴う飲食店等での発生は減少したが、病院や福祉施設等の発生数増により、医療機関の受入病床が抑制されるなど、医療提供体制の厳しい状況は続いている

感染拡大防止に向けた施策について (案)

【令和2年12月24日】決定

【令和2年12月26日】改訂

集中対策期間

～年末年始を見据えて感染拡大を徹底して抑え込むため、集中的に取り組む施策～

期間

令和2年12月26日（土）～ 令和3年1月15日（金）

特措法第24条第9項に基づく協力要請等の実施

札幌市内

【道民及び札幌市内に滞在している皆様への要請】

■感染リスクを回避できない場合

- ・不要不急の外出を控える
- ・市外との不要不急の往来を控える

■感染リスクを回避する行動の徹底

- ・自宅を含む飲食の場面においては、5人以上や2時間を超える長時間の飲食を控える（同居者のみの場合を除く）
- ・「北海道スタイル」の実践を宣言していない店舗や施設の利用を控える
- ・重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患を有する方等）と接する方及び重症化リスクの高い方においては、マスクの着用、手洗いなど感染リスクを回避する行動を更に徹底する
- ・国の接触確認アプリ（COCOA）や道のコロナ通知システムを徹底して活用する

■営業時間短縮等の要請に呼応した行動変容の要請

- ・札幌市内における接待を伴う飲食店を午後10時から翌午前5時まで利用しない

【札幌市内の事業者の皆様への要請】

■札幌市内の接待を伴う飲食店について、営業時間を午前5時から午後10時までとすることを要請

※別紙1参照

■業種別ガイドラインや北海道スタイルなど、店舗における感染拡大防止対策の再確認と徹底

■年末年始における挨拶回りを控える

■休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所の再点検

■テレワークや時差出勤などのより一層の徹底

道内全域（札幌市内を除く）

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

■ 感染リスクを回避できない場合

- ・ 札幌市との不要不急の往来を控える
- ・ 旭川市内における不要不急の外出を控える
- ・ 外出自粛など都府県において行動制限が要請されている地域との不要不急の往来を控える

■ 感染リスクを回避する行動の徹底

- ・ 自宅を含む飲食の場面においては、5人以上や2時間を超える長時間の飲食を控える（同居者のみの場合を除く）
- ・ 「北海道スタイル」の実践を宣言していない店舗や施設の利用を控える
- ・ 重症化リスクの高い方と接する方及び重症化リスクの高い方においては、マスクの着用、手洗いなど感染リスクを回避する行動を更に徹底する
- ・ 発熱や咳があるなど体調が悪い場合に外出を控える
- ・ 国の接触確認アプリ（COCOA）や道のコロナ通知システムを徹底して活用する

【事業者の皆様への要請】

■ 業種別ガイドラインや北海道スタイルなど、店舗における感染拡大防止対策の再確認と徹底

■ 年末年始における挨拶回りを控える

■ 休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所の再点検

■ テレワークや時差出勤などのより一層の徹底

特措法に基づく協力要請の内容の補足 ～ 札幌市内を含む道内全域 ～ （参考）

■ 感染リスクを回避できない場合の例

- 北海道スタイルを実践していない施設等の利用
- 密閉された屋内において、人との距離が十分に保たれない長時間の会合
- 飲食の場面（同居者のみの場合を除く）においては、大人数、例えば5人以上の集まり、マスクをしない大声での会話、2時間を超えるような長時間の飲食 など

■ 体調が悪い場合の例

- 発熱や倦怠感、咳、のどの痛み、味覚・嗅覚の異常、筋肉関節の痛み、吐き気がある場合 など

■ 感染者の増加を見越した相談診療検査体制の更なる整備

- ・ 感染の兆候を把握し検査につなげるため、一般相談窓口の体制強化
- ・ 発熱患者に対する診療体制等の整備
- ・ 感染拡大地域における重点的なPCR検査等の実施
- ・ 集団感染が発生した場合の迅速な対応 ※別紙2参照
- ・ 感染者が発生した施設に対する感染予防策の徹底などのアフターフォロー

■ 札幌市と連携した接待を伴う飲食店等における感染拡大防止の取組の推進

- ・ 接待を伴う飲食店等との意見交換、勉強会の実施
- ・ すすきの観光協会との連携のもと手引書を作成

■ 感染が拡大している地域における療養体制の確保

- ・ 患者受入医療機関や即応病床数の確保
- ・ 宿泊療養施設の迅速な確保

■ 普及啓発等の強化

- ・ 「集中対策期間」（12/26～1/15）の集中的な啓発広報
- ・ 感染状況に応じた振興局毎の集中的な広報
- ・ 「普及啓発用資料」の活用、出前講座の実施
- ・ 札幌市内の多くの人々が利用する場所での集中的な広報
- ・ 繁華街でのマスク着用などの個別啓発
- ・ 北海道スタイルの実践やテレワークの推進など、企業に対する働きかけ

札幌市内の事業者の皆さまへの協力要請

12月26日(土)～1月15日(金) (21日間)

区域

札幌市内

対象施設

接待を伴う飲食店
(風営法第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗)

要請内容

- 営業時間の短縮
⇒営業時間は「午前5時～午後10時」
- 「業種別ガイドライン」及び「新北海道スタイル」
に基づく対策の徹底

集団感染への迅速な対応

【事前準備】

- ・振興局ごとの即応体制整備

【発生後】

- ・現地対策本部・現地支援対策本部の設置
- ・衛生資器材の確保
- ・道の医師・保健師等や保健所設置市等による「北海道感染症広域支援チーム」の迅速な編成・派遣
- ・厚生労働省クラスター班やDMAT(Disaster Medical Assistance Team)支援チームなど、国の専門家等の派遣・支援要請
- ・全国知事会や国を通じた都府県への保健師・看護師の応援要請
- ・関係団体・施設等と連携した介護職員等の派遣
- ・関係団体等連携した医師・保健師・看護師等の派遣
- ・市町村保健師による保健所活動への応援
- ・感染者の搬送・入院等に関する調整
- ・離島における船舶・ヘリコプター等の手配・調整
- ・積極的な新型コロナウイルス検査に対応するため検体採取用車両を活用
- ・医療提供体制のひっ迫度合いに応じた病床の確保や医療スタッフの派遣

静かな年末年始に向けた共同メッセージ

この年末年始は、

- 「普段一緒にいる方」と「自宅」で過ごしましょう。
- 「普段一緒にいない方」との「会食は控えましょう」。

例年であれば、年末年始は、普段離れて暮らす家族や親戚、友人が集まって楽しく過ごすなど大切な時期です。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染リスクの観点から見ると、症状が無いため、本人が感染の意識をしないまま年末年始に帰省して、ふるさとの両親や祖父母と飲食をともにすることによって、意図せず、感染を拡大させるおそれがあります。

また、現時点においても、医療提供体制に大きな負荷がかかっている中、例年、多くの医療機関が休診となる年末年始において、これ以上、医療機関等の負担が増えると、通常の医療や救命救急が受けられなくなるおそれもあります。

医療現場の負担を増やさず、私たちの医療を守るためにも、道民の皆様、道内に滞在される皆様一人ひとりが、症状が無くても「感染しているかもしれない」との危機意識を持ち、正月三が日までは、静かな年末年始としていただきますよう、ご協力をお願いします。

令和2年12月24日

北海道知事	鈴木直道
札幌市長	秋元克広
北海道市長会長	山口幸太郎
北海道町村会長	棚野孝夫

今後のステージの運用（道案）等に対する主な意見

1 専門家等の意見

- ・賛成する。人々の気のゆるみを招かないよう医療事情も厳しいことを訴えてほしい。年末年始の気のゆるみが、次の山につながることを明らかにしてほしい。
- ・札幌市はかなり落ち着いてきているが、ここで増加に転じないようにするためにも、基本的に年末・年始の協力要請に賛同。共同メッセージも道民の啓発には効果的と考える。
- ・経済を回復させる段階ではなく、感染防止対策を徹底する時期であり、対策はやむを得ない
- ・年末年始の医療崩壊を防ぐためにも、今回の措置はやむを得ない
- ・飲食店の利用について、全てがダメというわけではなく、新北海道スタイルを徹底している飲食店もあるということをきちんと道民に伝えてほしい
- ・特に異論はない。入院患者数が高止まりしている状況のため、医療のひっ迫が解消されるまでは継続すべき
- ・「札幌市内の接待を伴う飲食店に出されている休業要請」および「すすきの地区の酒類提供を行う飲食店・カラオケ店等に出されている営業時間の短縮要請」については、人の移動や人が集まる機会が増え、感染リスクが高まる年末年始であることを考慮すると、医療の立場からは、それぞれ継続すべき

2 市町村・関係団体の意見

- ・道案については了解。今回の取組を会員に徹底し、全面的に協力する
- ・「新規感染者数」などの指標が減少傾向にあることから、これまでの対策は一定の効果があつたと考えられる一方、「病床数」のひっ迫度合いが依然として厳しい状況にあることを考えると、今回の対策はやむを得ない
- ・年末年始における医療提供体制のひっ迫を回避するため、札幌市及び旭川市において、引き続き、特措法に基づく措置を継続することはやむを得ない
- ・今回、休業要請や時短要請が解除されることは歓迎したい。集中対策期間経過後、休業・時短要請に応えた事業者に対し追加施策（支援策）を速やかに打ち出していきたい

- ・ 年末年始は医療提供体制が厳しいので、共同メッセージは良い。感染者の差別・偏見の防止、職場での理解促進などは継続して取り組んでほしい
- ・ 感染拡大防止と経済活動の両立に向け、今回の対策の延長により、全道全域で経済が冷え込むことのないよう、特段の配慮をお願い
- ・ 年末年始を控え必要な医療提供体制を確保する上で、妥当と判断する。共同メッセージの内容についても、私たちの医療を守るためにも必要な呼びかけと受けとめる
- ・ 「移動自体にリスクがある」という誤った認識を定着させることを危惧。また、移動自粛要請に併せて、早急に損失に見合った支援を実施していただくよう強く要望する
- ・ 年末年始に向け、早期にコロナ禍を収束方向に導くためには、道民に対する「共同メッセージ」の発出は、ぜひ実施願いたい

北海道新型コロナウイルス感染症対策要綱

第 1 目的

この要綱は、北海道における新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的事項等を定め、道民、事業者の理解と協力の下、関係者が相互に連携し、新型コロナウイルス感染症への的確かつ迅速な対応を図ることを目的とする。

第 2 定義

- 1 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- 2 新型コロナウイルス感染症対策 特措法第 22 条第 1 項の規定に基づき北海道新型コロナウイルス感染症対策本部が設置された時から、特措法第 25 条の規定に基づき廃止されるまでの間において、北海道が実施する対策（以下「対策」という。）をいう。

第 3 対策に関する基本的事項

1 総合的な対策の実施

- (1) 道は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律並びに特措法等の関係法令、北海道新型インフルエンザ等対策行動計画、北海道新型コロナウイルス感染症対策の対処方針に基づき、総合的かつ効果的に対策を実施する。
- (2) 道は、社会経済に及ぼす影響を十分に考慮し、感染拡大防止と社会経済活動の維持・確保の両面から対策を実施する。
- (3) 道は、対策の進捗状況等について点検を行い、より効果的な対策の実施に努める。

2 市町村等関係者との連携

- (1) 道は、対策の実施に当たり、国、都府県、市町村その他関係機関・団体等と連携・協力を図る。
- (2) 道は、保健所設置市をはじめ、住民に最も身近な行政機関である市町村との感染状況等の情報共有に努めるとともに、相互に連携し対策を実施する。

3 道民及び事業者の理解・協力

- (1) 道は、道民及び事業者に対し、感染状況をはじめ、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識、新たな知見を踏まえた予防行動などについて、適時・

適切に情報発信を行い、対策への理解と協力を得られるよう努める。

- (2) 道は、道民及び事業者が感染リスクの低減に資するライフスタイルやビジネススタイルを実践する「北海道スタイル」の浸透・定着を促進する。
- (3) 道は、道民及び事業者に対し、感染者の早期発見に有効な北海道コロナ通知システム及び国の接触確認アプリ（COCOA）の活用を促進する。

4 感染者情報の公表

- (1) 道は、新型コロナウイルス感染症に罹患した者の年代、性別、国籍、居住地、行動歴等の情報に関する公表については、国の公表基準を踏まえつつ、別に定める基準に基づき適切に実施する。
- (2) 感染者情報の公表に当たっては、個人が特定されないよう十分配慮する。

5 人権侵害の防止

道は、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見、誹謗中傷など、感染者やその家族、医療従事者等の人権を侵害する行為を防ぐため、正しい知識の普及や理解促進、正確で適切な情報提供、冷静な行動に向けた働きかけ、相談対応その他の必要な取組を実施する。

第4 対策の立案、決定及び実施に関する事項

1 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

道は、対策に関する総合調整及び重要事項の決定は、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部において実施する。

2 警戒ステージの設定と運用

- (1) 道は、感染拡大の兆候を早期に捉え、感染状況や医療提供体制への負荷の状況などに応じた対策を的確に講ずるため、目安となる段階的な指標と各段階における注意喚起や協力要請などの対応の考え方を示す警戒ステージを設定する。
- (2) 警戒ステージの運用に当たっては、全道域での取組を基本としつつ、必要に応じて特定の地域や業態を対象とするなど柔軟に対応する。
- (3) 行動等の制限につながる協力要請を行う場合には、特措法に基づき実施するとともに、その制限は必要最小限とする。
- (4) 施設の使用制限等に関する協力要請を行う場合には、事業者の理解と協力が得られるよう、迅速な情報提供や適切な支援を検討するなど、実効性の確保に努める。

3 北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議の設置

- (1) 道は、対策の立案、決定及び実施に当たり、必要な意見を聴取するため、医

療、福祉、経済、産業、労働、教育、法務、地方行政等の有識者等で構成する北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(2) 有識者会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

4 意見等の聴取

(1) 道は、対策の立案、決定及び実施に当たっては、必要に応じ、前項に定める有識者会議のほか、北海道感染症危機管理対策協議会設置要綱に基づき設置する新型コロナウイルス感染症対策専門会議（以下「専門会議」という。）の意見や見解を聴取する。

(2) 以下の措置を行う場合は、事前に有識者会議及び専門会議の意見等を聴取するとともに、事前に市町村や関係団体等へ情報提供する。

ただし、各会議について、緊急を要するなど開催が困難な場合には、構成員から個別に意見等を聴取することができる。

① 警戒ステージの移行に関する措置

② 特措法第24条第9項及び第45条に基づく措置

第5 その他

この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和2年12月24日から施行する。

北海道新型コロナウイルス感染症対策要綱

参 考 資 料

目 次

第1 目的 2 P

第2 定義 3 P

第3 対策に関する基本的事項

1 総合的な対策の実施 4 P

2 市町村等関係者との連携 5 P

3 道民及び事業者の理解・協力 6 P

4 感染者情報の公表 8 P

5 人権侵害の防止 9 P

第4 対策の立案、決定及び実施に関する事項

1 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 10 P

2 警戒ステージの設定と運用 11 P

3 北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議の設置 13 P

4 意見等の聴取 14 p

第1 目的

この要綱は、北海道における新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的事項等を定め、道民、事業者の理解と協力の下、関係者が相互に連携し、新型コロナウイルス感染症への的確かつ迅速な対応を図ることを目的とする。

- 新型コロナウイルス感染症への対応が、今後も長期に渡ることが見込まれる中、道民や事業者のご理解とご協力のもと、関係者が一体となって、実効性ある取組を着実に進めていくことが必要です。
- そのため、北海道としての新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的枠組みを道民の皆様と共有するための方策が必要と考え、この要綱を制定するものです。
- 道の新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的事項や、対策の立案、決定及び実施に関する手順などをお示しすることにより、今後どのような対応がとられるかという認識を、道民や事業者の皆様と共有し、対策を進めていこうとするものです。

要綱の構成

第1 目的・・・要綱の策定目的

第2 定義・・・要綱の対象範囲や期間

第3 対策に関する基本的事項

・・・対策に当たって、下記の事項に関する基本的な考え方や指針など

- 総合的な対策の実施
- 道民及び事業者の理解・協力
- 人権侵害の防止
- 市町村等関係者との連携
- 感染者情報の公表

第4 対策の立案、決定及び実施に関する事項

・・・対策の立案・決定・実施の手順など

- 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部
- 警戒ステージの設定と運用
- 北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議の設置
- 意見等の聴取

第2 定義

- 1 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- 2 新型コロナウイルス感染症対策 特措法第22条第1項の規定に基づき北海道新型コロナウイルス感染症対策本部が設置された時から、特措法第25条の規定に基づき廃止されるまでの間において、北海道が実施する対策（以下「対策」という。）をいう。

- 本要綱の適用範囲は、新型コロナウイルス感染症とします。
（※ 特措法の対象となるその他の新型インフルエンザ等は対象外。）
- 本要綱で規定する対策は、特措法第22条第1項の規定に基づき「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年3月27日設置）」が設置された時から、特措法第25条の規定に基づき同対策本部が廃止されるまでの間の対策としています。

- ※ 特措法第21条では、以下のときに、政府対策本部が廃止されることとされており、同法第25条では、政府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく道の対策本部を廃止するものとされています。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症にかかった場合の病状の程度が、季節性インフルエンザと比較して、おおむね同程度以下であることが明らかになった場合
 - ・ 国民の大部分が免疫を獲得したこと等により、季節性インフルエンザ以上に強力な措置を講ずる必要がなくなった場合 など

（特措法第22条第1項）

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部の設置

この間に北海道が実施する対策



本要綱で規定する

「新型コロナウイルス感染症対策」

（特措法第25条）

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止

第3 対策に関する基本的事項①

1 総合的な対策の実施

- (1) 道は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律並びに特措法等の関係法令、北海道新型インフルエンザ等対策行動計画、北海道新型コロナウイルス感染症対策の対処方針に基づき、総合的かつ効果的に対策を実施する。
- (2) 道は、社会経済に及ぼす影響を十分に考慮し、感染拡大防止と社会経済活動の維持・確保の両面から対策を実施する。
- (3) 道は、対策の進捗状況等について点検を行い、より効果的な対策の実施に努める。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(特措法)

- ・国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時の措置及び緊急事態措置等を規定

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を規定

「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」(H25.10)

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や道が実施する措置等を規定(特措法第7条第1項に基づく)

「北海道新型コロナウイルス感染症対策の対処方針」(R2.3.28)

- ・今後講じるべき対策の実施にあたり準拠となるべき統一的指針(北海道新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく)

これらに基づき…

総合的かつ効果的に対策を実施

進捗状況等を点検

感染拡大防止と社会経済活動の両立

(社会経済に及ぼす影響を十分に考慮)

○感染まん延防止対策

- ・感染拡大の兆候の早期発見
- ・機動的な感染拡大の防止
- ・医療提供体制等の確保及び集団感染への対応
- ・地域の実情に応じた対策の実施
- ・感染者情報の公表

○社会経済への影響対策

- ・中小・小規模事業者をはじめとした企業の事業継続に向けた支援
- ・雇用の維持・確保と就業支援の充実
- ・観光振興に向けた支援の充実
- ・「新北海道スタイル」の浸透・定着

○教育への対応

- ・学校臨時休業への備え
- ・学校運営の質的改善

○実効性ある政策推進

- ・正しい知識の普及啓発と差別・偏見の防止等
- ・市町村との連携等
- ・政策形成過程の透明性確保
- ・政策推進における実効性確保

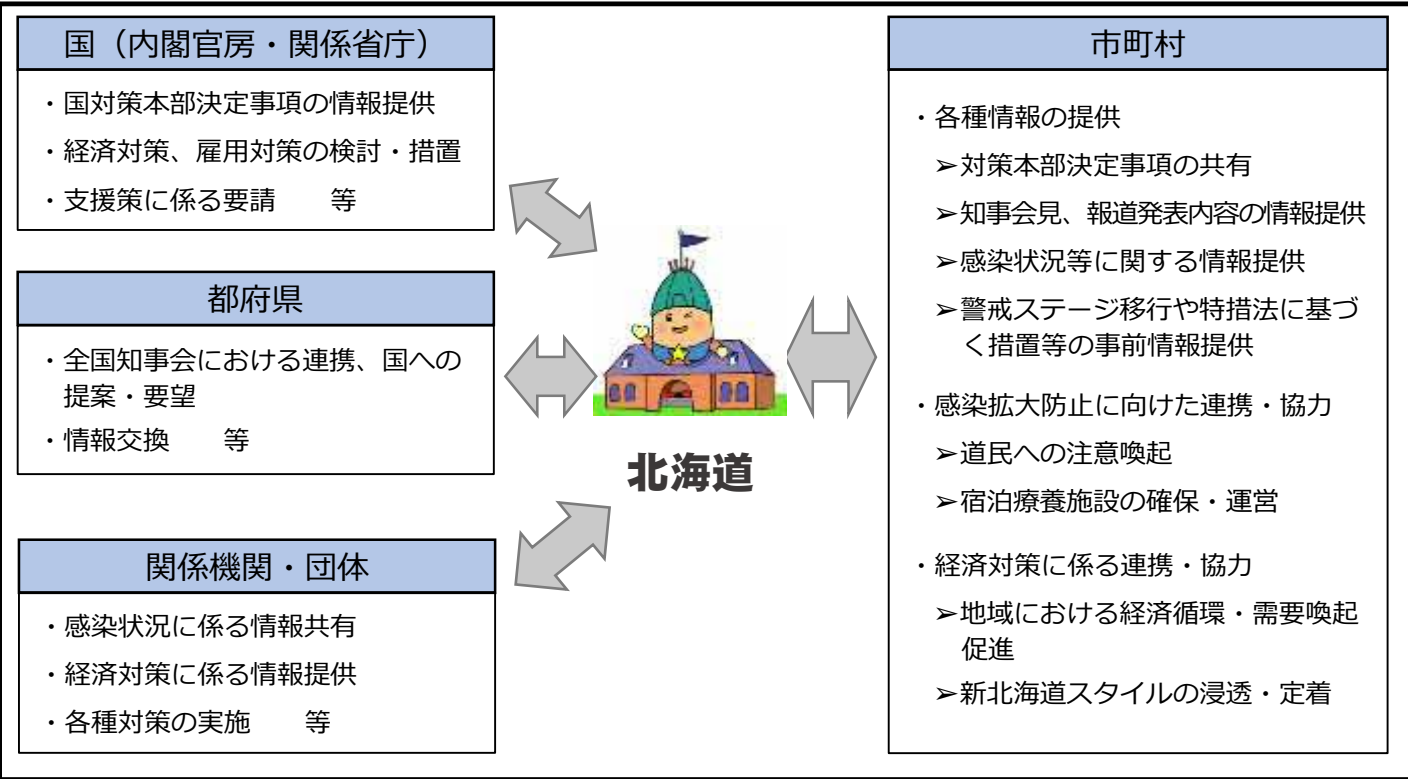
(中間取りまとめ「今後の対応方向」より)

第3 対策に関する基本的事項②

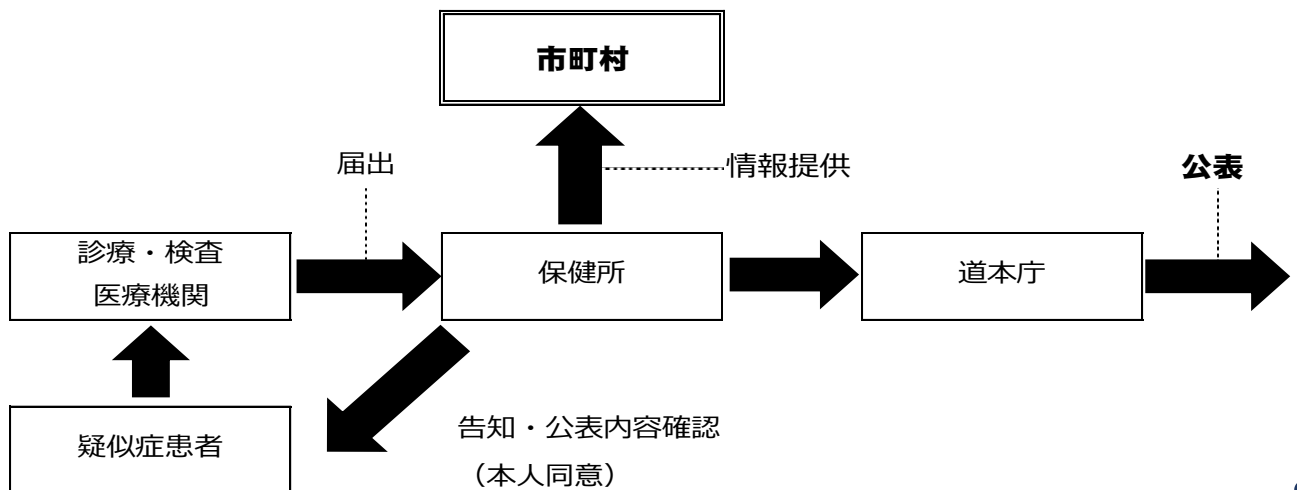
2 市町村等関係者との連携

- (1) 道は、対策の実施に当たり、国、都府県、市町村その他関係機関・団体等と連携・協力を図る。
- (2) 道は、保健所設置市をはじめ、住民に最も身近な行政機関である市町村との感染状況等の情報共有に努めるとともに、相互に連携し対策を実施する。

国、都府県、市町村等との連携・協力体制



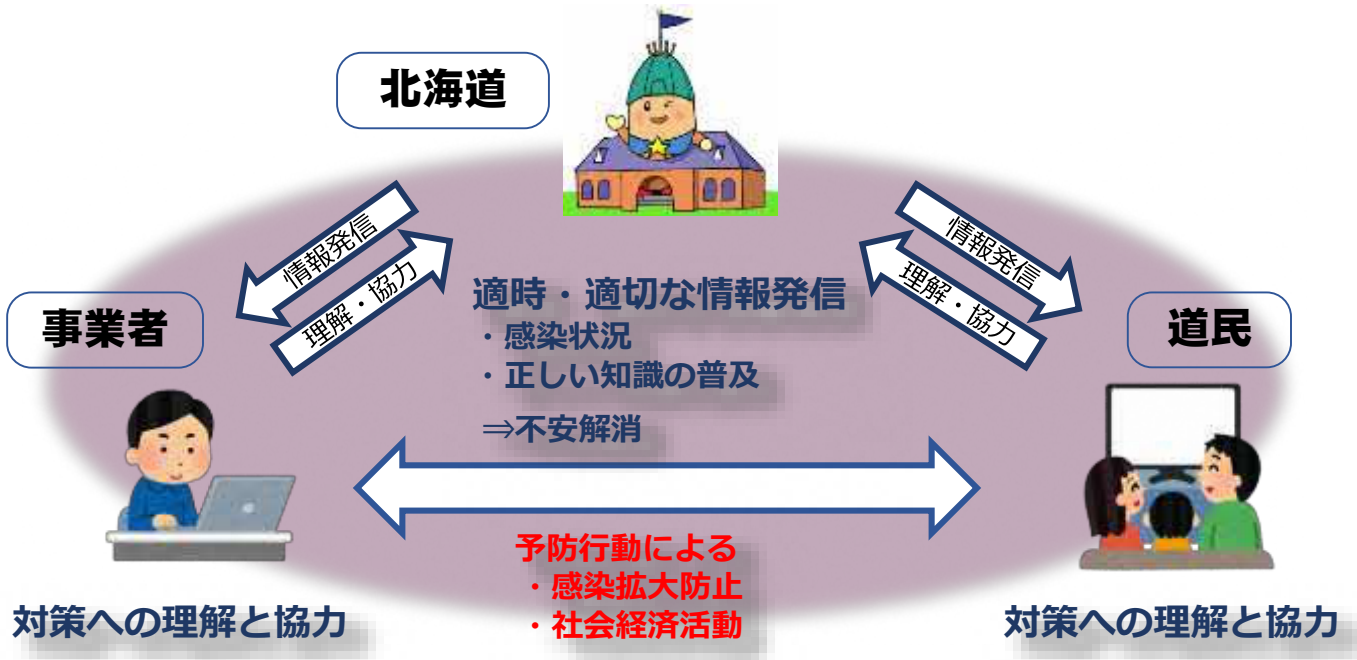
市町村への感染者情報の提供



第3 対策に関する基本的事項③

3 道民及び事業者の理解・協力

(1) 道は、道民及び事業者に対し、感染状況をはじめ、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識、新たな知見を踏まえた予防行動などについて、適時・適切に情報発信を行い、対策への理解と協力を得られるよう努める。



道民や事業者への適切な情報発信



感染状況



正しい知識



予防行動



第3 対策に関する基本的事項③

3 道民及び事業者の理解・協力

- (2) 道は、道民及び事業者が感染リスクの低減に資するライフスタイルやビジネススタイルを実践する「北海道スタイル」の浸透・定着を促進する。
- (3) 道は、道民及び事業者に対し、感染者の早期発見に有効な北海道コロナ通知システム及び国の接触確認アプリ（COCOA）の活用を促進する。

北海道スタイル

道民の ライフスタイル チェンジ



取組を可視化

安心して利用



連携



安心して
誘客・接客



事業者の ビジネススタイル チェンジ



アプリ等の活用

国のCOCOAの機能

「行動」に着目し、感染者と接触した可能性がある方に連絡

両方のシステムを活用することで、機能を補完

道のコロナ通知システムの機能

「場所」に着目し、感染者と同じ施設を利用した方に連絡

第3 対策に関する基本的事項④

4 感染者情報の公表

- (1) 道は、新型コロナウイルス感染症に罹患した者の年代、性別、国籍、居住地、行動歴等の情報に関する公表については、国の公表基準を踏まえつつ、別に定める基準に基づき適切に実施する。
- (2) 感染者情報の公表に当たっては、個人が特定されないよう十分配慮する。

公表の考え方

項目	道の公表基準（現行） 【本人同意に基づき、以下の内容を公表】	(参考) 国の公表基準
年代	〇〇年代(10年単位)	同左
性別	男性 or 女性	非公表
国籍	△△国	同左
居住地	□□振興局管内 (本人同意があれば市町村名)	都道府県名
職業	会社員、公務員など (本人が特定されない表現)	非公表
症状・経過	発症日（推定）、主症状 陽性確定日、現在の状況	同左
行動・滞在歴	〇月〇日 □□振興局管内を観光	同左

※ 国の公表項目は一類感染症発生時の項目（国は一類感染症以外についても同様の公表方針を踏まえるとしているほか、都道府県も国方針を参考にするよう求めている）

○ 国の「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ」で人権侵害の防止等に関する検討開始（R2.9月～）

➤ 構成員：感染症の専門家や弁護士、学識経験者、自治体の長

■ これまでの議論の取りまとめ

新型コロナウイルス感染症の特性を踏まえ、地方自治体の行う公表について、あらためて国として考え方を示すことを検討すること

国における議論の動向や市町村との協議を踏まえながら、
新たな公表の基準を整理（現在、検討中）

第3 対策に関する基本的事項⑤

5 人権侵害の防止

道は、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見、誹謗中傷など、感染者やその家族、医療従事者等の人権を侵害する行為を防ぐため、正しい知識の普及や理解促進、正確で適切な情報提供、冷静な行動に向けた働きかけ、相談対応その他の必要な取組を実施する。

道における対応

① 北海道知事からのメッセージ（令和2年10月ほか）

- ❑ 差別やいじめなど心ない行為は、決してあってはならず、許されるものではありません。
- ❑ 感染症に対する不安をお持ちの方も多いと思いますが、基本的な感染防止対策を取って行動することで、十分に感染リスクを避けることができます。
- ❑ 正しい情報の下、理解を深め、冷静に思いやりのある行動をしていただくようお願いします。



② ホームページやリーフレットなどによる普及啓発



ホームページの活用



リーフレット等の作成・配布



③ 新型コロナウイルス人権相談窓口の設置（令和2年10月～）

- 電話番号 011-206-0497（受付時間 平日9時～17時まで）
- Eメール cov.jinken@pref.hokkaido.lg.jp

道では、新型コロナウイルス感染症に関連した不当な差別や偏見、誹謗中傷などは、決して許されるものではないという認識のもと、新型コロナウイルス感染症に起因する人権侵害の防止に向け、総合的な対策を講じることとしています。

第4 対策の立案、決定及び実施に関する事項②

2 警戒ステージの設定と運用

- (1) 道は、感染拡大の兆候を早期に捉え、感染状況や医療提供体制への負荷の状況などに応じた対策を的確に講ずるため、目安となる段階的な指標と各段階における注意喚起や協力要請などの対応の考え方を示す警戒ステージを設定する。
- (2) 警戒ステージの運用に当たっては、全道域での取組を基本としつつ、必要に応じて特定の地域や業態を対象とするなど柔軟に対応する。

警戒ステージの指標（移行等の目安）

項目	指標	1	2	3	4	5	
医療提供体制等の負荷	病床の逼迫の状況	病床全体	—	150床	250床	350床	900床
		うち重症者用病床	—	15床	25床	35床	90床
	療養者数	—	増加	増加	796人 (10万人あたり15人)	1,327人 (10万人あたり25人)	
監視体制	PCR検査陽性率	—	増加	増加	10%	10%	
感染状況	新規報告数	—	107人/週 (10万人あたり2.0人/週)	133人/週 (10万人あたり2.5人/週)	796人/週 (10万人あたり15人/週)	1,327人/週 (10万人あたり25人/週)	
	直近一週間と先週一週間の比較	—	増加	増加	増加	増加	
	感染経路不明割合	—	50%	50%	50%	50%	

※ 各指標に掲げた数値を超える場合に次のステージへ移行することを原則とし、感染者の発生状況等を踏まえ、総合的に判断。

警戒ステージの状況と対応の考え方

ステージ	状況	対応の考え方	(参考) 国ステージ
1	感染者が散発的に発生しており、医療提供体制に大きな支障がない段階	感染予防の徹底などについて注意喚起 (感染状況に応じて、振興局による注意喚起)	I
2	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	特措法第24条第9項に基づく要請 個々の行動変容に対する協力を要請	II
3	感染者がさらに増加し、医療提供体制への負荷がより一層高まる段階	特措法第24条第9項に基づく要請 より強い行動変容に対する協力を要請	
4	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	特措法第24条第9項に基づく要請 事業者に対する施設の使用制限など強い協力を要請	III
5	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	特措法第24条第9項及び第45条に基づく要請 国の緊急事態宣言を踏まえ、さらに強い協力を要請	IV

第4 対策の立案、決定及び実施に関する事項②

2 警戒ステージの設定と運用

- (3) 行動等の制限につながる協力要請を行う場合には、特措法に基づき実施するとともに、その制限は必要最小限とする。
- (4) 施設の使用制限等に関する協力要請を行う場合には、事業者の理解と協力が得られるよう、迅速な情報提供や適切な支援を検討するなど、実効性の確保に努める。

特措法に基づく協力要請等【法第24条第9項及び第45条（要約）】

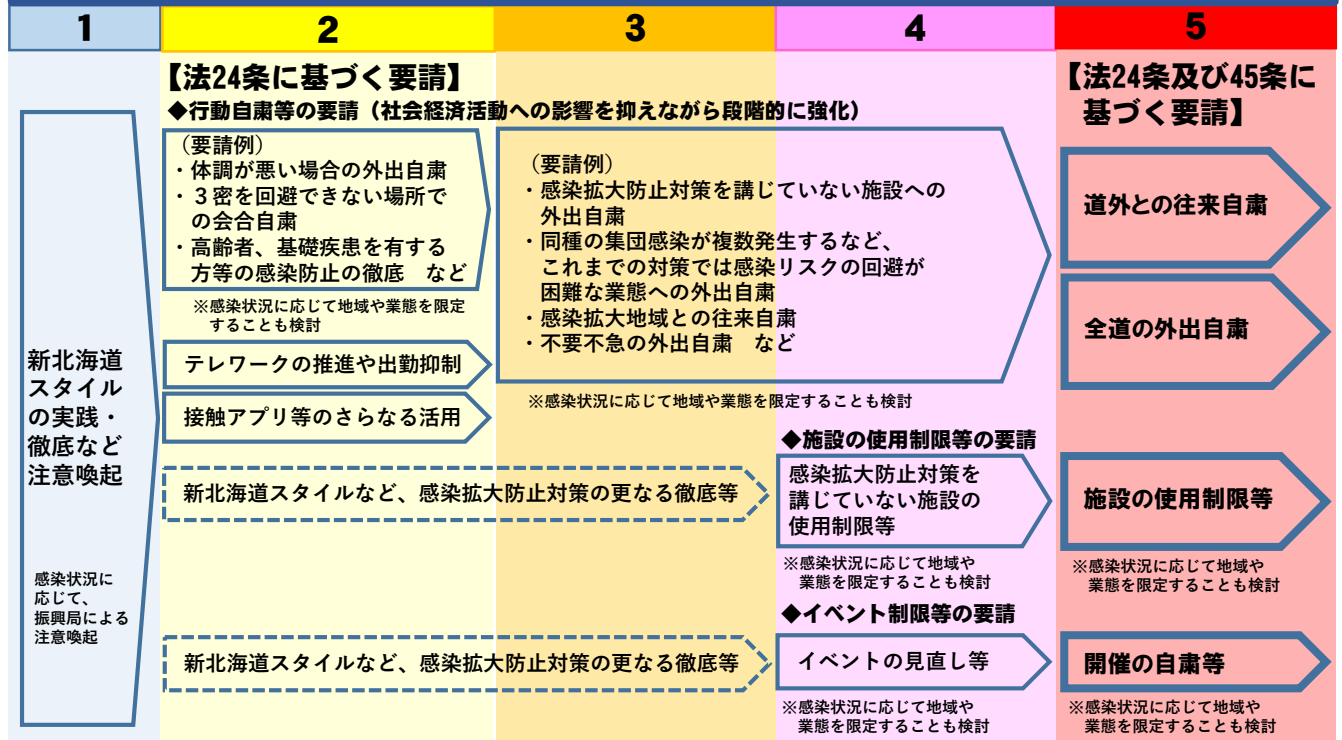
(第24条第9項)

- 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

(第45条)

- 特定都道府県知事は、緊急事態において、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことその他の感染防止に必要な協力を要請することができる
- 特定都道府県知事は、緊急事態において、期間を定めて、学校、社会福祉施設、興行場等多数の者が利用する施設の管理者又はそれらの施設を使用して催物を開催する者に対し、施設の使用の制限等の措置を講ずるよう要請することができる。
- 上記の場合において、正当な理由がないのに要請に応じないときは、要請を行った都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延防止等のために特に必要があると認める場合に限り、施設の使用の制限等を指示することができる。
- 要請・指示を行ったときはその旨を公表する。

警戒ステージの対応の目安



- ※ 行動等の制限につながる協力要請を行う場合は、必要最小限
- ※ 感染が拡大している道外地域との往来自粛等に対する協力要請については、警戒ステージに関わらず、全国の感染状況を踏まえて実施

施設の使用制限等に関する協力要請を行わざるを得ない場合

○実効性のある協力要請となるよう所要の対応を実施

- ・休業要請の範囲（地域・業態）の検討
- ・事業者への支援策等の検討
- ・市町村、関係団体等への早めの情報提供

第4 対策の立案、決定及び実施に関する事項③

3 北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議の設置

- (1) 道は、対策の立案、決定及び実施に当たり、必要な意見を聴取するため、医療、福祉、経済、産業、労働、教育、法務、地方行政等の有識者等で構成する北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。
- (2) 有識者会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議



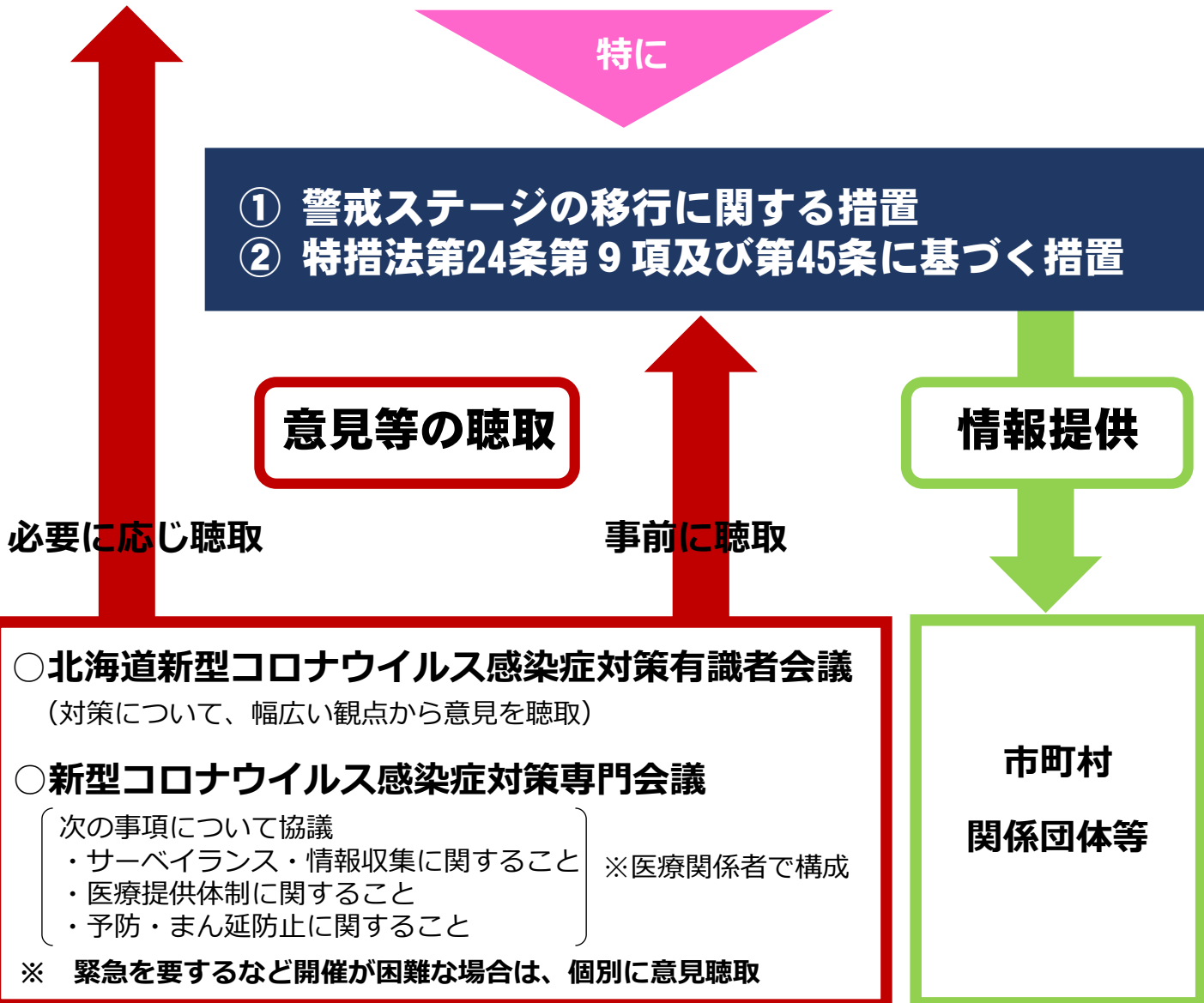
幅広い分野における専門的知見を対策に反映

第4 対策の立案、決定及び実施に関する事項④

4 意見等の聴取

- (1) 道は、対策の立案、決定及び実施に当たっては、必要に応じ、前項に定める有識者会議のほか、北海道感染症危機管理対策協議会設置要綱に基づき設置する新型コロナウイルス感染症対策専門会議（以下「専門会議」という。）の意見や見解を聴取する。
- (2) 以下の措置を行う場合は、事前に有識者会議及び専門会議の意見等を聴取するとともに、事前に市町村や関係団体等へ情報提供する。
ただし、各会議について、緊急を要するなど開催が困難な場合には、構成員から個別に意見等を聴取することができる。
 - ① 警戒ステージの移行に関する措置
 - ② 特措法第24条第9項及び第45条に基づく措置

新型コロナウイルス感染症対策の立案等



新型コロナウイルス感染症について

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部（R2. 12. 24）

1 発生の状況

(1) 道内の発生状況及び検査の状況

■検査及び患者の状況（12/22現在）

検査件数	218, 175	現在患者	1, 750
陽性累計	12, 381	うち現在入院患者	926
陰性確認済累計	10, 230	うち宿泊療養施設入所者	256
死亡累計	401	うち入所日調整中	157
		うち自宅療養者	411

(2) 国内の発生状況（厚生労働省発表）

12月23日0時までに確認されている感染者は203, 113例

入院治療等を要する者27, 017名、死亡者は2, 994名

2 国などの対応

- (1) 着実な検疫の実施及び強化（全ての航空便において質問票の配布、機内アナウンスの拡大、健康カードの配布等の強化）
- (2) 国内における感染拡大防止に向けた対策の強化（地方自治体、医療機関と連携、地方衛生研究所での検査）
- (3) 国民への情報提供（宿泊施設への周知、国民向けQ & A）
- (4) 2月1日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症（感染症法第6条）及び検疫感染症（検疫法第2条第3項）に指定
- (5) 2月1日、都道府県に対し「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」の設置指示。
- (6) 2月9日、地方衛生研究所における検疫業務（クルーズ船）に関連する検査への協力依頼
- (7) 2月12日、新型コロナウイルス感染症に関する流行地域に浙江省を追加
- (8) 2月13日、無症状病原体保有者の入院を措置対象へ追加
- (9) 2月15日、都道府県に対し「帰国者・接触者相談センター」、「帰国者・接触者外来」の更なる充実について依頼。
- (10) 2月17日、都道府県、保健所設置市及び特別区に対し、感染症に関する行政検査の対象者を取りまとめた旨通知。
- (11) 2月17日、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について公表。
- (12) 2月18日、無症状病原体保有者の退院及び就業制限の取扱いを変更。
- (13) 2月20日、「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を公表
- (14) 2月20日、職場における拡大防止に向けた取り組みについて、経済団体に要請。

- (15) 2月24日、専門家会議見解（「ここ1～2週間が瀬戸際」）
- (16) 2月25日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定
- (17) 2月25日、厚生労働省にクラスター対策班を立ち上げ、国立感染症研究所の専門家チームを北海道に派遣（3名）。
- (18) 2月27日、釧路市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣（2名）
- (19) 2月27日、第15回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、首相が全国全ての小学校、中学校、高校、特別支援学校について、3月2日から春休みまで臨時休業とすることを要請。
- (20) 2月28日、当本部の感染症対策チームから北見市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣（2名）するとともに、その後任として、北海道に追加派遣（1名）。
- (21) 2月29日、総理緊急記者会見で臨時休校の趣旨説明、所得減少に伴う助成金制度創設などの今年度予備費2,700億円を活用した緊急対応策第2弾のとりまとめを表明。
- (22) 3月1日、第16回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、道内の感染者の広がりが見える市町村住民へのマスク配布のため、国民生活緊急安定措置法に基づくメーカーに対するマスクの国への売り渡しを表明。
- (23) 3月2日、専門家会議見解（「この一両日で明らかになったこと」、「北海道で実施すべき対策」）
- (24) 3月3日、保健師を北海道に派遣（2名）
- (25) 3月3日、厚生労働省が国民生活緊急安定措置法に基づきメーカーに対し、マスクの売渡しを指示。中富良野町及び北見市への優先配布を表明。（3月5日より配布）
- (26) 3月5日、第17回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（中国・韓国からの航空便の到着空港を成田、関空に制限、入国者の14日間の待機要請を表明。（3月9日より適用））
- (27) 3月9日、専門家会議見解（「一定程度持ちこたえている」、「北海道の対策の効果」）
- (28) 3月10日、厚生労働省がせたな町、美瑛町、木古内町、知内町へのマスクの優先配布を表明。（3月12日より配布）
- (29) 3月10日、新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案閣議決定
- (30) 3月10日、第19回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－発表
- (31) 3月11日、WHOがパンデミック（世界的な大流行）を宣言
- (32) 3月13日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立。
- (33) 3月17日、厚生労働省が道内35市町村の介護施設等へのマスクの優先配布を表明。（3月19日より配布）
- (34) 3月18日、第20回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（イタリア、スペイン、スイスの一部、アイスランドからの入国拒否（3月19日から適用）。欧州諸国、イラン、エジプト38カ国からの入国者の14日間の待機要請を表明（3月21日より適用））。
- (35) 3月23日、第22回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（アメリカ合衆国からの入国者の14日間の待機要請を表明（3月26日より適用））。
- (36) 3月26日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が新型インフルエンザ等

対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を設置、直ちに、都道府県対策本部を設置するよう通知。

- (37) 3月26日、第23回対策本部で、水際対策を強化（イタリアやスペイン、ドイツなどヨーロッパ21か国とイランからの入国拒否と東南アジア、中東、アフリカからの帰国者の14日間の待機要請を表明（3月27日より適用））。
- (38) 3月28日、第24回新型コロナウイルス感染症対策本部で、クラスター対策の強化や爆発的な患者の急増に備えて病床の確保することを盛り込んだ「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定。
- (39) 4月1日、第25回新型コロナウイルス感染症対策本部で水際対策を強化（入国拒否を73の国と地域に拡大（4月3日から適用））。
- (40) 4月7日、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について閣議決定。
- (41) 4月7日、緊急事態宣言。（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県において4月7日から5月6日まで）
- (42) 4月7日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」、「緊急事態の対象都道府県による外出自粛等の協力要請」などを明記。
- (43) 4月11日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、「緊急事態宣言の対象都道府県以外の都道府県が、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛について、強く促す」ことを明記。
- (44) 4月16日、全国に緊急事態宣言。（4月7日に緊急事態宣言が出されている7都府県のほか、新たに北海道を含む40道府県において4月16日から5月6日まで）
- (45) 4月16日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、緊急事態宣言の対象区域を全都道府県に拡大するとともに、「4月7日に緊急事態宣言が出されている東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県のほか、この7都府県と同程度にまん延が進んでいる北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府を特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある都道府県を特定警戒都道府県（13都道府県）」として明記。
- (46) 4月18日、札幌市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣
- (47) 4月22日、専門家会議見解（「人との接触を8割減らす、10のポイント」、「都道府県知事等の更なるリーダーシップの発揮」）
- (48) 4月27日、第32回新型コロナウイルス感染症対策本部で水際対策を強化（入国拒否を87の国と地域に拡大（4月29日から適用））。
- (49) 5月1日、専門家会議見解（「感染の状況が厳しい地域では、対策により新規感染者数が一定水準まで低減するまでは、引き続き、「徹底した行動変容の要請」が必要。」）
- (50) 5月4日、政府対策本部において、5月6日までとした緊急事態宣言の期間について、全都道府県を対象に5月31日まで延長することを決定。
- (51) 5月4日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、「特定警戒都道府県」で引き続き接触機会の8割削減などを明記。
- (52) 5月4日、専門家会議見解（「今後の感染拡大が当面起こり難い程度にまで、取組を継続する必要がある」、「医療提供体制については、引き続き体制強化を進めるこ

とが重要」、「長期的な対策の継続が市民生活や経済社会に与える影響という観点からの検討も行う体制整備を進めるべき」など)

- (53) 5月8日、「専門家会議提言」を踏まえ、厚生労働省のホームページ上において、可能な範囲で地域ごとのまん延の状況に関する指標等を公表。
- (54) 5月14日、専門家会議見解（「東京都、北海道、大阪府等は未だに警戒が必要な状況が続く」、「緊急事態措置の解除の考え方として感染状況、医療提供体制、検査体制構築などを総合的に判断することが必要」「新しい生活様式の定着、業種別の感染拡大予防のガイドラインの実践、地域のリスク評価に応じた対応が求められる」など）
- (55) 5月14日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、緊急事態宣言の対象区域が変更（一部解除）され、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県が引き続き「特定警戒都道府県」とされた。
- (56) 5月14日、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを公表。
- (57) 5月14日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、各事業者が自主的な取組を実施するにあたって、「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」経済団体などに協力を依頼。
- (58) 5月21日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、緊急事態宣言の対象区域が変更（関西3府県が解除）され、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県が引き続き「特定警戒都道府県」とされた。
- (59) 5月25日、緊急事態解除宣言。
- (60) 5月25日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、概ね3週間ごとに地域の感染状況等を評価しながら、外出の自粛、イベント等の開催制限や施設の使用制限の要請等について段階的に緩和していく旨を明記。
- (61) 5月29日、専門家会議見解（「次なる波」を見据え、サーベイランス体制の強化、検査体制の強化、クラスター対策、医療提供体制の整備、治療法・治療薬の開発等に取り組むべき」など）。
- (62) 6月18日、現行の水際対策を維持し、追加的な防疫措置を条件とし、ビジネス上必要な人材等の出入国について、例外的な枠を設置。
- (63) 6月19日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、社会経済活動のレベルを一段階引き上げ、都道府県をまたぐ移動の自粛等を緩和。
- (64) 6月19日、WHO「パンデミックが加速。危険な新局面」との認識を表明。
- (65) 6月19日、「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」の利用開始。
- (66) 7月3日、「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」を廃止し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「新型コロナウイルス感染症対策分科会」の設置を決定。
- (67) 7月6日、「新型コロナウイルス感染症対策分科会」を開催。
- (68) 7月16日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第2回）開催。
- (69) 7月22日、観光に関する消費を喚起するため、「Go Toトラベル事業」開始。
- (70) 7月22日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第3回）開催。
- (71) 7月22日、新型コロナウイルス感染症対策本部（第41回）開催。
大規模イベントの開催制限を8月末まで延長することを決定。

- (72) 7月31日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第4回）開催。
- (73) 8月7日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第5回）開催。
- (74) 8月21日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第6回）開催。
- (75) 8月24日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第7回）開催。
大規模イベントの開催制限を9月末まで再延長することを決定。
- (76) 8月28日、新型コロナウイルス感染症対策本部（第42回）開催。
「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」を決定。
- (77) 9月4日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第8回）開催。
- (78) 9月11日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第9回）開催。
大規模イベントの開催制限を9月19日以降一部緩和することを決定。
- (79) 9月25日、新型コロナウイルス感染対策本部（第43回）、分科会（第10回）開催。
- (80) 10月1日、感染予防対策に取り組む飲食店及び、食材を供給する農林漁業者を支援する、「GoToEatキャンペーン事業」を本格開始。
- (81) 10月1日、防疫措置を確約できる受け入れ企業等がいることを条件に、原則すべての国・地域における留学、家族滞在等その他の在留資格も対象とし、新規入国を許可。
- (82) 10月15日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第11回）開催。
- (83) 10月19日、各地域で商店街が、率先して地元の良さの発信や地域社会の価値を見直すきっかけとなる取組を行い、地域に活気を取り戻していくことを通じ、商店街の活性化につなげるため、「GoTo商店街事業」を開始。
- (84) 10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第12回）開催。
- (85) 10月29日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第13回）開催。
- (86) 10月30日、新型コロナウイルス感染対策本部（第44回）開催。
- (87) 11月9日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第14回）開催。
- (88) 11月10日、新型コロナウイルス感染対策本部（第45回）開催。
- (89) 11月12日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第15回）開催。
大規模イベントの開催制限を2月末まで再延長することを決定（映画館や野外フェス等における感染防止策等を明示）。
- (90) 11月16日、新型コロナウイルス感染症対策本部（第46回）開催。
- (91) 11月20日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第16回）開催。
- (92) 11月21日、新型コロナウイルス感染症対策本部（第47回）開催。
GoToトラベル事業は、感染拡大地域を目的地とする旅行の新規予約を一時停止するなどの措置の導入。GoToEatキャンペーン事業は、食事券の新規発行の一時停止やポイント利用を控えることについて検討を要請。
- (93) 11月24日、札幌、大阪両市を目的地とした旅行について、GoToトラベル事業の一時停止を決定。（11月24日～12月15日）
- (94) 11月26日、GoToEatキャンペーン事業に関し、農水省は道商連及びオンライン飲食予約事業者に対し、「全道における食事券販売の一時停止」「札幌市内における食事券等の利用を控える旨の呼びかけ」の対応を指示（11月30日～12月27日）
- (95) 11月25日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第17回）開催。
- (96) 11月27日、新型コロナウイルス感染症対策本部（第48回）開催。

(97) 12月11日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第18回）開催。

GoToトラベル事業は、札幌市及び大阪市の居住者に事業を利用した旅行を控えるよう呼びかけることを決定。（11月27日～12月15日）

(98) 12月14日、新型コロナウイルス感染症対策本部（第49回）開催。

GoToトラベル事業について、札幌、大阪、東京、名古屋について一律に、12月27日まで、到着分は停止、出発分も利用を控えるよう求めるとともに、12月28日から1月11日までの措置として、全国一斉に一時停止することを決定。

(99) 12月24日、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第19回）開催。

3 道の対応

(1) 道立保健所を通じ、医療機関へ国の通知に基づき発生時対応を通知。指定感染症としての届出基準、検査対応等について順次周知徹底。

(2) 新型コロナウイルス検査を道立衛生研究所で実施する体制整備（1月30日から検査可能）

(3) 道民等の皆様への情報提供、注意喚起

(ア) ホームページ等により道民の皆様への情報提供

Q & A、休日夜間の電話対応開始

道民向けのリーフレット（相談・受診の目安）を作成

(イ) 多数の方々が利用する宿泊施設、飲食店、遊技施設等への注意喚起を徹底し、北海道外国人相談センターへの協力を依頼。

1月22日、宿泊施設、関係団体等（宿泊者への対応等）、外国人相談センター

1月23日、観光関係団体等

1月30日、宿泊施設、観光関係団体等（衛生管理等）

1月30日、交通事業者への衛生管理徹底

2月10日、宿泊施設等関係団体、観光関係団体（帰国者・接触者相談センターの周知等）

(ウ) 保健所等による相談対応

1月30日 休日・夜間の電話対応の開始

(4) 1月29日、厚生労働省へ「新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望書」提出

(5) 関係会議の開催状況

1月23日 庁議

1月24日 緊急保健所長会議

1月24日 感染症危機管理対策本部幹事会開催

1月28日 " 本部設置、第1回本部会議開催

1月31日 " 第2回本部会議開催

1月31日 緊急保健所長会議

2月 7日 感染症危機管理対策本部 第3回本部会議開催

2月14日 " 第4回本部会議開催

2月19日 " 第5回本部会議開催

2月21日 " 第6回本部会議開催

2月25日	〃	第7回本部会議開催
2月28日	〃	第8回本部会議開催
3月 3日	〃	第9回本部会議開催
3月10日	〃	第10回本部会議開催
3月18日	〃	第11回本部会議開催
3月24日	〃	第12回本部会議開催
3月27日	新型コロナウイルス感染症対策本部	第1回本部会議開催
4月 2日	〃	第2回本部会議開催
4月 3日	〃	第3回本部会議開催
4月 7日	〃	第4回本部会議開催
4月12日	〃	第5回本部会議開催
4月17日	〃	第6回本部会議開催
4月20日	〃	第7回本部会議開催
4月24日	〃	第8回本部会議開催
4月30日	〃	第9回本部会議開催
5月 4日	〃	第10回本部会議開催
5月 6日	〃	第11回本部会議開催
5月15日	〃	第12回本部会議開催
5月22日	〃	第13回本部会議開催
5月25日	〃	第14回本部会議開催
5月29日	〃	第15回本部会議開催
6月18日	〃	第16回本部会議開催
7月 9日	〃	第17回本部会議開催
7月17日	〃	第18回本部会議開催
7月27日	〃	第19回本部会議開催
7月31日	〃	第20回本部会議開催
8月 7日	〃	第21回本部会議開催
8月25日	〃	第22回本部会議開催
9月14日	〃	第23回本部会議開催
10月28日	〃	第24回本部会議開催
11月 7日	〃	第25回本部会議開催
11月17日	〃	第26回本部会議開催
11月24日	〃	第27回本部会議開催
11月26日	〃	第28回本部会議開催
12月10日	〃	第29回本部会議開催

(6) 2月7日、本庁及び保健所に「帰国者・接触者相談センター」設置、「帰国者・接触者外来」の整備

(7) 2月25日、保健福祉部長をチーム長とする「新型コロナウイルス感染症対策チーム」を設置。(5班体制：総括班、広報班、医療体制班、保健活動班、相談対応班)
また、知事による要請のもと、厚生労働省から国立感染症研究所の専門家チームの派

遣を受ける。

- (8) 2月26日、知事名で「新型コロナウイルス感染症に対応した学校の臨時休業等の要請について」を発出。
- (9) 2月28日、知事から「新型コロナウイルス緊急事態宣言」を発表、週末（2月29日、3月1日）の外出を控えることを呼びかけ。
- (10) 2月29日、知事から総理に対し「新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望」を提出。
- (11) 3月1日、知事から3月2日以降、「換気が悪く人が大勢集まる場所には行かないこと」、「風邪気味の方は自宅で休んでいただくこと」などについてメッセージ発出。
- (12) 3月2日、本庁の「帰国者・接触者相談センター」の相談時間を24時間化。
- (13) 3月4日、前日までの検査数、陽性者の内訳（死亡、退院、治療中）のホームページでの公表開始。
- (14) 3月4日、北見保健所でPCR検査を開始。
(※旭川市においても、旭川市保健所でPCR検査を開始)
- (15) 3月4日、知事から週末（3月8日、9日）の外出時の注意事項について呼びかけ。
- (16) 3月9日、衛生研究所のPCR検査機器増設（1日80人→140人）。※道全体で180人（道衛生研140、札幌市衛生研20、北見保健所10、旭川市保健所10）
- (17) 3月12日、小樽市保健所及び函館市衛生検査所でPCR検査を開始。※道全体で200人（道衛生研140、札幌市衛生研20、北見保健所10、旭川市保健所10、小樽市保健所10、函館市衛生検査所10）
- (18) 3月12日、知事から週末（3月14日、15日）の外出時の注意事項について呼びかけ。
- (19) 3月18日、知事から緊急事態宣言（2/28～3/19）の終了と新たなステージへの移行、外出時の注意事項について呼びかけ。
- (20) 3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置。
- (21) 3月28日、政府の基本的対処方針の決定を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を決定。
- (22) 3月29日、千葉県内の障害者施設における利用者及び職員の施設内集団感染の発生事例の重大さを踏まえ、改めて社会福祉施設等に対し、施設内における感染拡大防止対策を徹底するよう通知。
- (23) 4月1日、道立施設及び道主催のイベント等再開。
- (24) 4月7日、政府の基本的対処方針の決定を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を改定。
- (25) 4月7日、国の緊急事態宣言を受け、4月8日から5月6日までを「新型コロナウイルス感染症集中対策期間」とすることを発表。
- (26) 4月8日、道の玄関口となる主要な交通拠点において、来道者に対する不要不急の外出自粛などを呼びかけるためチラシを配架。
- (27) 4月9日、相談対応を充実させるため、LINEを活用した相談支援のための公式アカウントを開設。
- (28) 4月12日、「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「宿泊療養班」を設置し、

既存の総括班、広報班、医療体制班、保健活動班、相談対応班とあわせ6班体制に拡充。

- (29) 4月12日、北海道・札幌市緊急共同宣言を発表。4月14日から5月6日までの間、札幌市内の小・中・高等学校の一斉休業（札幌市からの通学生の割合が高い近隣の高等学校も同様の措置）。この間、不特定多数の人が利用する札幌市内の公共施設を休館。緊急事態宣言地域との往来自粛等。
- (30) 4月13日、「来道者・帰省者・転勤者相談ダイヤル」を開設。
- (31) 4月15日、「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「水際対策班」を新設し、4月15日から19日の5日間、新千歳空港国内線ターミナルの到着客に対し、道として、サーモグラフィーによる体温監視と啓発チラシによる注意喚起を実施。
- (32) 4月16日、政府の基本的対処方針の変更を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を改定。
- (33) 4月17日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第1回）開催（書面）。
- (34) 4月17日、知事から宿泊療養に係る自衛隊への災害派遣要請。
- (35) 4月17日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止のための「北海道」における緊急事態措置を決定。
- (36) 4月20日、北海道における緊急事態措置を改訂し、休業要請の措置などを追加。
- (37) 4月20日、札幌市内における軽症者に係る宿泊療養（宿泊施設は「東横INN札幌すすきの南」（札幌市中央区。））の開始（120名程度）。
- (38) 4月21日、「休業要請相談専用ダイヤル」を開設。
- (39) 4月24日、北海道における緊急事態措置を改訂し、スーパーマーケット、公園等における感染拡大防止の要請（協力依頼）を追加。
- (40) 4月27日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第2回）開催（書面）。
- (41) 4月29日、軽症者について、入院を経ずに宿泊療養を実施。
- (42) 4月30日、宿泊療養施設2棟目（「リッチモンドホテル札幌駅前」）での受入開始（最大140名程度）。
- (43) 4月30日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による「ゴールデンウィーク緊急メッセージ」、「医療機関の皆様への緊急メッセージ」を発表。
- (44) 4月30日、「休業協力・感染リスク低減支援金」の申請受付開始（4月30日～7月31日まで）。
- (45) 5月4日、国の「緊急事態宣言」が延長されたことを踏まえ、5月10日（日）まで休館としている道立施設について、5月15日（金）まで休館を延長することを発表。
- (46) 5月6日、国の「緊急事態宣言」が延長されたことを踏まえ、北海道における緊急事態措置を5月31日まで延長。
- (47) 5月8日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による緊急メッセージ第2弾を発表。
- (48) 5月8日、宿泊療養施設3棟目（「アパホテル&リゾート札幌」）での受入開始（最大670名程度）。
- (49) 5月8日、感染拡大の影響により、経済的に困窮する学生や離職を余儀なくされた方々への臨時的な就労機会を確保するため、道の会計年度任用職員の募集を開始。

- (50) 5月8日、高齢者などの社会福祉施設における感染拡大防止対策を行うため「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に「福祉施設支援班」を設置。
- (51) 5月13日、「新型コロナウイルス感染症対策に関する今後の基本的考え方」を発表。
- (52) 5月14日、雇用調整助成金「申請サポート窓口」を開設。
- (53) 5月14日、「持続化給付金サポート窓口」を開設。
- (54) 5月15日、北海道における緊急事態措置を改訂し、石狩振興局管内を除く地域について休業要請の一部を解除。
- (55) 5月15日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による緊急メッセージ第3弾を発表。
- (56) 5月21日、「道立施設の再開に向けた感染防止対策の指針」を策定
- (57) 5月22日、北海道における緊急事態措置を改訂し、5月25日以降の休業要請対象施設の一部を解除。
- (58) 5月22日、宿泊療養施設「アパホテル&リゾート札幌」の一部を、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「臨時の医療施設」として位置づけ。
- (59) 5月25日、緊急事態宣言の解除を受け、「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止に向けた「北海道」における取組を発表。
- (60) 5月29日、「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」を策定。
- (61) 5月29日、「北海道コロナ通知システム」の運用開始。
- (62) 5月29日、「経営持続化臨時特別支援金」の申請受付開始（支援金A～令和2年8月31日まで、支援金B～令和3年1月31日まで）。
- (63) 6月1日、全ての施設の休業要請を解除、外出自粛、イベント開催制限の段階的緩和を開始（ステップ1：6月1日～6月18日）。
- (64) 6月16日、胆振総合振興局管内における新型コロナウイルス感染症に係る注意を促す「呼びかけ」（新型コロナウイルス注意報の発令）の実施（6月16日～7月6日）。
- (65) 6月19日、「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」に基づき、「ステップ2」に移行。
- (66) 6月19日、石狩振興局管内における「呼びかけ」の実施（6月19日～7月5日）。
- (67) 6月30日、3棟の宿泊療養施設うち、「東横INN札幌すすきの南」（札幌市中央区）の契約期間が終了。
- (68) 7月1日、「観光誘客促進道民割引事業（どうみん割）」開始
- (69) 7月5日、石狩振興局管内における「呼びかけ」の実施期間を延長（～7月22日）。
- (70) 7月6日、胆振総合振興局管内における「呼びかけ」を解除（6月16日～7月6日）。
- (71) 7月9日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第3回）開催（書面）。
- (72) 7月10日、新型コロナウイルス感染症対策の取組を中長期的な視点で総合的に推進するため、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部に新たに副知事をトップとする対策本部指揮室を設置。
- (73) 7月16日、すすきの地区で発生した集団感染の早期収束に向け、札幌市と連携して合同の対策チームを設置することについて合意。
- (74) 7月17日、「札幌市・北海道合同感染症対策チーム」設置。
- (75) 7月21日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第4回）開催。

- (76) 7月22日、石狩振興局管内における「呼びかけ」の実施期間を延長（～8月11日）。
- (77) 7月23日、札幌市と合同で「すすきの地区臨時PCR検査センター」設置。
- (78) 7月27日、イベント等の開催制限について、8月末まで5000人以下、収容率50%の制限を維持することを決定。
- (79) 7月30日、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（第1回）開催。
- (80) 8月6日、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（第2回）開催。
- (81) 8月7日、上川総合振興局管内における「呼びかけ」の実施（8月7日～8月27日）。
- (82) 8月11日、石狩振興局管内における「呼びかけ」の実施期間を延長（～8月31日）。
- (83) 8月20日、後志総合振興局管内における「呼びかけ」の実施。
- (84) 8月24日、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（第3回）開催。
- (85) 8月27日、イベント等の開催制限について、9月末まで5000人以下、収容率50%の制限を維持することを決定。
- (86) 8月28日、十勝総合振興局管内における「注意喚起」の実施（8月28日～9月10日）。
- (87) 9月1日、石狩振興局管内における「注意喚起」の実施。
- (88) 9月1日、日高振興局管内における「注意喚起」の実施。
- (89) 9月2日、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（第4回）開催。
- (90) 9月7日、「北海道における新型コロナウイルス感染症対策に関する検証中間取りまとめ」を決定。
- (91) 9月14日、イベントの開催制限について、9月19日から11月末まで、イベントの類型に応じて利用人数の上限値と、その収容率を緩和することを決定。
- (92) 9月16日、「北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター」開設。
- (93) 9月30日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第5回）開催（書面）。
- (94) 10月1日、感染状況や観光客等の増加が見込まれることを受け、すすきの地区の飲食店・遊興施設等に注意喚起文書を道・札幌市の連携により配布。
- (95) 10月16日、「新型コロナウイルス人権相談窓口」開設。
- (96) 10月20日、「どうみん割ぷらす離島特例（りとうぷらす）」開始。
- (97) 10月26日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第6回）開催。
- (98) 10月26日、警戒ステージを「2」に引き上げ、10月28日から11月10日までの2週間を集中対策期間として、特措法第24条第9項に基づく協力要請を行うとともに、更なる感染拡大防止対策を実施することを決定。
- (98) 11月6日、北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議（第7回）開催（書面）。
- (99) 11月7日、警戒ステージを「3」に引き上げ、11月7日から27日までの3週間を集中対策期間として、すすきの地区において、接待を伴う飲食店などに営業時間の短縮等を行うなど、特措法第24条第9項に基づく協力要請を行うとともに、更なる感染拡大防止対策を実施することを決定。
- (100) 11月10日、「Go To Eat北海道プレミアム事業（食事券発行）」開始。
- (101) 11月13日、宿泊療養施設として新たに確保した、「東横INN札幌すすきの交差点」での受入を開始（最大330名程度）。
- (102) 11月16日、「新型コロナウイルス感染症応援派遣」制度を活用し、国に対し、道立保健所への保健師等派遣について打診。18日から6県1大学から保健師等20名の派遣が

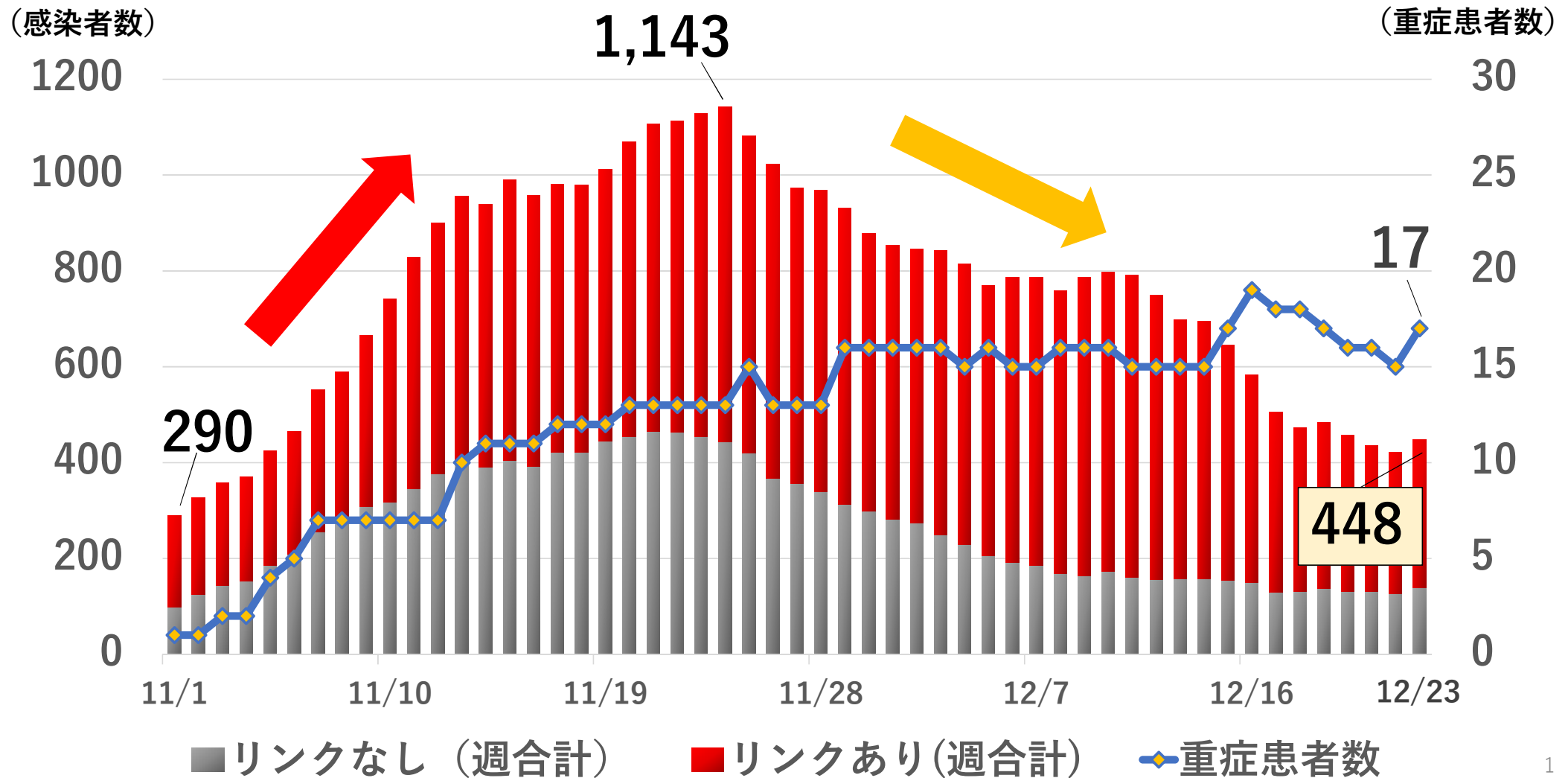
決定（札幌市には11月7日から約30名の保健師が派遣）。

- (103) 11月17日、札幌を対象に、「不要不急の外出」及び札幌市外への「不要不急の往来」を控えていただくなど、「ステージ4相当の措置を講じること」を決定。
- (104) 11月20日、宿泊療養施設として新たに確保した、「ホテルフォルツァ札幌駅前」での受入を開始（最大270名程度）。
- (105) 11月21日、知事から全国知事会に対し看護師派遣を要請、13県20人程度の看護師等を受入予定。
- (106) 11月24日、札幌市が国のステージⅢ相当であると判断し、札幌市内におけるGo To トラベル事業の一時停止について、国に申し入れを行うことを決定（11月25日～12月15日）。
- (107) 11月24日、GoToトラベル事業の取扱いに準じ、札幌市を目的地とした旅行に係るどうみん割を一時停止。（11月27日～12月15日）。
- (108) 11月25日、宿泊療養施設として新たに確保した、「コートホテル旭川」での受入を開始（最大90名程度）。
- (109) 11月26日、27日までの集中対策期間を2週間延長し、「札幌市内における接待を伴う飲食店」の休業を要請するとともに、すすきの地区の酒類提供を行っている施設について、営業時間等の短縮を継続して要請するなど、特措法第24条第9項に基づく協力要請を行うとともに、更なる感染拡大防止対策を実施することを決定。
- (110) 11月27日、宿泊療養施設として新たに確保した、「東横INN函館駅前大門」での受入を開始（最大110名程度）。
- (111) 11月27日、GoToトラベル事業の取扱いに準じ、札幌市居住者に対しどうみん割を利用した旅行を控えるよう呼びかけ。（11月27日～12月15日）。
- (112) 11月30日、宿泊療養施設として新たに確保した、「アパホテル帯広駅前」での受入を開始（最大190名程度）。
- (113) 12月8日、旭川市における新型コロナウイルスの感染拡大防止に関し、道から陸上自衛隊北部方面総監部に災害派遣要請を行い、自衛隊において直ちに派遣を決定。
- (114) 12月10日、これまでの集中対策期間を年末年始を含む1月15日まで1ヶ月間延長し、そのうち、営業時間の短縮、休業、外出自粛、往来自粛といった強い措置については、2週間の期間を区切って、12月25日まで協力を呼びかけを行うことを決定。
- (115) 12月14日、GoToトラベル事業の取扱いに準じ、どうみん割の一時停止措置の延長（12月16日～12月27日）及び全道一斉停止（12月28日～1月11日）。
- (116) 12月18日、Go To Eatキャンペーン事業に関し、「食事券販売の一時停止」、「食事券等の利用を控える旨の呼びかけ」について、全道域を対象とする（12月28日～1月11日）ことを農水省に回答（12月17日農水省から「食事券販売の一時停止」、「食事券等の利用を控える旨の呼びかけ」について検討依頼）
- (117) 12月21日、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る旭川市への自衛隊災害派遣に関し、道から自衛隊北部方面総監部に対し、災害派遣の撤収を要請。

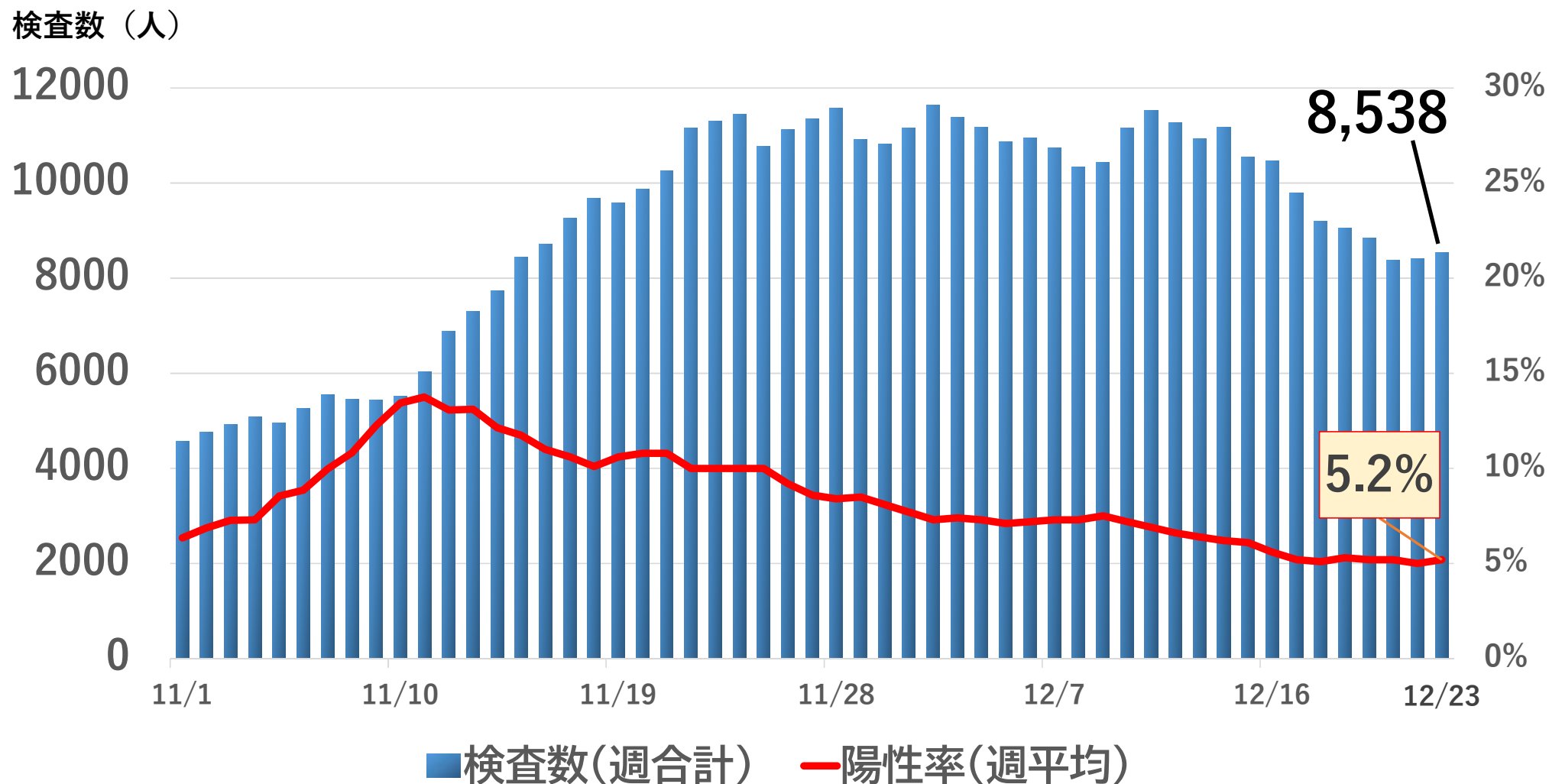
札幌市の感染状況について

令和2年12月24日
札幌市保健所

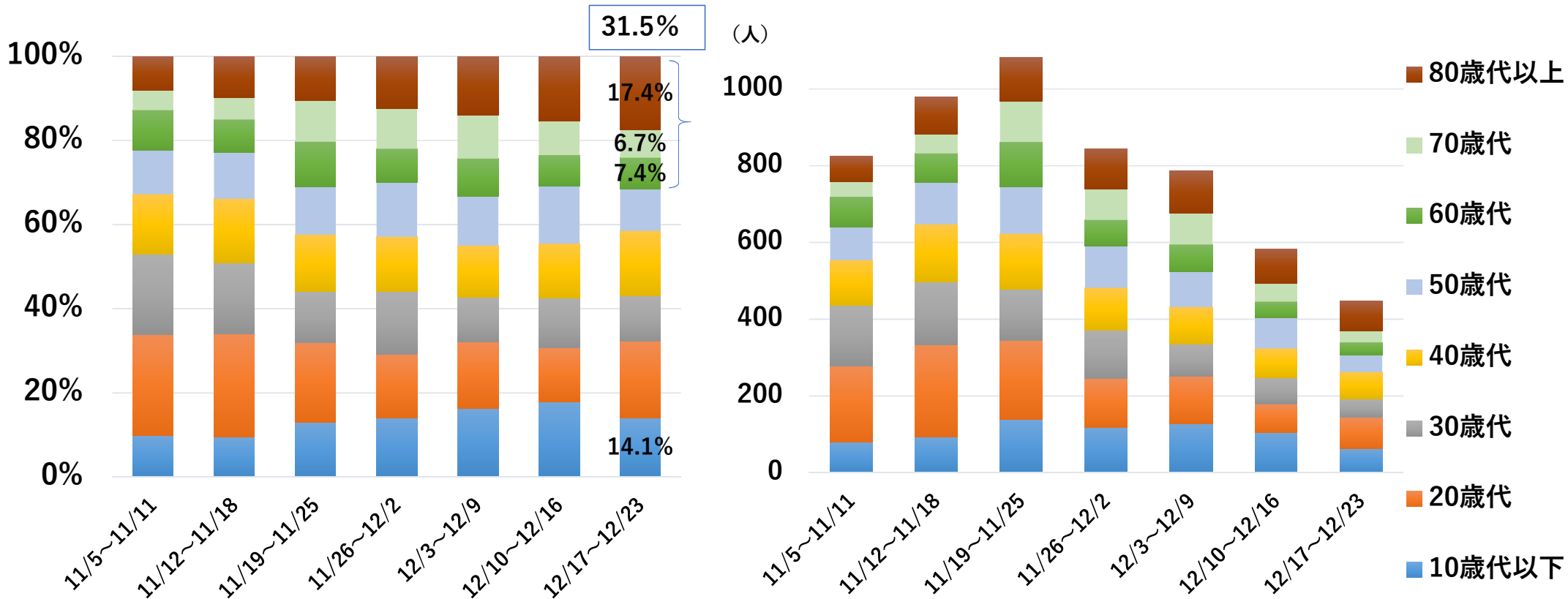
新規感染者数と重症患者数の推移



市内検査数と陽性率の推移



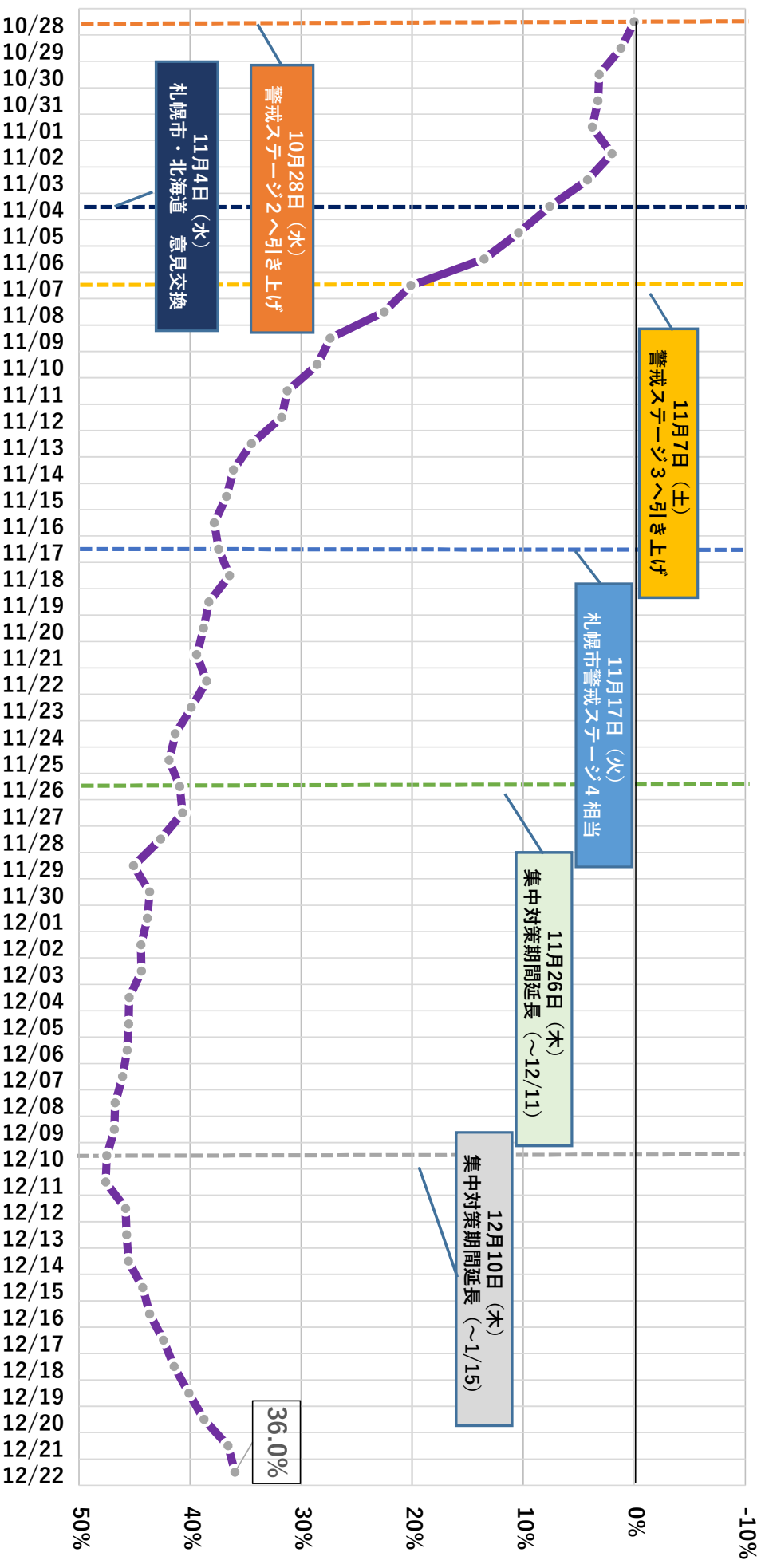
市内年齢別感染者数の割合



➤ 重症化リスクの高い高齢者の感染者数の割合が3割を超えているほか、世代を問わず、感染の広がりが見られる状況

警戒ステージ2以降の人流の削減率（すすきの）

午後10時時点（7日間平均） 10/28比較

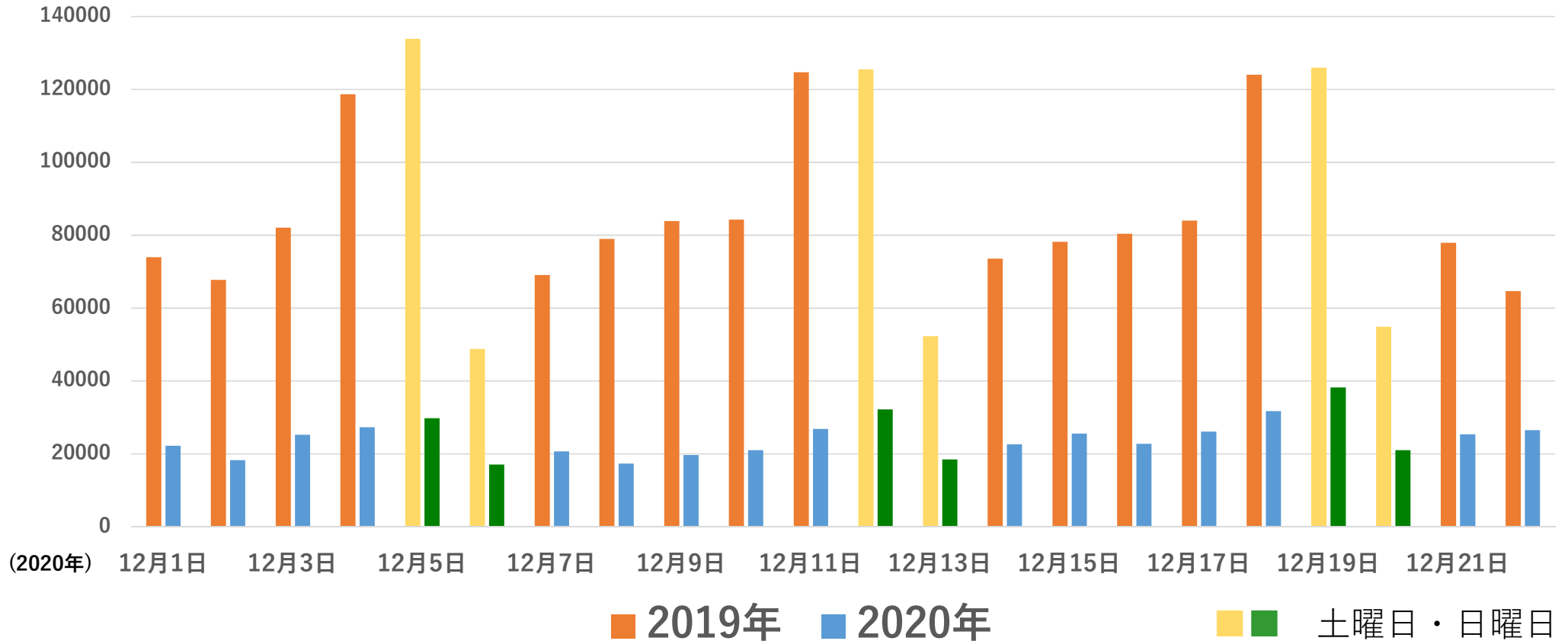


※Agloop社提供データを元に作成

人流の前年度比較（すすきの・12月）

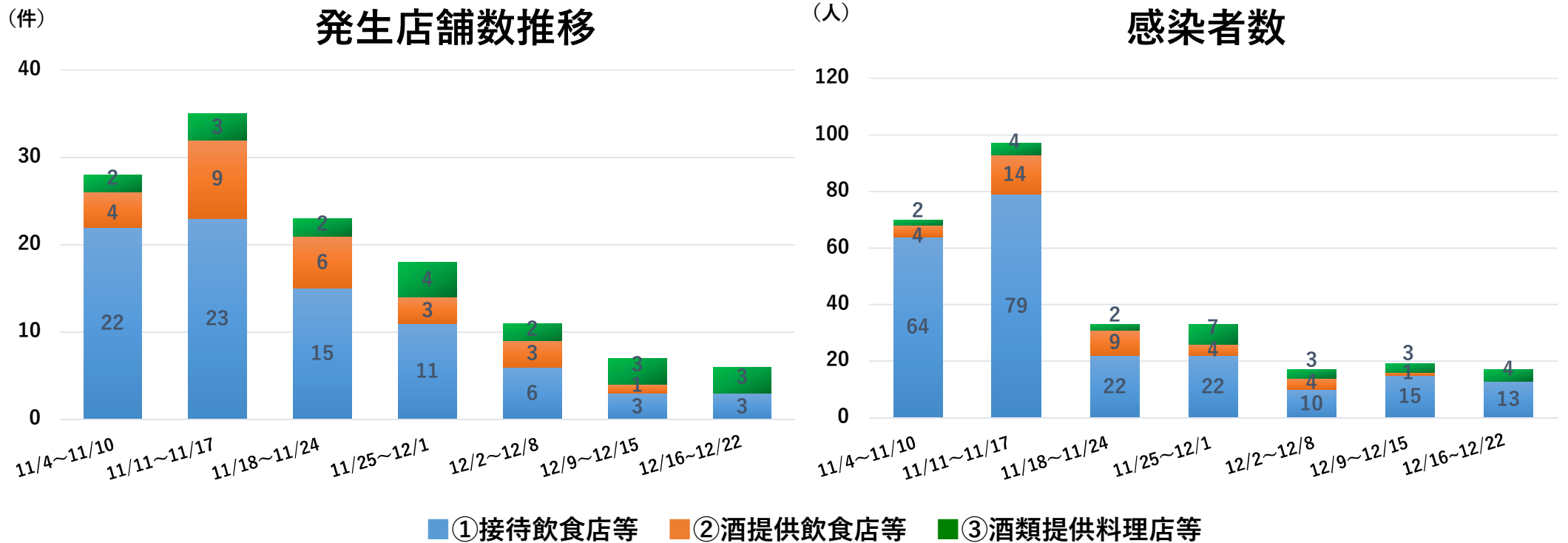
午後10時時点 前年同時期との比較

(人)



※前年比較は暦週を一致させて実施
※Agoop社提供データを元に作成

営業時間短縮等要請施設における感染状況

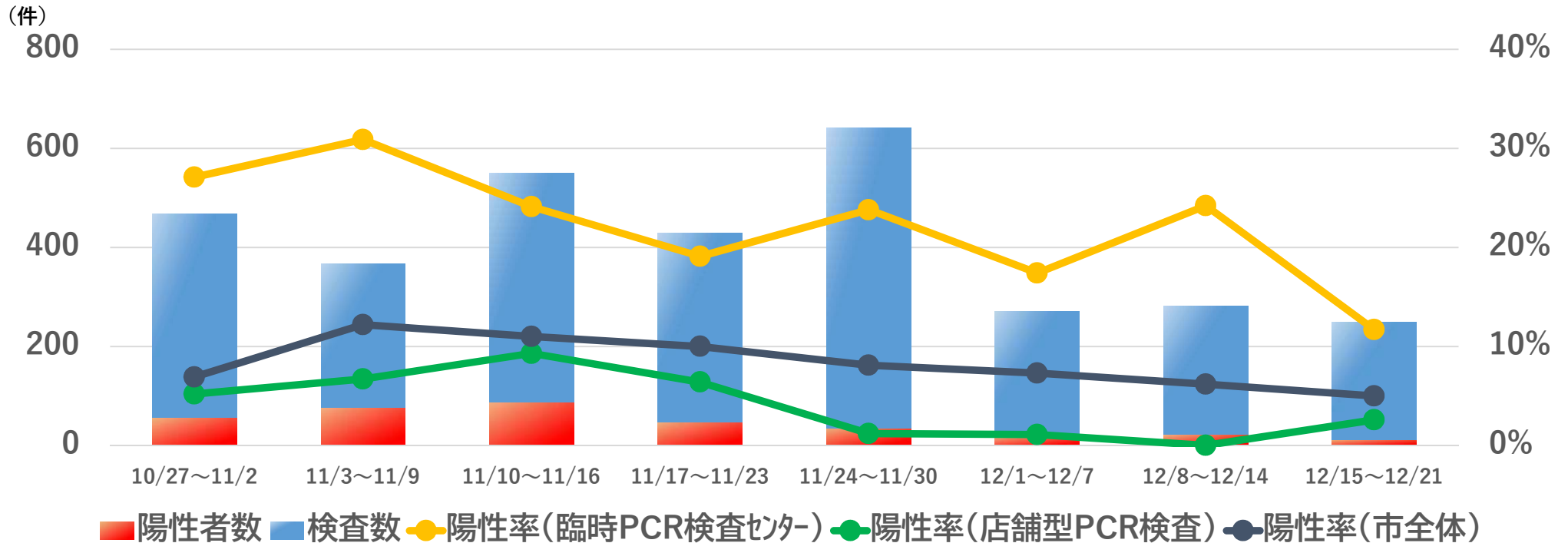


※ ①ニュークラブ、ホストクラブ等 ②バー、ナイトクラブ等 ③居酒屋、ラーメン店、そば屋等

➤ 11月後半に減少したが、感染事例の発生は続いており、再び増加に転じることを防がなければならない

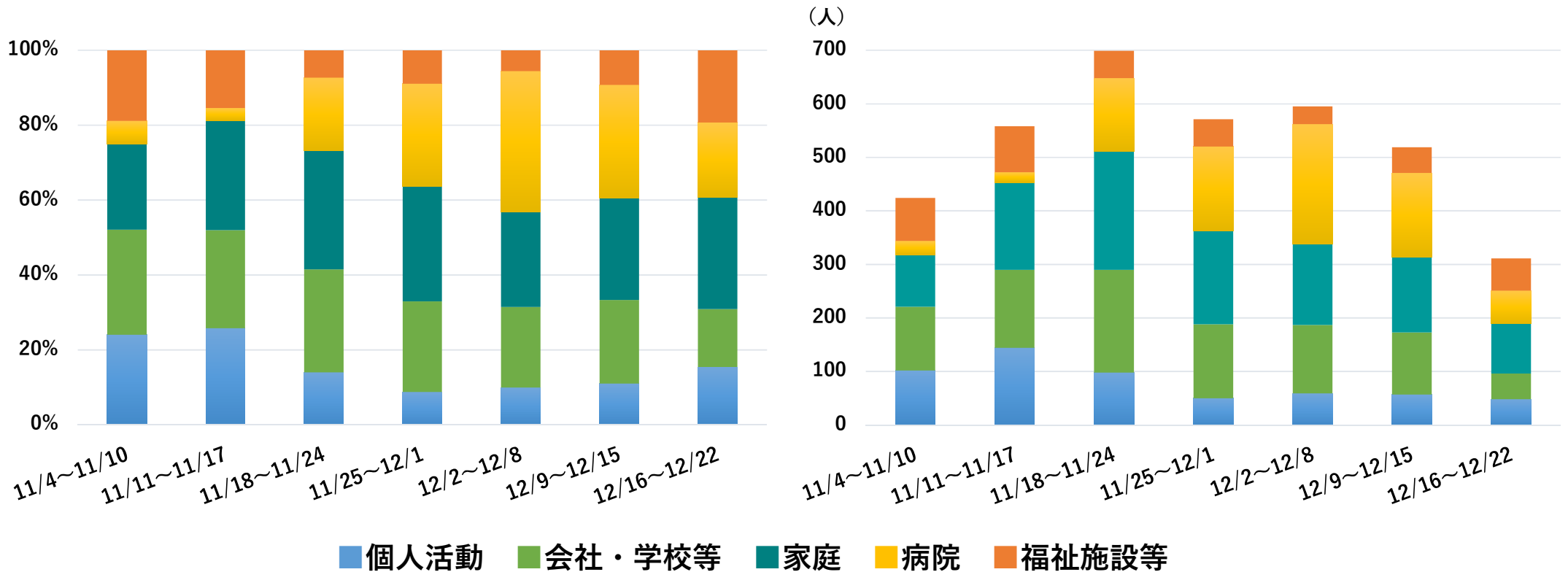
すすきの地区の重点的検査の状況

※臨時PCR検査センター及び店舗型PCR検査での検査数・陽性者数の合計



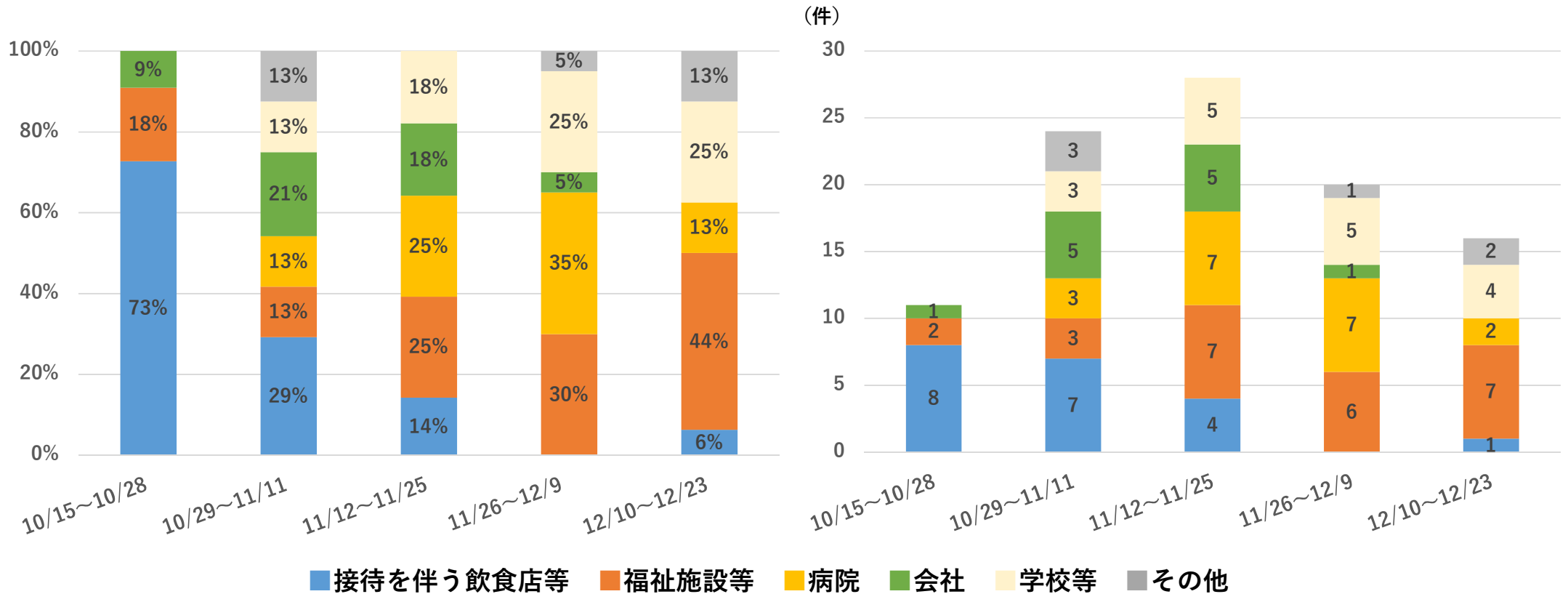
➤ 陽性者数は減少しているが、臨時PCR検査センターの陽性率はやや高い傾向であり、重点的検査により、引き続き感染状況を警戒していく必要がある状況

市内新規感染者（リンクあり）の感染経路



➤ 個人活動は減少するも、市中感染が広がり、12月には、特に病院や福祉施設等を経路とする感染が増加

市内集団感染事例

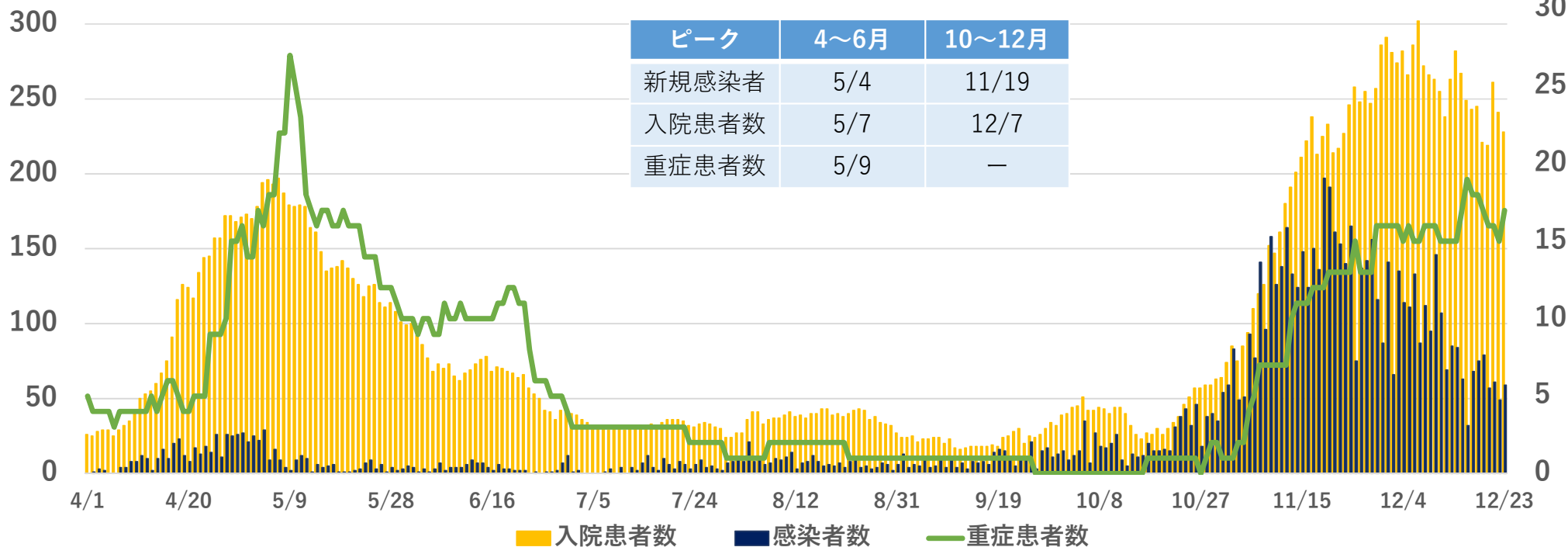


➤ 接待を伴う飲食店等での発生は減少したが、病院や福祉施設等の発生数増により、医療機関の受入病床が抑制されるなど、医療提供体制の厳しい状況は続いている

感染者数・入院患者数・重症患者数の推移

(感染者・入院患者数)

(重症患者数)



- 国の専門家組織は「新規感染者の増加傾向が鈍化しても重症者数の増加がしばらく続き、医療提供体制に重大な影響が生じるおそれがある」と指摘
- 札幌市での第2波では、入院患者数や重症患者数の減少スピードは緩やかな傾向
- 12月以降、入院患者数はピークを迎えたものの、重症患者数はピークを迎えたとは言えず、医療機関の負荷について依然として警戒すべき状況

接待を伴う飲食店に対する営業時間短縮の要請について

1 要請の趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、11月7日から集中対策期間として酒類提供を行う店舗への営業時間短縮等の要請を実施してきており、すすきの地区をはじめ市内の新規感染者数等の感染状況は改善傾向にあるなか、病床等の医療体制の負荷を考慮しながら、社会経済活動の段階的な正常化を進めるために、要請対象を絞り込み協力要請を行うもの。

2 要請の概要

(1) 要請期間

○令和2年12月26日(土)から令和3年1月15日(金)まで

(2) 対象施設

○札幌市内の接待を伴う飲食店
(風営法第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗)

(3) 要請内容

○営業時間の短縮(営業時間は「午前5時から午後10時」まで)
○業種別ガイドライン及び新北海道スタイルに基づく対策の徹底

(4) 協力支援金

○1施設(店舗)あたり50万円

原則、令和2年12月26日(土)から令和3年1月15日(金)までの全ての期間において要請に応じた事業者に対して支給する。(ただし、今回新たにご協力いただく場合などは、令和2年12月28日(月)から。)

(5) 事業費

470,000千円

〔	うち支援金	450,000千円	(900店舗×500千円)	〕
	事務費	20,000千円		

すすきの地区 新型コロナウイルス感染症対策 徹底宣言

今春、新型コロナウイルス感染症がまん延して以降、すすきの地区では、専門家のアドバイスを受けながら感染防止対策のガイドラインを策定し、地区内の約 2,000 店舗の協力を得ながら徹底した対策に取り組んできました。

しかし、今年 10 月頃から、地区内において新型コロナウイルス感染症の集団感染が急増し、11 月 7 日から始まった北海道の集中対策期間において、営業時間の短縮等を行い、感染防止対策に努めてまいりました。

こうした取組の成果もあり、11 月中旬には感染のピークを迎え、最近では、新規感染者数も減少傾向にあるなど、改善の兆しが見受けられています。

こうした状況の中、今回事業者に対する要請が一部緩和されることとなりますが、集中対策期間が続いていることなどを踏まえて、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐための取組を改めて徹底し、行政との連携のもと、すすきの地区が一丸となってお客様が安心して訪れることができるまちづくりを進めることを宣言いたします。

また、すすきの地区にお越しになるお客様におかれましては、5 人以上や 2 時間を超える長時間の飲食を控えることや、「新北海道スタイル」の実践を宣言している店舗を利用することなど、取組の趣旨をご理解いただき、安心・安全な地域づくりを共に進めていただければ幸いです。

今後とも、北海道最大の歓楽街である「すすきの」を、より魅力的な街にするために精一杯努めてまいります。

令和 2 年 12 月 24 日

すすきの観光協会 会長 大島昌充

すすきの社交料飲組合 組合長 横田雄二郎

札幌薄野ビルヂング協会 会長 森田浩明

北海道鮭商生活衛生同業組合

札幌中央支部 支部長 原良一

すすきの美しい会 代表 木村ゆかり

私達も、すすきのの皆様を取組をしっかりと支援してまいります。

北海道知事 鈴木直道

札幌市長 秋元克広

宿泊施設応援金給付事業について

1 事業目的

宿泊事業者の減収が続く中、今後のG o T o トラベル事業の再開や冬割事業の実施に向けて、宿泊施設に対し冬期間における新型コロナウイルス感染症防止対策に係る費用を給付することで、観光客が安心して札幌を訪れていただける環境を整える。

2 事業内容

(1) 交付対象

○札幌市内の宿泊施設及び民泊を営む法人及び個人事業主（下宿は除く）

(2) 対象経費

○令和3年1月から3月分相当の感染予防に係る消耗品（マスク・手袋・消毒液等）

(3) 支給額

○下表のとおり

客室数	応援金
1～20	150,000円
21～50	450,000円
51～100	750,000円
101～200	1,200,000円
201～	1,500,000円

※民泊事業者は、原則 75,000 円

(4) 事業費

305,000 千円

〔うち応援金 300,000 千円〕
〔事務費 5,000 千円〕

静かな年末年始に向けた共同メッセージ

この年末年始は、

- 「普段一緒にいる方」と「自宅」で過ごしましょう。
- 「普段一緒にいない方」との「会食は控えましょう」。

例年であれば、年末年始は、普段離れて暮らす家族や親戚、友人が集まって楽しく過ごすなど大切な時期です。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染リスクの観点から見ると、症状が無いため、本人が感染の意識をしないまま年末年始に帰省して、ふるさとの両親や祖父母と飲食をともにすることによって、意図せず、感染を拡大させるおそれがあります。

また、現時点においても、医療提供体制に大きな負荷がかかっている中、例年、多くの医療機関が休診となる年末年始において、これ以上、医療機関等の負担が増えると、通常の医療や救命救急が受けられなくなるおそれもあります。

医療現場の負担を増やさず、私たちの医療を守るためにも、道民の皆様、道内に滞在される皆様一人ひとりが、症状が無くても「感染しているかもしれない」との危機意識を持ち、正月三が日までは、静かな年末年始としていただきますよう、ご協力をお願いします。

令和2年12月24日

北海道知事	鈴木直道
札幌市長	秋元克広
北海道市長会長	山口幸太郎
北海道町村会長	棚野孝夫